

[SciREX-WP-2020-#4]

調査研究報告

大学評価と運営費交付金配分の一体的改革の在り方.

Integrated Reform of University Evaluation and Funding

2020/10

大学支援フォーラム (PEAKS) 評価WG

政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター

林 隆之、齊藤 貴浩、水田 健輔、米澤 彰純、川村 真理、安藤 二香



大学評価と運営費交付金配分の 一体的改革の在り方

調査研究報告書

2020年10月30日

大学支援フォーラム（PEAKS）評価WG

政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター

大学支援フォーラム（PEAKS）評価 WG

齊藤 貴浩 大阪大学 経営企画オフィス 教授 （兼）大学院人間科学研究科

◎林 隆之 政策研究大学院大学 政策研究科 教授

水田 健輔 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授

米澤 彰純 東北大学 国際戦略室 副室長・教授、総長特別補佐（国際戦略担当）

政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター
（「大学の業績評価・指標のあり方と活用に関する研究」プロジェクト）

川村 真理 政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター
専門職

安藤 二香 政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター
専門職

オブザーバ

上山 隆大 内閣府 総合科学技術・イノベーション会議常勤議員

本報告の執筆にあたり、以下の方にご協力頂いた。

竹中 亨 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構 研究開発部 教授

岡嶋 裕子 大阪大学 経営企画オフィス 准教授

エグゼクティブサマリー

我が国は生産年齢人口の減少がすすむ中、デジタル化による産業構造転換に遅れて国際競争に劣後し、さらに、近年は感染症や災害などの問題にも直面するなど、厳しい状況におかれている。この中で、大学は、高度な能力を有する次世代の人材を育成・輩出し、また、先端的な研究開発を通じて新たな知識を形成し社会や産業の課題解決へつなげていく重要な機能を有している。とりわけ国立大学は、公的資金に基づいて、高度な研究開発の実施や国として必要な高度人材の育成を担うことが強く期待されている。しかし、大学はこれまで、大学改革の要求に受け身で対応することによる疲弊や、国立大学法人における運営費交付金の削減等による財政基盤の弱体化により、その機能を十二分に発揮している状況とは言えない。

大学が教育研究活動の現状を国や社会に示し、その方向性を共有することで公的存在としての大学への支持を構築していく手段の一つとして、大学評価があげられる。日本では2004年から、大学評価制度として認証評価と国立大学法人評価という2つの評価が実施されてきた。しかし、現在、2つの評価制度は大学に多大な対応負担を求めているにもかかわらず、現実的には何に活用されるのかが不明瞭な状況になっている。日本の大学評価は、大学の「個性化」を重視してきたがゆえに、大学間の比較可能性を限定的なものとしており、学生や社会が意思決定のために求める大学情報として機能しにくく、また大学自らの切磋琢磨にもつながりにくい状況になっている。

その一方で、大学評価制度とは別に、資金配分のための評価が行われるようになった。大学単位の競争的資金配分や、国立大学の運営費交付金配分のための KPI による「機能強化経費」配分、ならびに共通指標による競争的配分である。そもそも先述の2つの大学評価制度は評価結果を運営費交付金の配分に強く影響させないことを前提としており、それゆえに、資金配分のためには別の評価が必要となり、大学に重複した負担をかける状況になっている。

この状況は大学評価の在り方の問題だけではなく、運営費交付金の配分の在り方の問題と一体である。第三期中期目標期間に新たに導入された競争的配分は、運営費交付金の8割以上を占める「基幹経費」部分を圧縮することによって各大学が拠出した額が、毎年の改革状況や実績によって再配分される方法であり、不安定かつ短期的な配分をもたらしている。一方、基幹経費は、前年度額をもとに算定される方式が法人化以降15年以上続き、大学が現在行っている教育・研究活動に必要なコストと整合した額が配分されているかも不明な状態であるとともに、教育研究実績を向上させるインセンティブが存在しない。

このように、我が国の高等教育や社会を発展させるための全体としての財政理念や長期的な将来展望を欠いたまま、前年度踏襲の漸増減が繰り返されたり、対症療法的な改革点検項目を指標とした評価が行われたりすることは、大学を疲弊させることにつながる。

この点について海外諸国をみれば、財政配分については、その根拠や効果を透明性をとも

なってわかりやすく社会に提示するため、広い意味での大学評価と関連づけた議論や取り組みが進んできている。すなわち、海外では運営費交付金のような基盤経費の配分は、日本のような前年度額や非公式の交渉に基づく配分から、必要コスト（学生数等）や実績指標を総合的に用いた算定方式や、大学と国との契約に基づく配分を含むものへと次第に変化している状況がある。大学評価の方法についても、教育面では、学生満足度調査や卒業率・雇用状況等を、研究面では研究成果の学術的質や社会的効果（インパクト）に対する評価者による研究評価等を活用する国もあるなど、実績を定量的・定性的に測定する方法の開発が進んでいる。一方で、教育の質保証を目的とする評価は、大学内部の評価である内部質保証を厳しく実施することによって、外部からは簡素に評価を行い、大学内部では自ら意義ある取組としての内部評価を実施することが可能となりつつある。

これらの国内外の状況を踏まえれば、我が国の大学評価を、効率的な財政配分への貢献をも正面から見据えて、根本的に問い直すべき時期にきている。本報告では、大学評価と運営費交付金配分方式の一体的改革が必要であることを提言する。

運営費交付金は前年度額に基づく理論なき配分から、大学の教育・研究・社会貢献の機能ごとに、必要コストや実績の測定を行い、配分に反映させる透明な算定方式へ移行することが必要である。そこでは、インプット指標に基づくコストを保証する基盤的部分、教育・研究・社会貢献の実績を測定してインセンティブを付与する部分、大学の戦略をもとに国の政策課題に対する貢献を「契約」する部分など、統合的で一貫性を持った体系へと再設計することが望まれる。このような方法をとることで、運営費交付金が安定的、あるいは期間中の増減が予め把握可能な資金配分となり、また、社会からは大学の実績への理解と支持がえられることで、大学による長期的な視野に立つ自律的経営が可能となることが期待される。

国立大学法人評価は、大学の教育研究活動の状況や実績を量的・質的に把握・評価し、運営費交付金へ反映させることが可能な情報を提供することを目的とする評価へと転換することを提言する。そこでは現在のように、中期目標・計画の達成を厳密に評価するのではなく、教育面では将来必要となる人材の育成のために、学習者や社会のユーザーの視点を反映した基準に基づく評価を行い、研究面では学術的な質の国際的卓越性や研究による社会への効果（インパクト）を把握し、その評価結果を理解しやすい形で提示する。それにより、幅広いユーザーへの有効な情報提供や、資金配分の説明責任を果たすことも期待される。

加えて、大学の戦略的経営の面からは、各大学は独自に「戦略計画」を策定し、それを踏まえて国が提示する政策目的・課題（たとえば、将来社会において必要な領域の人材養成、国際的な拠点となる学術研究、地域創生の拠点としての大学）への貢献を国と契約し、そのための資金配分がなされることも考えられる。これにより、国は、個々の大学の個性や自律性を尊重しつつも、大学セクターへの公共投資の目的を明確化し、大学間での機能分担を促進し、有効性と効率性を高めることが必要である。

一方、認証評価は内部質保証を重視した方向性を堅持しつつ、大学単独だけでなく大学セクターが共同して教育内容や学修成果の水準を外部のステークホルダーの視点も入れなが

点検し、教育の質向上を図るよう取組を進めるべきである。

令和 2 年度において、新型コロナウイルスのパンデミックが緊急の大きな財政出動につながったが、経済状況の回復後は財政再建のための緊縮財政を覚悟しなければならない。そうした中、大学への公共投資には投資効果に関する明確で一貫したわかりやすい全体設計による効率性・透明性の確保と社会からの広範な理解と支援が必要となる。そのためにも、運営費交付金配分と大学評価の一体的改革が不可欠である。

目 次

1. はじめに	1
2. 大学評価の現状と課題	3
2.1 大学評価制度の現状	3
2.2 資金配分のための別の評価の導入	4
2.3 大学評価の課題	6
3. 国立大学の運営費交付金配分の変遷と課題	10
4. 日本の課題に対応する海外状況	14
4.1 英国（イングランド）	15
4.2 ドイツ	21
4.3 フランス	25
4.4 フィンランド	29
4.5 オーストラリア	31
4.6 米国	37
4.7 まとめ	43
5. 日本における新たな大学評価と運営費交付金算定のありかた（提言）	49
5.1 公的投資の対象としての大学活動	49
5.2 安定的かつ透明でインセンティブを有する運営費交付金のあり方	50
5.3 大学評価の見直し	52
資料編	55
1. 英国（イングランド）	56
2. オーストラリア	85
3. フランス	105
4. アメリカ	115

1. はじめに

我が国は少子高齢化の進行により生産年齢人口が今後も減少の一途をたどることになり、国際経済の中でその地位を維持していくためには、イノベーションを通じて高付加価値のサービスや製品の生産を行い、生産性の向上を図ることが不可欠である。しかし、実際には国際的に展開するデジタル化による産業構造転換に対して我が国の対応は遅れており、国際競争に劣後している状況にある。また、新型コロナウイルス感染症、地震や豪雨などの災害など、国民の生活を脅かす安全保障の問題にも直面するようになっており、さらに、SDGsに代表されるような社会的価値を重視する社会へ向けた変革もグローバルに展開している。我が国は其中で Society5.0 概念の提唱とその実現を通じて、新たな社会像を示して世界をリードしていくことが求められる。

日本の経済社会が今後も先進国としての地位を維持できるかの分水嶺に立つ中で、高度かつ多様な知の生産、蓄積、伝達、移転を行う存在としての大学の役割は大きい。なかでも国立大学は、公的資金に基づいて、経済・社会の変革を生むために不可欠である高度な能力を有する人材を育成・輩出するとともに、先端的な研究開発を実施することで新たな知を形成して産業や社会へと移転していく機能を担う。大学がこのような機能を継続して果たし、社会がそこから生まれる人材や知の成果を最大限に活用していくためには、大学が社会の広範な理解と支持を得て、社会や経済と共に発展することを目指していくような明確なビジョンを持った革新的かつ持続性のある経営を行っていくことが望まれる。

大学が社会や国から理解と支援を得るための一つ的手段として、大学評価がある。大学は自律的な経営を行いつつも公的な支援を受けることから、大学評価という手段を通じて、各大学の教育研究活動の現状を国や社会に示し、その方向性を共有することで、公的存在としての大学への支持を構築していくことになる。日本では大学評価として、国立大学法人評価と認証評価の二つの制度が存在している。しかし、これまで各種の政府文書において、大学評価制度の見直しが論点として上げられており、たとえば『経済財政運営と改革の基本方針 2018』では「複数併存・重複する大学評価制度の関係の整理、効率化、客観的な指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善を図る」と指摘されている。

また、平成 30 年度の政府の各種政策文書（『経済財政運営と改革の基本方針 2018』、『未来投資戦略 2018』、『統合イノベーション戦略』等）においては、国立大学の運営費交付金について、「評価を通じたメリハリある配分によるインセンティブの仕組み」を検討して導入することが閣議決定された。国立大学の運営費交付金は 2004 年の国立大学法人化後、第一期および第二期中期目標期間は概ね毎年 1% 程度の減額が行われ、国立大学の財政基盤を弱体化させてきた。第三期中期目標期間からは、運営費交付金の一部分に新たに「機能強化経費」という内部項目が設定され、各国立大学は「3 つの重点支援の枠組み」から一つを選んで戦略や KPI を提出し、その評価に基づいて各大学が拠出した額が増減して再配分される方式が導入されてきた。

さらに、2018年11月の財政制度等審議会『平成31年度予算の編成等に関する建議』において、「評価に基づいて配分する額を運営費交付金のまずは10%程度、1,000億円程度にまで拡大する」とし、2019年度予算からは5つの共通指標が導入され、それまでのKPIに基づく配分とあわせて1,000億円（交付金全体の10%）が競争的に再配分されることとなった。さらに令和2年度には共通指標の数は増え、配分額も増すことになった。

このように、2つの大学評価制度がありながらも、運営費交付金配分のためには別の評価が行われ、重複する評価が複数併存し、大学の負担になっている。『経済財政運営と改革の基本方針2019』では「現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する」としている。

一方、重点支援評価（機能強化経費）や共通指標のように、資金配分に直結する評価は大学の活動に大きく影響するものであるが、現在の共通指標等に基づく競争的配分が、運営費交付金全体の10%でなく、数十%、さらには総額に近い割合まで拡大したときに、現在の指標群による配分が適切であるかは疑問である。これは、現在の「評価を通じたメリハリある配分によるインセンティブの仕組み」が、あくまで国立大学の財政配分への部分的な改善策・刺激策として導入されたものであり、運営費交付金総額の全体を貫く設計思想が示されていないからである。また、現在の日本の大学の教育と研究の質を改善するインセンティブを資金配分により形成しようとするれば、外形的な定量指標だけでなく、質の側面も確認する定性的な評価の結果を活用することも検討が必要となる。

本報告は、大学評価と運営費交付金配分のあり方を一体的に検討した結果を報告するものである。運営費交付金のような基盤的経費はどのように配分されるのが望ましいのかを国内外の状況を踏まえて検討し、その中で有効になる大学評価の方法や体制を検討する。本検討は、大学による自律的経営を前提に、公共的な投資としての運営費交付金配分を通じて、教育研究の実績を踏まえた競争的な環境を構築するための方法と、その手段としての大学評価の方法について原則を提言するものである。

2. 大学評価の現状と課題

2.1 大学評価制度の現状

日本では2004年より、認証評価と国立大学法人評価の2つが、評価制度として存在している。以下、二つの評価制度の概略を述べる。

(1) 国立大学法人評価

国立大学法人評価は、独立行政法人通則法を準用し、国立大学法人法に基づいて実施されている。現在の国立大学法人法第31条の2項では、評価として、①毎事業年度の業務実績の評価、②4年目終了時に行う中期目標期間終了時に見込まれる業務実績の評価、③6年終了時に行う中期目標期間の業務実績の評価、の3種類を行うこととしている。また、これらの評価は文部科学省におかれた国立大学法人評価委員会により行われるが、教育研究面については、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構に評価の実施を要請し、その評価結果を尊重することになっている。そのため、国立大学法人評価だけでも、評価を受ける頻度は極めて高く、負担が大きい。

国立大学法人評価の実施目的については、国立大学法人制度を形作った報告書である『新しい「国立大学法人」像について』(国立大学等の独立行政法人化に関する調査検討会議2002)において、「評価により、大学の継続的な質的向上を促進するとともに、社会への説明責任を果たすことを目的とする」とし、活用方策には「教育研究その他の活動の改善のために役立てる」「次期以降の中期目標・中期計画の内容に反映させる」「次期以降の中期目標期間における運営費交付金等の算定に反映させる」と書かれている。

評価実施後の大学へのアンケート結果によれば¹、各大学は中期目標・計画の実施状況を報告することが求められることにより、学内に運営サイクルを確立し、教育研究上の課題を把握することが可能となったと回答している。また、他大学の評価結果を分析している大学も多く、自大学の運営に参考にしてしている。評価結果を次期の中期目標・計画の策定に役立てている事例もみられる。

このように大学内部では中期目標・計画に基づく運営が確立されつつあるものの、外部からの評価による影響・効果という点では、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会が「勧告の方向性」を公表し、これを受けて文部科学省が「国立大学法人等の組織及び業務全般の見直しについて」を決定してきたが、これらは大学の自律性を尊重し、個別大学ではなく国立大学全体に対しての勧告であり、それゆえに強い影響力は持たない構造になっている。

また、運営費交付金の算定への判定という点では、これまで評価結果に基づいて、運営費

¹ 大学改革支援・学位授与機構(2018)『「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における教育研究の状況についての評価」に関する検証結果報告書(第2期中期目標期間)』

交付金の「法人運営活性化支援分」年間 30 億円が評価結果の優れていた 30 大学に対して配分された。これは年間 1 兆円を超える運営費交付金全体の 0.3%以下の額である。そのため、現在の法人評価は、作業の負担に比して影響や効果が限定的であり、大学にとっても、行政府、および、公表結果を見る社会にとっても、評価実施のメリットが少なく、実施目的が不明瞭である。

(2) 認証評価

認証評価は、文部科学大臣より認証を受けた評価機関が行う第三者評価である。国公立を問わず、大学等は機関単位の評価を 7 年以内ごとに受け、加えて専門職大学院は分野ごとの評価を 5 年以内ごとに受ける。

認証評価は、質保証のために大学設置基準などの規則への適合性を中心にしつつ、大学の教育の実施プロセスと成果についての最低限度の質を保証し、さらなる質向上を促進することを目的とする。このような質保証は欧州などの海外諸国でも 1990 年代から議論がはじまり、2000 年代には制度が導入された。その後、同じ評価を繰り返し行うことの効果は逡減するため、大学自身が責任をもって教育の質保証を行う「内部質保証」に焦点が移っている²。

日本でも認証評価の第三巡目より内部質保証を重視するようになった。しかし、現時点においては内部質保証が十分に機能している大学は数少ない。また、たとえ内部質保証が適切に機能している大学があっても、「学校教育法施行令」第 40 条により大学は 7 年以内に一度認証評価を受けなければならない、「学校教育法第百十条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令」では、評価基準に含むべき項目が設定されているために、外部からこまかく大学を評価する前提になっている。これにより、現状の枠組みでは、大学が自らのミッションを踏まえてその活動の質を保証する形よりは、大学設置基準の遵守の確認など外形的な確認がいまだ中心となっている。

2.2 資金配分のための別の評価の導入

二つの大学評価制度が上記のような特徴を有するため、大学等へ資金配分を競争的に行おうとすると別の評価の仕組みが必要となる。

法人化以前から、大学・部局を対象とする各種競争的資金の形成に伴い、その配分のための評価は行われてきた。2002 年からは「21 世紀 COE プログラム」、2003 年からは「特色ある大学教育支援プログラム」といった競争的資金制度が設立された。

その後に定量的な指標を重視した判断が行われる資金が形成されてきた。たとえば「研究大学強化促進事業」では「ヒアリング対象機関選定のための指標」を設定し、研究者当たり

² 文部科学省中央教育審議会大学分科会（2018）『認証評価制度の充実に向けて（審議まとめ）』

科研費採択数、拠点形成事業の採択数、論文数における Top10%論文数の割合など複数の指標を用いた。「スーパーグローバル大学創成支援事業」では、実績と目標値を求める指標として、外国人教員数・職員数、留学生数、科目ナンバリング実施割合、年俸制教員数などの複数の指標を示した。

上記は競争的資金の配分であるが、2016年から始まった国立大学の第三期中期目標期間には、運営費交付金の配分に競争原理が組み込まれた。各大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援することを目的として、「3つの重点支援の枠組み」を設け、運営費交付金のうち各大学が拠出した金額を評価に基づいて再配分することになった。各大学は、3つの枠組み（①地域への貢献、②専門分野の教育研究の推進、③世界で卓越）から一つを選び、その枠組みに応じた「ビジョン」および「戦略」とその達成状況を判断するための「評価指標（KPI）」を設定し、文部科学省に提出する。2019年度には、文部科学省の委員会においては、KPIの精選・設定がなされているかや、前年度の実績値が目標に向けて着実に進捗しているかを、それぞれ4段階で評価した。後者の進捗度の結果を、ポイントとして大学単位で集計・平均値を算出し、その結果に基づいて、95%～105%の配分率で約300億円が再配分された。

この「3つの重点支援の枠組み」については、2018年に財務省の財政制度等審議会財政制度分科会において、KPIがインプットに関する指標が多いことや、大学ごとに定義も内容も異なるKPIが多数示されており、相対的に実績を比較することが困難であることが指摘され、共通指標に基づいて10%程度（1000億円程度）を配分することが提言された。

その後の文科省等の検討により、2019年度の運営費交付金は、上記の「3つの重点支援の枠組み」による300億円の配分に加えて、700億円が客観的な共通指標に基づいて配分されることとなった（「成果を中心とした実績状況に基づく配分の仕組み」）。共通指標の構成は以下の5つであった。

- (1)会計マネジメント改革の進捗状況（100億円）
- (2)教員一人当たり外部資金獲得実績（230億円）
- (3)若手研究者比率（150億円）
- (4)運営費交付金等コスト当たりトップ10%論文数（100億円）
- (5)人事給与・施設マネジメント改革の推進状況（120億円）

しかし、このような配分について国立大学側は「国立大学の経営基盤を一層不安定で脆弱なものとするとともに、中長期的な戦略に基づく積極的な改革の取組を困難にするだけでなく、財政基盤の弱い大学の存在自体を危うく」するとの意見を示しており³、国立大学協会では「国立大学法人における教育・研究の成果に係る評価検討会」を設置して、次年度に用いることが期待される教育研究実績に係る指標の検討を行った⁴。その中では、第三

³ 一般社団法人国立大学協会会長山極壽一「国立大学法人制度の本旨に則った運営費交付金の措置を！（声明）－国立大学が将来を見通した経営戦略の下に改革を実行していくために－」平成30年11月2日

⁴ 一般社団法人国立大学協会「2020年度の運営費交付金の配分における共通指標の活用について（考え方の整理）」令和元年11月8日

期中期目標期間の国立大学法人評価における研究業績の質に関するピアレビューがまだ行われていない状況であるために、研究成果については暫定的に「教員あたり研究業績数」等の定量指標のみで構成しながらも、複数の指標を学系（分野）別に設定するように求めた。結果、トップ10%論文数の指標は残りながらも、教員あたり研究業績数の指標が設定された。

これらの検討結果も参考にされながら、2020年度には、指標の数は拡大し、下記の図1のように教育・研究ならびに管理運営に関する複数の指標が設定された。しかし依然として管理運営面での改革実施度合いが大きな割合を占めている。

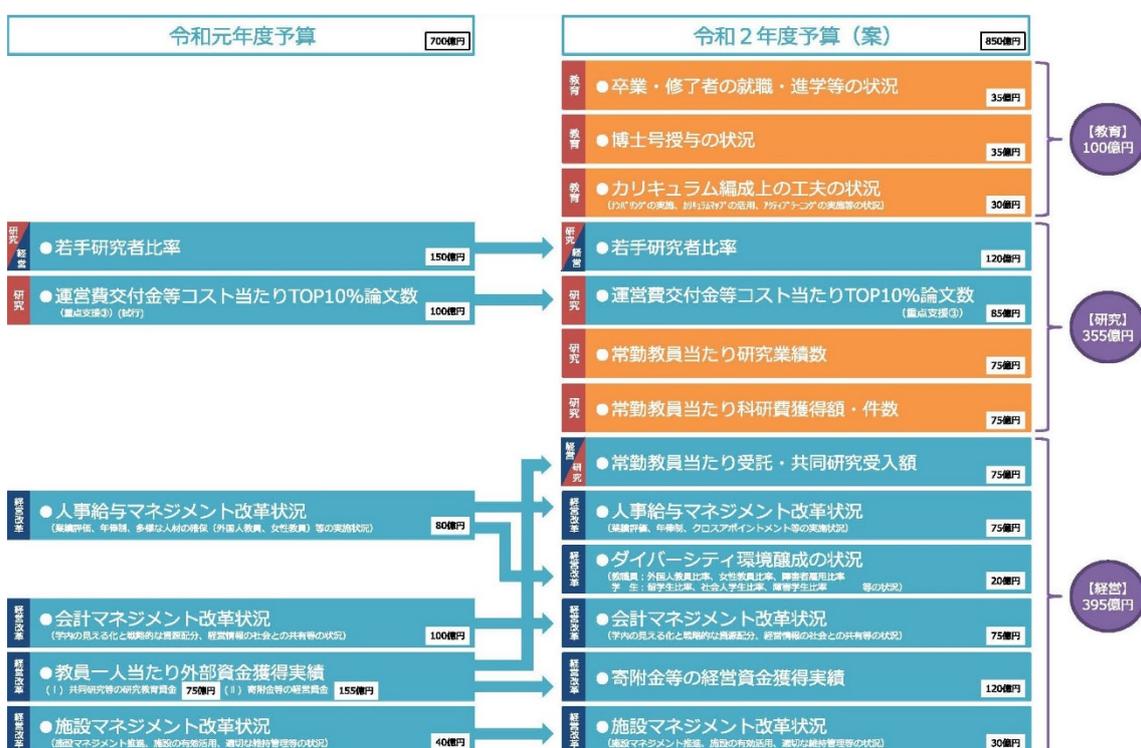


図1 成果を中心とした実績状況に基づく配分の仕組み

2.3 大学評価の課題

以上のように複数の評価が濫立する状況に対して、『経済財政運営と改革の基本方針2019』では「現行の「国立大学法人評価」、「認証評価」及び「重点支援評価」に関し、廃止を含め抜本的な簡素化を図り、教育・研究の成果について、中長期的努力の成果を含め厳正かつ客観的な評価に転換する」と述べている。

そもそも国立大学法人評価や認証評価の源流は、1998年の大学審議会答申『21世紀の大学像と今後の改革方策について』に基づいて始められた試行的第三者評価である。この答申は大学の個性化を主たる方向性としており、大学評価も「各大学が多様な個性を存分に発揮

できるような評価が行われることが期待される」と述べていた。その後の二つの評価制度も、この方向性を受け継いでおり、大学の個性の尊重を重視し、それゆえに、教育・研究実績についての比較可能性を限定するものとなってきた。国立大学法人評価では、各大学（法人）の独自の中期目標・計画の達成度を評価することが中心となっており、学部・研究科の教育・研究水準の評価も行うが、それらの結果は達成度評価の材料とされるだけの構造になっている。認証評価については、大学設置基準という最低限の基準の遵守を一律に確認するが、それ以上の内容については各大学の目的を尊重し、内部質保証にて質管理を行うことを求めている。

このような評価は各大学において教育研究マネジメントを改善し、機能強化を推進した。しかし、いくつかの課題が生じている。

第一には、評価結果が比較不可能であるゆえに、資金配分への情報としては機能しない。そもそも評価結果を資金配分のために直接的に用いることは否定されてきた。それゆえに、新たな政策のもとで競争的な資金配分を行うとすると、別の評価を実施することが必要となる。大学から見れば、資金配分に直結する評価のほうが重要であり、大学評価制度、特に国立大学法人評価はその意義を見いだせない状況になってしまっている。

加えて、制度として行う大学評価は、数百人の評価者（主にピアレビューアー）が関与して行う大規模でコストのかかる方法を取りながら、その活用が限定的であるのに対し、資金配分に直結する別の評価は影響力が大きいにもかかわらず、指標群や少人数の評価者によって簡素に行っているという歪んだ状況が生まれている。

第二には、評価結果やそのための基準が、学生や社会が求める大学情報として十分に機能していない。たとえば入学を希望する学生にとっては、在学・卒業した学生の満足度が高いのか、教育によってどのような能力が得られ、卒業後の状況がどのようなものであるか等の状況について、複数の大学を比較して入学先を検討しうる情報が得られるものにはなっていない。

また、社会の側からも、専門職大学院の認証評価では教育内容や方法について詳細な評価がなされるが、それ以外の評価においては、卒業後に社会や産業で期待されるような能力が身につけているかが不明である。たとえば、社会のデジタル化やジョブ型雇用への転換に適合した能力が身につけているか、そのために有効な最先端の教育が行われているか、海外の類似大学と同水準かそれ以上の内容になっているのかは評価からは不明である。同様に、研究活動についても、研究活動によりどのような効果が学術面のみならず社会面においても具体的に得られているのか、あるいは得られるような戦略的な実施体制や環境が効果的に構築されているかが不明である。すなわち、公共的存在としての大学の意義を認識しうるような評価基準が形成されていない。

第三には、同様に、評価基準が高等教育政策や科学技術イノベーション政策において認識されている課題と具体的に対応する構造になっていない。最低限の質保証を行うことや、記載された中期目標・計画の達成度を評価することと、今現在、政策として大学に求められて

いる課題との関係は直接的な形では明確でなく、その評価を行うことで国の高等教育や研究に関する政策課題が改善される構造になっていない。それゆえに、政策目的を踏まえた資金配分に活用し得ない構造にもなっている。

国立大学法人評価について言えば、これは、そもそも国立大学の中期目標・計画が大学の戦略経営を後押しし、国の高等教育や研究面での政策課題への貢献を推進する構造になっていないことにも起因する。大学は、中期目標・計画に何を書いても資金配分には影響せず、達成できなければ悪い評点がつくために、最初から達成が期待しうる事項を中期目標・計画に記載することになる。他方で、中期目標・計画とは別に概算要求の場面などにおいて様々な「大学改革」を行うことは求められる。これによって大学には、改革疲れや、形骸的な評価作業への徒労感が生まれる。また、そのように形成された中期目標・計画について、たとえ全国立大学の目標が達成されたとしても、それによって日本の国立大学セクター全体がどのような状況になるのかは全く不明瞭となっている。

以上のように、複数ある評価が何のために行われているかについて、一般社会のみならず大学関係者の間でも広くコンセンサスを持った理解がなされているとは言いがたい。その結果として、大学にとってほとんど影響力を持ちえておらず、作業負担ばかりが目につく仕組みとなっている。そして、大学自らが切磋琢磨する機会にも十分につながっていない状況にある。

このような現状を打破する上では、評価の方法論の技術的修正を行うだけではなく、そもそも何のために行う評価であるのかという議論を再度行う必要がある。

大学評価の課題

①現在実施されている大学評価は、大学の負担が大きいにもかかわらず、活用方策が不明瞭

国立大学法人評価は、次期の中期目標・計画策定や運営費交付金配分に活用されることになっているが、評価の作業量に比して影響は限定的で、大学・社会双方にメリットが見えない。

質保証のための認証評価は、「内部質保証重視」の原則が国際的に確立し簡素化しうるが、大学自身の自己点検能力への社会的信頼は十分得られておらず、細部にわたる第三者評価が継続している。

②多様な大学評価が存在し、教育研究活動に支障

法律で規定されている評価制度に加え、運営費交付金の機能強化経費（「3つの重点支援の枠組み」）や共通指標による配分、大学・部局を対象とする各種競争的資金の評価が多数存在。結果的に大学が重複的な縛りを受け、全体的な有効性が担保されているかも不明瞭。

③大学評価の方法の不適合

大学評価での大学の個性の尊重の原則が、教育・研究実績についての比較可能性の限定につながり、学生や社会が求める大学情報として機能せず、大学の切磋琢磨にもつながりにくい。

評価基準と、政策的に大学に求められている課題との関係が不明瞭であり、評価を行うことで政策課題が改善される構造になっていない。

④大学の自律的経営に向けた、中期目標・計画の課題

国立大学法人の中期目標・計画は、個々の計画の確実な達成が重視されるため、大学が中長期的な視野で戦略的経営を行うための目標として機能しづらい。

高度人材の育成や科学技術イノベーションなど、国が大学セクターに期待する政策課題に対する各大学の貢献が、政府・社会と大学の双方にわかりやすく示される「契約」になっていない。

3. 国立大学の運営費交付金配分の変遷と課題

運営費交付金の競争的配分のために別の評価が導入されてきたが、そもそも運営費交付金全体の配分方法にも課題がある。

国は国立大学法人に対して、業務運営に要する基盤的経費として運営費交付金を配分している。運営費交付金は、6年間の中期目標期間を通じて、その配分方法が決まっており、使途が特定されない「渡し切りの交付金」である。

国立大学の運営費交付金は第一期および第二期中期目標期間の12年の間に、12,415億円から10,945億円へと11.8%減少し、概ね毎年1%程度が減額されてきたことになる(図2)。このような漸次的な減額に対して、国立大学はこれまで大きな変革を実施するよりは、運営費交付金を原資として雇用する教職員の新規雇用を抑制するなどの対応をまずはとってきた。その結果として、特に若い教員が安定的なポストを見つけることは難しくなり、プロジェクト経費などの外部資金による任期のある不安定なポストに就く者が増えてきた。また、プロパー職員の業務経験年数や年齢の構成にも著しい偏りが現れている。さらに、投資的経費の財源が各年度の補正予算に依存していたため、第二期中期目標期間後半以降の補正予算縮小により、元來経常費財源であるべき運営費交付金が投資目的に振り向けられるという浸食も起きている。

第三期中期目標期間に入り、運営交付金の国全体の総額は概ね同額で推移している。また、第三期より、各大学の運営費交付金のうち1%程度を拠出した額を評価に基づいて再配分する「機能強化経費」を運営費交付金の中に設けたことや、「学長裁量経費」という区分も新たに設けたことにより、大学の戦略的な運営へ向けた努力が予算配分面でも進められてきた。

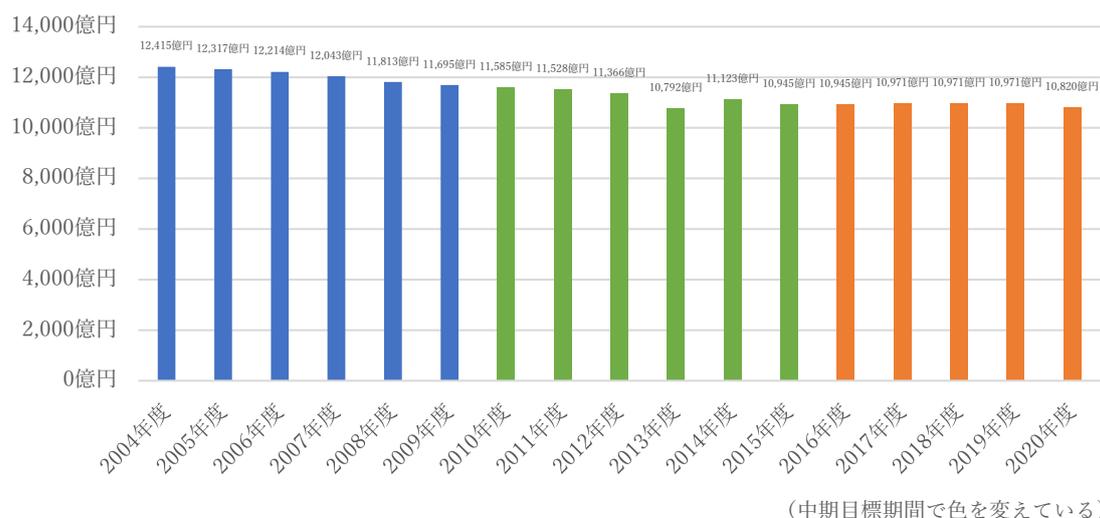


図2 国立大学法人運営費交付金等予算額の推移

2019年度の運営費交付金の内訳は図3のようになっている。2019年度には運営費交付金総額10,971億円のうち、9,315億円が基幹運営費交付金（基幹経費）であり、704億円が基幹運営費交付金（機能強化経費）、952億円が特殊要因運営費交付金である。また、このうちの基幹経費が圧縮されることによって生み出された850億円が「成果を中心とした実績状況に基づく配分の仕組み」による共通指標によって再配分された。

(収入)		(支出)	
授業料等	3,632億円		
雑収入	316億円		
基幹運営費交付金 (基幹経費)	9,315億円		基幹経費 13,263億円
基幹運営費交付金 (機能強化経費)	704億円		機能強化経費 704億円
特殊要因 運営費交付金	952億円		特殊要因経費 952億円
附属病院収入	11,158億円		附属病院経費 11,158億円
事業費		26,077億円	

国立大学法人
運営費交付金
10,971億円

法人化時の各大学の学生数・教員数の規模等を踏まえ配分。

各大学の機能強化の方向性に応じた重点支援や、高等教育に共通する政策課題への対応を支援するため、有識者の評価や大学の活動実績等の客観的根拠に基づき配

退職手当等の国が措置すべき義務的経費の所要額を配分。

《内訳》
 ・退職手当 777億円
 ・移転費 42億円
 ・建物新築設備費 21億円 等

図3 国立大学法人の収入と支出

以上のように、近年は大学の教育研究を支える基盤的な部分である「基幹経費」を圧縮することによって、競争的配分を捻出してきた。そのため一面的には、安定的な基幹経費が削減されてきたことが問題であるかのように見える。しかし、このような基幹経費を中心とする配分の構造自体の妥当性を改めて検討する必要がある。

第一の問題としては、依然として大きな割合を占める基幹経費に、統合的で一貫した配分の設計思想が存在していないことである。上記のように運営費交付金の一部には実績に基づく競争的な要素が導入されたとしても、大部分を占める基幹経費は前年度額を踏襲して配分される方式となっている。そのため、2004年の法人化時点での学生数や教員数を反映させた配分額が15年以上経った今でも強く影響しているものになっている。

配分額の安定性という面から考えれば、前年度を基にした配分方法はもっとも安定的である。そのために大学側からは、基幹経費の安定的な配分方法は維持したまま、減額を行わないことへの要請が生じやすい。しかし、前年度額踏襲の方法が長年続いていることで、法人化以降の15年間の大学の教育研究活動の変化や、現在の教育研究活動にかかっているコストが、配分額に適切に反映できていない可能性がある。また、配分の論理や根拠がないこ

とが、一律の削減や圧縮・再配分の対象となりやすい状況を生んできた。さらに、資金制度がこのように安定的であることで、教育研究実績を高めるようなインセンティブが働く制度になっていない。

第二の問題として、具体的な指標について、改革促進を目的としたものが多いことである。共通指標は、「人事給与マネジメント改革」「会計マネジメント改革」などの改革の実施状況に関する指標が中心であった。これらの指標はその時々々の改革課題に関わる改革を支援・促進するという点からは意味があるが、改革が一段落すれば、その指標には意味がなくなり、指標の交代がなされることになる。目前の政策課題の解決はもちろん重要ではあるが、長期的な視点をもった統合的な設計思想を欠いたまま、その時々々の課題解決のための改革への配分割合が大きくなれば、いわば場当たりのな財政配分となる。一方で大学の側からみれば数年後にはどのような指標が予算配分に用いられるかが分からず、安定した経営を行うことが難しくなるだけではなく、社会全体としても一貫性のある効果的な公的資金の活用につながらないことになる。

第三の問題は、現在の指標や配分方式は、競争的配分の割合が10%程度であることを前提に設定されたものであり、長期的な将来展望が欠如している。上記のように、基幹経費に配分論理が存在しないために総額維持を正当化する説明は難しく、今後、競争的配分額の割合が10%を超えて、数十%あるいは100%に近い大きな割合になることも考えられる。その場合に、単純に現在と同様の指標や方式に基づいて配分額を大きくするという方法をとれば、効果的な財政配分の実現は期待できない。たとえば、「卒業率」などの指標群により大学を序列化し、上位の大学の再配分額を増すという現在の方法は、毎年繰り返されることにより過度の傾斜を生んでいく可能性がある。各大学の実際の教育研究の規模とその質を考慮した配分方法を改めて検討する必要がある。

以上のことから、基幹経費の安定性を主張するあまりに15年以上前を起点とする前年度踏襲の配分を今後も保持し続けるのではなく、今の時点で改めて長期的、統合的な視野から大学評価と財政配分にかかわる有効なあり方を再検討、再設計することが不可欠である。具体的には、教育研究のコストを反映し、また教育研究の実績を向上させるインセンティブを有する配分方式について改めて検討し、社会と大学関係者の双方に対して単純明快な形で広く理解が得られるような大学評価と財政配分の方式を再構築して提示することが必要である。

国立大学への運営費交付金の配分方法の課題

- 運営費交付金の8割以上を占める「基幹経費」は、前年度額を基に額が決定されるため、各大学の現在の教育・研究活動の費用や教育・研究実績と整合しているかが不明である。また、教育研究の実績とは無関係であるため実績を向上させるインセンティブが働かない。

- 2019 年度より基幹経費の一部を共通指標に基づいて競争的に配分するようになった。しかし、拠出した額が評価によって増減されて戻ってくる方法であるために、大学は疲弊している。また、競争的配分の割合が大きくなるほど教育研究活動に必要な費用と乖離していく可能性があるなど、配分の算定論理が存在しない。
- 全体をつらぬく大学評価と財政配分にかかわる統合的な設計思想が示されていないため、社会と大学関係者の双方に対して理解が広がらず、結果として評価負担のみに注目が集まり、ますます相互不信や形骸化がもたらされるという悪循環に陥っている。

4. 日本の課題に対応する海外状況

このような運営費交付金の配分と大学評価の問題について、日本が現在の枠組みを構築した2004年以降、他の国では様々に検討が既になされて新たな取組が行われてきた。

特に2008年のリーマンショック後の税収減少により大学への公的資金が削減されたことから、大学の財政的持続可能性という点から運営費交付金（基盤的経費）の配分のあり方については、現在まで多くの調査や配分方法の是非の分析がなされてきた。

欧州では、欧州大学協会(European University Association: EUA)の調査によれば、2008年から数年経過した2011-12年度の時点が最も財政的に厳しく、調査対象34カ国のうち24カ国が前年度よりも基盤経費を減額させた。しかし現在、少しずつ増加に転じる国を増やしている状況にある⁵。このような傾向の中で欧州各国は基盤経費の効率的配分に強い関心を有し、2012年以降だけみても、欧州大学協会⁶、EUの研究イノベーション総局⁷やJoint Research Center⁸、オランダの高等教育研究所⁹やスウェーデンの大学協会¹⁰など、様々な組織が公的資金配分の実態把握や類型化の調査を行い、各種レポートを公表してきた。

欧州大学協会による整理によれば、欧州における運営費交付金配分の方式は図4のように整理される。すなわち、①大学と国との（非公開の）交渉による配分、②過去（主には前年度）額に準拠する配分、③インプット指標（学生数等）に基づく算定式での配分、④成果指標（学位授与数等）に基づく算定式での配分、⑤大学と国との成果に関する契約に基づく配分である。そして、現在の特徴の一つとして、図の右から左、すなわち非公開の交渉や過去額に基づく配分から、算定式や特に成果指標を含む実績に基づく配分(performance-based funding)へと方式を移行、あるいはバランスを変化させつつある国が多いことがある。さらに、一つの国でも複数の方法を組み合わせ、政策誘導と大学の自律性の調和や、必要コストの確保とインセンティブの提供のバランスなどを実現していることも特徴である。

以下、具体的にいくつかの国を確認する。

⁵ Estermann, T. (2018). Funding trends in Europe. 4th EUA Funding Forum, October 2018.

⁶ Pruvot, E. B., Claeys-Kulik, A.-L., & Estermann, T. (2015). Designing Strategies for Efficient Funding of Universities in Europe.

⁷ Koenraad Debackere, Arnold, E., Sivertsen, G., Spaapen, J., & Sturn, D. (2018). Mutual Learning Exercise Performance-Based Funding of University Research.

⁸ Jonkers, K., & Zacharewicz, T. (2015). Performance based funding : a comparative assessment of their use and nature in EU Member States.、および Zacharewicz, T., Lepori, B., Reale, E., & Jonkers, K. (2019). Performance-based research funding in EU Member States—a comparative assessment. *Science and Public Policy*, 46(1), 105–115.

⁹ De Boer, H., Jongbloed, B., Bennenworth, P., Cremonini, L., Kolster, R., Kottmann, A., Lemmens-Krug, K., & Vossensteyn, H. (2015). Performance-based funding and performance agreements in fourteen higher education systems: Report for the Ministry of Education, Culture and Science.

¹⁰ Sveriges universitets- och högskoleförbund (SUHF). (2016). Research-Funding and Quality Systems: An international knowledge overview.

Figure 4: Simplified overview of public funding allocation mechanisms

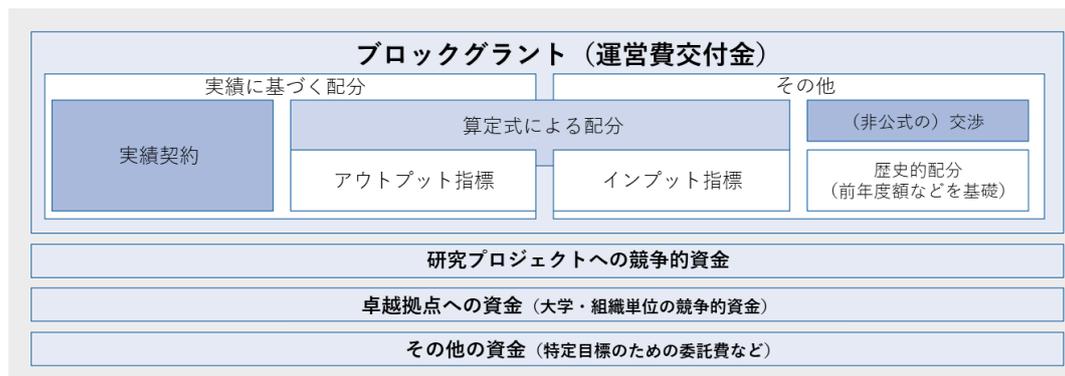


図 4 大学への公的資金の配分メカニズムの概念図

出典：Pruvot, E. B., Claeys-Kulik, A.-L. and Estermann, T. (2015)に基づき、筆者和訳

4.1 英国（イングランド）

英国（連合王国）は、構成する4ヶ国（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）がそれぞれに高等教育機関への資金配分を行っており、その配分方式は異なる。以下では英国という標記を用いるが、イングランドの方式について言及する。

英国では運営費交付金に相当する経常的補助金（recurrent grant）は、日本とは異なり、教育と研究に明確に分けて算定されている。ただし、その配分額を大学が受領したあとは、その用途については、教育・研究の区分を含めて、大学の自由裁量となっている。また、日本のように、教職員人件費といった教育研究活動を行うためのリソースに基づく算定ではない。教育は（現在の教員数とは関係なく）学生数に応じて教育に必要な資金が配分され、研究は研究評価に基づき質の高い研究成果を生んでいる研究者数に応じた配分がされるが教員の給与がどこから出ているかは配分とは関係しない。そのため、各大学が教育・研究活動のために必要な人員を自らの判断で雇用することになる。

図5には英国の大学への経常的補助金の2017-18年の予算総額35億ポンドの内訳を示している¹¹。研究向けが15億95百万ポンド、教育向けが13億20百万ポンドであり、それに加えて施設費3億53百万ポンド、知識移転活動への資金1億60百万ポンド、国立施設への資金1億7百万ポンドがある。

¹¹ HEFCE(2017), Guide to funding 2017-18: How HEFCE allocates its funds.

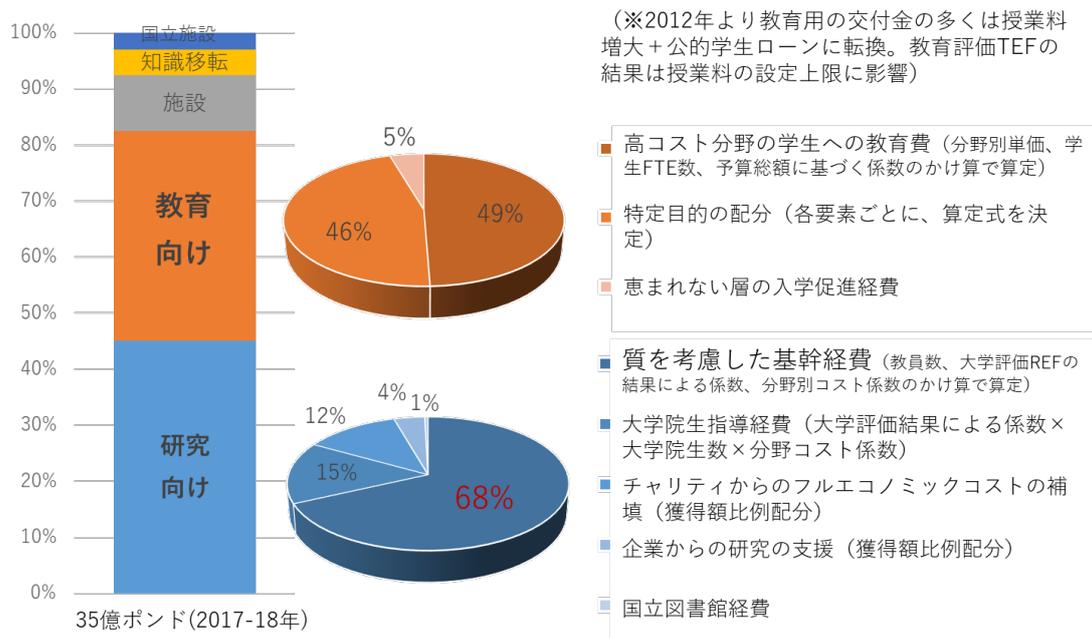


図 5 英国の大学への公的資金の配分メカニズムの概念図

4.1.1 研究評価と研究活動への経常的補助金

研究活動については、経常的補助金の 68%は Research Excellence Framework と呼ばれる大学に対する研究評価事業の結果に基づいた傾斜配分をしていることが特徴である¹²。このような大学評価は 1986 年の試行的実施から、名称を変えながらも既に 6 回行われている。

この評価では、大学が分野ごと(UoA)に提出する資料(教員 1 人あたり 4 編の研究業績リストや、教員 10 人に 1 件程度あたりの研究による社会・経済・文化・環境面へのインパクトの事例)に基づいて、分野別の評価委員会が、研究成果(学術的な質)、(社会・経済・文化・環境面の)インパクト、研究環境の 3 項目について 4 段階判定(ピアレビュー)を行う。

英国では、2006 年に研究評価事業の見直しの議論が財務省からなされるなど、これまで何度か、コストのかかるピアレビューの評価ではなく、研究費獲得額や論文被引用数などの指標によって資金配分を行うという案が示されてきたが、その度に大学団体などから、評価者が判断を行うピアレビューが研究の質を評価できる最善の方法であるという意見が示され、ピアレビューが堅持され続けている。

また、2014 年に実施した評価から、研究の「インパクト」の評価を開始したことは、国際的にも注目されている。インパクト評価は、大学の研究によって生まれた社会、経済、文化、環境面のインパクトを評価者が評価するものである。大学は、およそ教員 10 人に 1 件

¹² HEFCE(2011), Assessment framework and guidance on submissions.

ごとの数で、インパクトの事例を示した数ページのレポートを提出する。そこには、インパクトの概要説明、基礎となる研究の概略説明、研究成果物のリスト（6編まで）、インパクトの詳細説明（750words）、インパクトの証拠資料（公共的なレポートやユーザー側のコンタクトパーソンなど10件まで）を記載し、評価者はそのレポートを読み、「インパクトの到達範囲と重要度」の観点から4段階で判定を行う。この結果は、データベース化されて公表されており、これまでもケースに記載された金銭的な効果（企業におけるコスト削減等）を集計することで基礎研究の効果を分析したり、記載内容のテキスト分析から研究分野と効果の対応関係を分析することなどが行われており、基礎研究に公的投資をすることの社会的効果をより明確な形で把握することが可能となりつつある。

3つの評価項目の4段階判定結果は集計され、総合的な段階判定結果が4段階判定の割合（プロフィール）という形で示される（図6）。



図6 英国 REF の評価基準

研究活動への経常的経費（質を考慮した基幹経費）は、この4段階判定の結果と、評価に研究業績などの資料を提出した教員数、ならびに分野別コスト係数（多額の実験経費を要する研究分野など）の3つをシンプルに掛け合わせた数字により傾斜配分がなされる。

研究への補助金は、このほかにも要素がある。まず、大学院生指導経費（博士課程学生相当）が15%配分されている。日本では博士課程指導が教育活動として捉えられることが通常であるが、英国をはじめとして多くの国では、博士課程学生の指導は、研究者の育成のための活動として、研究活動の資金配分に含まれている。英国の場合には、このように指導費が算定項目として存在していることで、博士育成が明確な財政的支援のもとで行われている。この算定も透明であり、上記のREFの結果、大学院生数、ならびに分野別コスト係数のかけ算によって算定される。

また、チャリティや企業からの獲得研究費の比例分による配分もある。しかし、これは配

分額という実績に報奨するという発想ではなく、チャリティや企業からの資金では光熱水費や大学の事務処理業務のための間接経費が不十分であるため、交付金によりその不足分を補填して、チャリティや企業との連携活動による支障が生まれないようにしている。

4.1.2 教育活動への経常的補助金

教育のための資金と教育評価については、英国は特殊な状況にある。英国では2013年より大学への機関単位の補助を段階的に廃止し、学生の支払う授業料を3倍にした。その一方で、学生ローンを拡充し、学生が卒業して一定の給与を得るようになった後に、返済を行うという仕組みに切り替えた。そのため、経常的補助金の49%を構成するのは、そのような3倍となった授業料でもまかなうことが難しい高コスト分野（医学などの実験・実習を含む分野）を対象とした補助である。

高コスト分野の算定は、大学単位で以下のような算定式で行われる。

$$\text{高コスト分野への配分額} = \text{分野別単価 (Sector-wide funding rates)} \times \text{学生数 (フルタイム換算)} \times \text{総額調整係数 (予算総額を超えないための調整)}$$

分野別単価は表1のようになっている。

表1 英国の教育費配分における分野別単価

単価グループ	説明	単価
単価グループ A	医学・歯学・獣医学分野の臨床実習の年。	£ 10,000
単価グループ B	実験を行う科学・工学分野や助産学などの医療従者の登録前コース	£ 1,500
単価グループ C1	中間的なコストの分野。考古学、デザイン・芸術、情報技術、システムサイエンス、ソフトウェアエンジニアリング、メディア研究、看護師登録前コース	£ 250
単価グループ C2	その他の実験室、スタジオ、フィールドでの教育を含む中間的なコストの分野。数学、言語、心理学、サンドイッチコースの職場体験年。	0
単価グループ D	教室での授業中心の分野。人文学、ビジネス、社会科学。	0

このようなインプット（学生数）による配分のほかに、特定目的の配分として、政策的必要性を踏まえた個々の大学の活動（たとえば、年齢や入学時の成績などから退学リスクが高い学生を継続させる支援経費、障害者学生への追加配分、単価グループ A から C2 までの教育中心課程の大学院生の追加配分など）への配分はそれぞれの活動ごとに算定式などの配分方法が定められている。

上記のように教育向けの経常的補助金の算定には、学生数の指標は使われても、教育のアウトカム（学修成果）に関する指標を直接は用いていない。

4.1.3 教育の質保証と評価

英国では、現在、2種類の教育評価が行われている（それらに加えて、Professional, statutory and regulatory bodies と称される専門職団体による分野別教育評価は別に存在している）。

一つは教育の質保証（日本の認証評価に相当）であり、2018年よりリスクベースアプローチがとられ、大幅に簡素化されたことが特徴である¹³。英国（連合王国）では、構成する4カ国ごとに質保証の仕組みは若干異なるが、これまでは Quality Assurance Agency for Higher Education (QAA) が外部質保証の実務を行ってきた。しかし、イングランドでは、2017年の高等教育・研究法に基づき2018年4月から高等教育機関登録制度を開始した。大学が政府からの公的資金を受けたり、学生ローンを学生が受給するためには、その大学が登録されていることが必要となる。

新規登録を希望する高等教育機関は、学生局（Office for Students:OfS）に申請書とエビデンスを提出して、登録要件を満たしているかを審査される。その過程で、OfSはQAAに「質・基準レビュー（Quality and Standards Review）」の実施を依頼する。質・基準レビューでは、QAAは各高等教育機関が、QAAが作成している内部質保証基準である「クオリティ・コード」のコアプラクティスに適合しているか否かを判断し、OfSはその結果をもとに高等教育機関登録制度の登録要件を満たしているかどうかを判断する。

一方で、一度登録されたすべての高等教育機関は、一般要件（OfSから指摘されていた場合は個別要件も含む）を継続して満たしているかのモニタリングを受ける。モニタリングでは、学生数、入学者数、卒業率、進路状況などの「リード指標（Lead indicators）」等が確認され、指標に大きな変化があった場合には、高等教育機関の環境や活動に変化が生じたとして、今後、登録要件に抵触するリスクが高まった可能性があるために詳細な調査を行い、リスクがあると認識された場合には一般要件を超える個別要件をモニタリングに課すなどする。また、要件を満たさないことが確認できれば、罰金や登録削除を科す。また、Office for Studentsは5%程度の高等教育機関をランダムに選んで詳細な分析を行う。

このような大学として登録されるための質保証に加えて、もう一つの評価として、研究評価REFと同様に、教育が卓越した機関に報奨するための Teaching Excellence and Student Outcomes Framework(TEF)が2016年から導入されている¹⁴。英国では入学生数管理は2015年に撤廃されているため、TEFでよい結果が得られた大学はその評判によって学生を多く獲得できることが期待される。さらに、評価結果が良い大学には、授業料の上限を物価上昇率に応じて増額できるというインセンティブが提供される。

TEFにおける評価は①教育の質、②学習環境、③学生のアウトカムや学習の効果の3つ

¹³ Office for Students (2018), Securing student success: Regulatory framework for higher education in England.

¹⁴ Department for Education (2017), Teaching Excellence and Student Outcomes Framework Specification.

の観点から行われる。評価においては、全国学生調査に基づく学生満足度、高等教育の在籍非継続率、卒業 6 ヶ月後の雇用・進学状況の 3 種類の主要指標に加え、機関が提出する 15 頁以内の申請書をもとに評価委員会で総合的に判断する。さらに、卒業後の給与額を把握する取組も行われており、これにより大学教育の付加価値を給与という指標から分析をしようとしている。

英国

- ・ 教育と研究に分けて経常的補助金（運営費交付金に相当）を算定。
- ・ 研究活動については、大学の研究評価(REF)の結果を用いて経常的補助金を傾斜配分。その他に、博士学生の指導費や間接経費補填の資金についても算定して措置。
- ・ 教育活動について、高コスト分野への支援を学生数・分野別コストをもとに算定。教育課題への対応経費も別途措置。
- ・ 教育の質保証については、リスクベースアプローチにより大幅に簡素化。
- ・ 教育の実績評価である TEF の結果は、授業料の上限緩和に活用され、大学に授業料収入増のインセンティブを提供。

4.2 ドイツ¹⁵

4.2.1 各州における資金配分

ドイツでは高等教育を含めた教育制度の責任を有するのは、州である。そのため、各高等教育機関への基盤的経費の配分も基本的に州を通じて行われる。2017年の高等教育機関への公的資金は305億ユーロであり、そのうちの81%が州から、19%が連邦政府から配分されている¹⁶。州から高等教育機関への配分の方法は州ごとに異なる。

表2はDohmen(2014)による、2000年代半ばにおけるドイツ各州の実績配分の割合を示している¹⁷。州によって実績配分の割合は数%から27.78%と多様である。ただし、実績配分以外は前年度額に基づく配分など非競争的な部分に相当するが、何をもって「実績配分」とそれ以外を区分するかの定義は州によって異なる。次節のニーザーザクセン州のように入学者数(インプット指標)を一指標として含めた算定式による配分全体を実績配分として定義している州もある。一方、テューリンゲン州では実績配分は19%のみとしているが、De Boer(2015)によれば、実績配分以外の約80%にあたるコアファディングも学生数、卒業生数、外部資金占有率によって配分されている。このように、学生数等による配分を「実績配分」には含めないで定義している州もある¹⁸。

また、州政府と大学との間での業績協定を結び、学位プログラムの改善、学生受入増、若手研究者の育成などについての目標を定め、それに基づいて一部の資金を配分している州もある。

表2 ドイツ各州における実績配分の状況

州	ブロックグラントうち実績配分(PBF)の割合	大学間の競争	参照年
バーデン=ヴュルテンベルク州 BW	20.00%	Incentive budget: 無 Volume budget: 有	2007-9
バイエルン州 BY	Uni 1.45% FH 0.57%	有	2010
ベルリン BE	27.78%	有	2008

¹⁵ 本節は、竹中亨(2020印刷中)「ドイツにおける大学基盤交付金制度—基礎経費・アウトプット指標・業績協定—」『大学評価・学位研究』、竹中亨「ドイツの大学基盤交付金制度」大学支援フォーラム(PEAKS) 評価WG第二回会合(2019年10月28日)、Ziegele F. “Financing of HE in Germany and Europe: Funding for the University and Intra-University Resource Allocation” 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構講演会(2020年1月24日)による情報を中心としている。

¹⁶ https://eacea.ec.europa.eu/national-policies/eurydice/content/higher-education-funding-31_en

¹⁷ Dieter Dohmen (2014) Performance-based funding in Germany's Higher Education Systems, *EUA Funding Forum 2014*, 2014年10月8日。

¹⁸ De Boer, H., Jongbloed, B., Bennenworth, P., Cremonini, L., Kolster, R., Kottmann, A., Lemmens-Krug, K., & Vossensteyn, H. (2015). 前掲書、pp.82.

ブランデンブルク州 BB	20.40%	有	2007
ブレーメン州 HB	10.00%	無	2006
ハンブルク州 HH	12.00%	有	2007
ヘッセン州 HE	16.00%	無	2008 (up to 25% in 2010)
メクレンブルク＝フォアポンメルン州 MV	8.00%	有	2009
ニーダーザクセン州 NI	9.71%	有	2008
ノルトライン＝ヴェストファーレン州 NW	19.42%	有	2007
ラインラント＝プファルツ州 RP	17.4% (T&R)	有	2005
シュレーズヴィヒ＝ホルシュタイン州 SH	5.00%	有	2009
ザールラント州 SL	Uni 11.75% FH 11.00%	無	2010
ザクセン州 SN	1.40%	有	2006
ザクセン＝アンハルト州 ST	5.00%	有	2011 (up to 15% in 2013)
テューリンゲン州 TH	19% (T&R 12%, Personell 7%)	有	2009 (up to 40% in 2011)

出典：Dohmen (2014) に基づき、筆者和訳

(1) ニーダーザクセン州の例

ニーダーザクセン州では、基盤的経費の10%程度を表3に示す算定式によって配分している。それ以外は交渉による基盤的な配分や、少額のイノベーションプログラム（国際化プログラム、人文学プログラムなど）への配分である

表3 ドイツニーダーザクセン州における実績配分

要素	指標	割合
教育 48%	1年次学生数	21%
	卒業生数（在学期間に応じて加重）	75%
	海外からの入学生	2%
	海外派遣学生	2%
研究 48%	研究収入	74%
	博士号授与数	24%
	フンボルト財団ポストドク奨学金受給者	2%
男女共同参画 4%	新規採用女性教員	40%
	女性卒業生数	20%
	女性博士号授与数	20%

出典：Ziegele(2020) に基づき、筆者和訳

(2) ベルリン州の例

ベルリン州では学生数と単価による配分と実績配分を組み合わせた算定式を用いた配分

を行っている。その単価は表 4 のようになっている。

表 4 ドイツベルリン州における実績配分

要素	指標	単価 (ユーロ)
基盤資金配分単価の例 (31%)	人文学 (大学) 学生一人	13,000
	工学 (大学) 学生一人	24,000
	工学 (応用科学大学) 学生一人	18,000
	芸術 (大学) 学生一人	43,000
研究への報奨の例 (31%)	外部資金 (1,000 ユーロあたり)	500
	大学院 (一スクール)	300,000
	博士号 (大学)	25,000
	地域共同契約 (応用科学大学)	25,000
ジェンダーや多様性への報奨の例 (4%)	女性の新規雇用教授	最大 70,000
	女性の博士号	10,000
	移民の背景を有する初年次学生	10,000
	上記の教職養成分野における学生	25,000

出典：Ziegele(2020) に基づき、筆者和訳

(3) テューリンゲン州の例

テューリンゲン州では、2012-15 年に“cost and performance-based overall funding” (KLUG)モデルにより配分している (表 5)。ただし、予算額の増加・減少ともに、激変緩和措置がとられており、コア配分は年間 1%、実績配分は年間 2%の変動が上限である。

コア指標は 3 つの指標により配分されるが、高等教育機関の種類によって指標のウェイトが異なる。

表 5 ドイツテューリンゲン州における資金配分

要素	配分割合 (2015 年)	指標	割合あるいは金額
コア予算	80%	標準修業年限内の学生数	50%
		卒業生数	18%
		外部収入の全高等教育機関中の占有率	12%
実績予算	14.5%	標準修業年限内の学生数の全高等教育機関中の占有率	5.1%
		博士課程学生・博士号授与数の全高等教育機関中の占有率	4.4%
		女子学生の全高等教育機関中の占有率	1.8%
		女性教員の全高等教育機関中の占有率	1.8%

		継続教育の学生の全高等教育機関中の占有率	1.5%
一般・計画・イノベーション予算	5.5%	一般実績予算（機関間プロジェクト、職業訓練、職業訓練スタッフの雇用、連邦・州共同プロジェクト、学長予算）	1000万ユーロ
		再配分予算（激変緩和措置による余剰分）	250万ユーロ
		教育・研究・男女共同参画・国際化などのイノベータティブなプロジェクトへの配分（省からの直接配分、提案、州都の契約、競争配分など）	500万ユーロ

De Boer (2015)をもとに作成

4.2.2 大学教育の質保証

大学評価については、質保証が上記の資金配分とは関係なく行われている。ドイツでは学士・修士のプログラム単位のアクレディテーションと、大学単位のシステムアクレディテーションがあり、各高等教育機関はどちらのタイプのアクレディテーションを受けるかを選択する。システムアクレディテーションは2008年に導入され、各機関が提供するプログラムについての内部質保証プロセスの信頼性を評価する。システムアクレディテーションで適格認定されれば、学内で提供される全ての学士・修士プログラムが認定されたことになる。

大学の研究評価については、全大学を対象とする制度的な評価は行われていない。Excellent Strategy（旧・Excellence Initiative）として、卓越した研究大学、ならびにクラスターを選定する拠点形成型の資金配分が行われており、その採択が研究評価の役割を担っているとみることもできる。

ドイツ

- ・ 経常経費の配分方式は州により異なる。多くの州では、学生数や前年度額に基づく非競争的配分に加えて、実績配分、州政府と大学の契約による配分が導入されてきており、実績配分適用部分は10～20%の州が多い。
- ・ 指標も州により異なるが、教育、研究の指標に加えて、男女共同参画や若手支援の指標が用いられている。

4.3 フランス

4.3.1 高等教育機関への予算配分

フランス政府の高等教育機関への財政支出は 318 億ユーロ(2018 年)と GDP の約 1.45% であり、OECD 平均(1.47%)とほぼ同程度となっている¹⁹。しかし、近年の学生増加と高等教育改革を背景に高等教育支出額は拡大傾向にあり、2010-2018 年の 8 年間で約 26 億ユーロ増加している。また、フランスの高等教育機関の収入に占める公的補助金の割合は全体の約 8 割を占めており、公的資金への依存度は日本の国立大学と比較してかなり高い(表 6)。

表 6 フランスの高等教育機関の収入内訳 (2019)

項目	金額	割合
①政府補助金(SCSP)	€10,937,681,471	74.15%
②州、EU,その他からの運営補助金、資産融資	€1,370,932,016	9.29%
補助金計	€12,308,613,487	83.44%
③登録料	€302,016,005	2.05%
④ANR 以外の契約・受託研究	€88,179,747	0.6%
⑤生涯学習、VAE	€403,798,366	2.74%
⑥実習プログラム	€108,496,670	0.74%
⑦その他 (ANR,財団)	€1,539,937,889	10.44%
自己収入計	€2,442,428,677	16.56%
合計	€14,751,042,164	100%

出典：Direction générale de l'enseignement supérieur et de l'insertion professionnelle²⁰に基づき、筆者和訳

公的補助金の大部分を占める政府補助金(Subvention pour charges de service public: SPSC)は、毎年特定の手続きと調整を経て各機関に配分されている²¹。SPSC はその約 7 割が高等教機関で働く教職員の給与に充てられる。フランスの大学の大部分は国立大学であり、その正規職員は国家公務員であるため、給与は基本的に公務員給与について定めたソーヴァデ法 (Sauvadet) に従って職種や職位毎に決められている。SPSC の残りの 2 割弱は運営費、1 割は不動産や投資等の資金となっている(図 7)。

¹⁹ OECD(2019) Education at a Glance Indicator C3 Distribution of transfers and public and private expenditure on educational institutions

²⁰ Adnot. P. (2019) Rapport d'information N° 130 Senate Session Ordinaire de 2019-2020

²¹ Projet de loi de finances pour 2019 : Recherche et enseignements supérieur

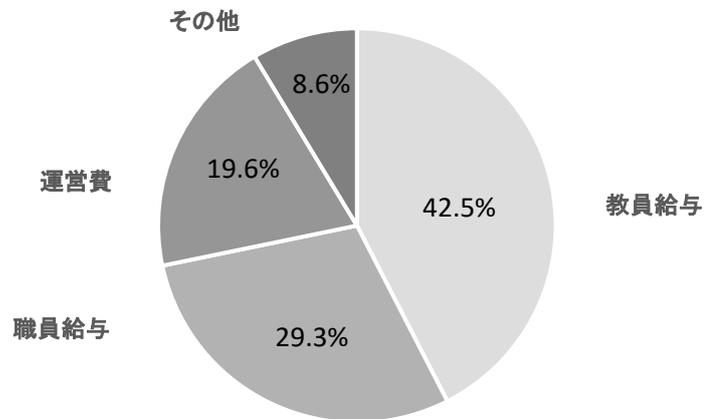


図 7 高等教育機関における公的補助金の支出内訳 (2018)

出典：MENJ-MESRI-DEPP Compte de l'éducation et OCDE, Regards sur l'Éducation, 2019 に基づき、筆者和訳

現在フランスの高等教育機関への財政配分は、2019 年から新たに開始された戦略的経営対話 (Le Dialogue stratégique et de gestion: DSG) という予算配分方式に基づいて行われている²²。戦略的経営対話以前は、SYMPA (système de répartition des moyens à la performance et à l'activité) という名称の配分が行われていた。SYMPA では運営費と教職員給与の一部にあたる 20 億ユーロを以下の表 7 の指標に基づいて配分していた。

表 7 2017 年までの SYPMA モデルによる配分

	教育	研究	合計
活動	60% 試験に出席する学生数	20% 生産活動に従事する研究者数	80%
実績	計算 4% 学位授与数、修士課程修了者数	計算 12% 研究ユニット評価 (A-C) で重み付けされた研究者数	16%
	交渉 1% 学士課程進学、卒業、特殊教育	交渉 3% 博士学生の雇用	4%
	65%	35%	100%

出典：SÉNAT session Ordinaire de 2019-2020 に基づき、筆者和訳

しかし大学側から、一律指標による比較によって各機関の持つ特異性をどう考慮するのかといった疑問や、機関の自立性の問題点等が指摘され、また煩雑な手続にもかかわらず反映される割合が小さいといった問題もあり、2017 年までに SYMPA モデルは廃止されている。その後、エンジニアリングスクールでは、SYMPA 方式を修正した MODAL (modèle d'

²² https://services.dgesip.fr/T976/S366/dialogue_strategique_et_de_gestion

allocation des moyens)と呼ばれる配分方式が採用されている²³。

エンジニアリングスクールを除く高等教育機関では、SYMPA が段階的に廃止された後、前年度配分をベースとした年次配分が行われていたが、2019 年からは戦略的経営対話と呼ばれる新たな方式が順次開始された。これは、複数年（3 年分）の財務、給与実績データと 2 年分の予測データに基づき、機関、州、省の関係者間で予算対話を実施する複数年契約型の配分方式となっている。

高等教育・研究・イノベーション省の 2020 年予算レポートによれば、戦略的経営対話の目的は資金配分を透明化し、大学の自律性を高めることとされており、より具体的には、パフォーマンスの測定とこれに基づくファンディングの範囲を拡大することによって機関の透明性、戦略性、効率性を高め、良好な運営努力をしている機関に財政的に報いることを奨励する、とされている。戦略的経営対話方式導入に伴い、機関パフォーマンスや給与軌道（トラジェクトリ）の測定や予測に必要な収入、給与計算等のシミュレーションツールの開発も進められている。

フランスがパフォーマンスに基づく予算配分を取り入れたのは、予算上の問題からだけではない。ボローニャプロセスの進展に伴い、国際的な競争にさらされている高等教育市場において、パフォーマンスやコミュニケーションの改善は大学の魅力や国際的な評価を高める重要な要素となっている。また、欧州大学協会(European University Association: EUA)の近年の調査において、フランスの大学が授業評価やキャリア開発といった教育活動について加盟国平均と比較して著しく低いことが指摘されており、教育の質改善は教育政策上の大きな課題にもなっている。

戦略的経営対話では、運営費について、学生数（一人当たり約 7,500 ユーロ）をベースとするブロックグラントに加え、機関に割り当てられる予算総額の 5%程度について以下 4 つのパフォーマンス指標を使用して配分している。

- a) 政策：政府の設定する優先課題のうち各機関の戦略に基づいて選択したプログラム
- b) 卒業率：標準修了年限（3 年/4 年）卒業率
- c) 就職率：卒業後 6 ヶ月後の就職率
- d) 教員・教育の質：学習達成度、学生評価

a)の政策指標については、各大学が自らの戦略や機関目標に基づいて自発的に選択することを重要視しており、2019 年には学生受入、学生サービス改善、国際ランキングの向上といったトピックが取り上げられた。また、b)の卒業率については当該年度国内平均値と比較した各機関のゲインとロスで算定している。国内平均値を参考にすることで、機関による影響を加味したデータとなっている。c)の就職率については、大学の 3 番目の使命である経済発展に関連して、学生と雇用の適切性を図る上で重要な指標であるとされている。d)の教育

²³ L'allocation des moyens des établissements d'enseignement supérieur

<https://slideplayer.fr/slide/10167876/>

と研究の質に関しては、学生の授業評価を取り入れる等、教育を中心とした指標に重点が置かれるようになっている。またフランスでは、戦略的経営対話にパフォーマンス指標を取り入れるにあたり、同じヨーロッパのアイルランドやオランダの評価方式の事例研究を実施し、その一部を取り入れている。この事例研究から強調されている点として、指標は簡潔で多すぎず、大学が達成可能なものとする事、またパフォーマンスによる配分はペナルティではなく追加的な報酬として配分されることといった点が挙げられており、経営的戦略対話ではこうしたインプリケーションを踏まえた簡潔な指標が採用されている。

4.3.2 HCERES による大学評価

大学評価はこのような資金配分とは別に行われている。2007 年から大学評価を実施していた研究・高等教育評価庁 (Evaluation Agency for Research and Higher Education, AERES) に代わり、2014 年 11 月には研究・高等教育評価審議会 (High Council for the Evaluation of Research and Higher Education, HCERES) が設置された²⁴。各高等教育・研究機関と国とは 5 年間の契約を結ぶが、契約締結期間中に HCERES の実施する評価を通じて、合意された契約内容が実施されているかを確認する。HCERES は機関別評価、研究ユニットの評価、教育課程の評価、学術共同体の評価を行っている。

フランスは 2013 年の高等教育・研究法 (フィオラゾ法) により、近接地域に設置された大学や研究機関を連携した学術共同体 (COMUE) 形成により全国の研究機関、大学をグループ化し、共同学位や共同研究を実施しており、学術共同体部門の評価はこのグループ毎の評価となっている。学術共同体評価で作成される総合評価報告書は、政府の参考資料となるほか、受審機関の自己評価の際の基礎資料として活用されており、予算配分にも間接的な影響を及ぼしている。

フランス

- ・複数年の財務、給与実績データ等に基づいて機関、州、省の関係者間で予算対話を実施する複数年 (5 年) 契約型配分方式。
- ・学生数をベースとするブロックグラントに加え、機関に割り当てられる総額の 5% を目処にパフォーマンス配分を実施。パフォーマンス指標は海外事例等を参考に政府の優先政策、就職率、学位取得率、教員評価等を指標として採用。
- ・パフォーマンス評価についてはペナルティではなく追加的報酬として配分。
- ・HCERES の作成する総合評価報告書は機関の戦略的経営対話の基礎資料、政府の参考資料として利用されている。

²⁴ <https://www.hceres.fr/en/evaluations>

4.4 フィンランド

フィンランドでは、議会において高等教育全体への運営費交付金(core funding)総額が定められた後、コアファンディングモデルと称される配分モデルによって各大学へ運営費交付金が配分されている。このモデルの目的は、高等教育機関の質、インパクト、生産性を向上させることにありとされている。

大学のコアファンディングモデルは、2017-2020年には図8のようになっている²⁵。教育(39%)、研究(33%)の指標が主たる部分であるが、国の教育・科学政策関連事項(28%)の項目もあり、そこで大学の戦略に基づく配分や、国の中で大学に期待される特別な義務に関する配分も行われる。

コアファンディングでは、教育、研究ごとにインパクト、質、国際化の3つの視点から複数の指標が設定されている。指標の測定は過去3年間の平均値を用い、2020年の配分は2016-18年のデータを基に2019年に算定される。

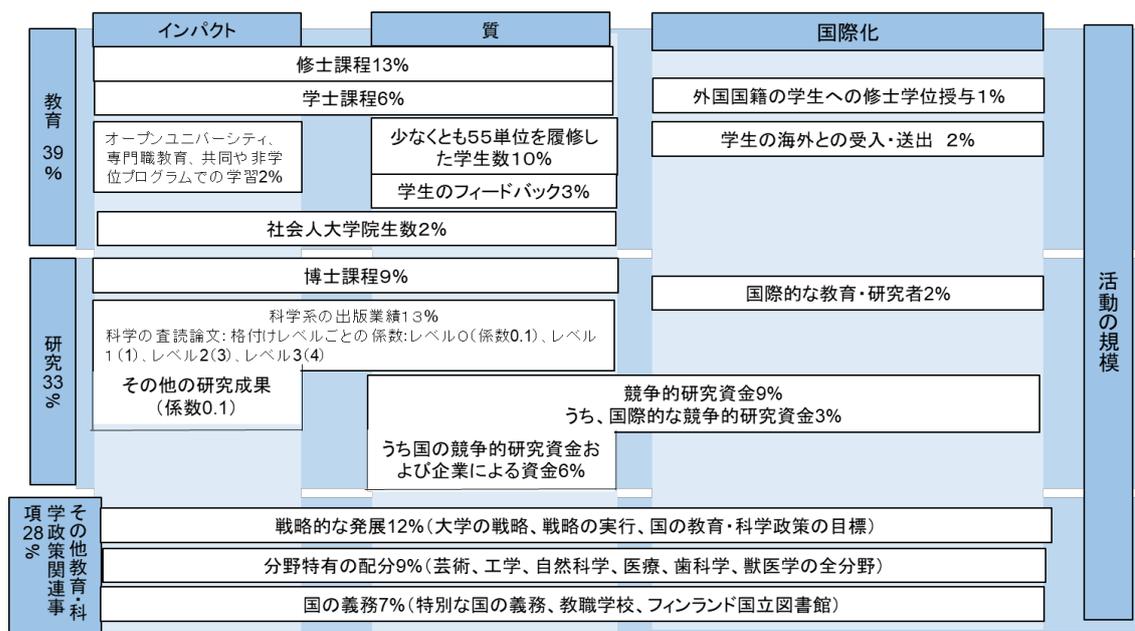


図8 フィンランドにおけるコアファンディング

出典: Ministry of Education and Culture, Universities, core funding model from 2017に基づき、筆者和訳

研究においては、13%が出版物数になっており、2015年からは出版物数はジャーナルや書籍出版社などの出版チャネルの質 (level 0~3) でウェイトして集計した指標になっている

²⁵ 2021年からは指標やその重みが若干変更になる予定である。 <https://minedu.fi/en/steering-financing-and-agreements>

る。このような方法は、ノルウェーで行われている方法（ノルウェーモデルと呼ばれる）を参考にしたものである。2009年にフィンランド学長会議（現在の UNIFI）が出版チャンネルの質の評価のあり方を検討した結果、2010年よりフィンランド学会連合（Federation of Finnish Learned Societies: TSV）が23の専門家パネルを設置して、ピアレビューを伴う出版チャンネルを識別し、その質のレベルを分類する作業を開始した。最初のリストは2012年に公表され、TSVの中のPublication Forum²⁶がリストを継続的に更新している。2016年からは教育文化省が財務省に提出する予算要求資料にも、大学セクター全体で研究の量的目標として、教員あたりのlevel2および3の出版物数、level1-3における国際共著論文シェアなどの指標が含まれるようになっている。

戦略的配分については、大学と教育文化省との間で4年間の実績契約を結び、その交渉をもとにして配分される。そこでは、高等教育セクターの共通目標、個々の高等教育機関の主要指標、各高等教育機関のタスク、プロフィール、コアエリア、新たな学術領域、学位授与目標など含まれ、これらをもとに配分がなされる。

なお、大学評価は運営費交付金配分とは関係なく行われている。Finnish Education Evaluation Centre (FINEEC)が、高等教育機関の外部質保証の機能を担っており、①高等教育機関の質保証システムのオーディット、②テーマ別システム評価、③工学プログラムのアクレディテーションの3種類の評価を行っている。2018～2024年の3巡目オーディットにおいては、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)」に大学が準拠しているかを確認するとともに、教育に限らず、大学の機能全般について自身の目標を達成することを支援するものとなっている。基準は①高等教育機関がその能力を形成しているか（教育の計画・実施・評価・改善）、②インパクトや刷新を促進しているか（社会的連携・インパクト、研究開発イノベーションのインパクト、組織文化の刷新）、③質を向上しているか（戦略マネジメント、スタッフ開発、質システム）、④学習する組織となっているか、である。

フィンランド

- ・ コアファンディングモデルにより、大学への基盤的経費を、教育、研究の指標群と、各大学の戦略や国の中での義務的機能について資金配分。
- ・ 研究の配分では、ノルウェーモデルと呼ばれる出版物ポイント制を導入しており、大学協会や学会連合と共同して出版チャンネルの質判断を行っている。

²⁶ <https://julkaisuforum.fi/en/publication-forum>

4.5 オーストラリア

オーストラリアにおいては、連邦政府より教育活動向けの補助金である Commonwealth Grant Scheme (2019 年には 71 億豪州ドル) と、研究向けのブロックグラント(2020 年には 19.2 億豪州ドル) がそれぞれ分けて配分されている。

4.5.1 教育向けの Commonwealth Grant Scheme

豪州では教育向けの補助金は Commonwealth Grant Scheme(CGS)²⁷によって配分される。連邦政府は、Higher Education Support Act 2003(HESA)に基づき、HESA に記載された大学 (Table A providers と呼ばれる大学と、それに入らないが Commonwealth Grant Scheme Guidelines 2012 に記載された大学) に、Commonwealth supported places (CSPs : 連邦政府支援枠。学生の授業料負担補助を行う対象であり、フルタイム換算学生数(full-time student load: EFTSL)で計測) への補助金を、CGS を通じて提供する。配分される単価は 8 つの分野別のファンディングクラスターにより異なる。2019 年の CGS の総額は 71 億豪州ドルであり、それに対して学生納付金は 53 億豪州ドルであった。

Table A の大学は 2012~2017 年までは demand driven system のもと、non-designated course (医学部以外の学士課程) には自由に入学者数を決めることができ、連邦資金 (CGS) と学生納付金 (student contribution : 授業料に該当する学生負担分) を受領することができた。

しかし 2017 年に新たな仕組み (MYEFO 2017-18)が導入され、連邦政府の補助を受けられる学生数に上限が設定された。すなわち、CGS の non-designated CSPs の補助金総額は、分野別のクラスター単価×CSPs の合計か、各大学の non-designated maximum basic grant amounts (MBGA)のどちらかの低いほうとなり、MBGA は 2018 と 2019 年に関しては 2017 年のクラスター単価×CSPs と同額に定められた。つまり、2017 年の学生数以上の学生を受け入れても、その上限以上の学生数の補助金は連邦から得られず、大学の収入は学生負担分だけになる。

さらに、2020 年より新たに実績に基づく配分 (performance based funding)を導入することが 2019 年 10 月に発表された²⁸。この方針では、設定された 4 つの指標 (就職率、学生経験 (教育の質についての満足度調査)、学生卒業率、多様な学生の入学) について閾値を超えれば、学生数上限を超えて 18-64 歳人口の増加率 (2020 年では 1.36%) に応じた補助金増額を受けられるように定めた (2020 年の総額 8,000 万豪州ドル)。ただし、指標が閾値より低く 2020 年に PBF を受領できない大学は、値が低い理由の説明や今後の改善計画を記した定性的な提出書類を提出することが求められ、教育省はそれに基づいて、将来に実績を改善するための補助金を配分することを大学と協議する仕組みになっている。

²⁷ <https://www.education.gov.au/performance-based-funding-commonwealth-grant-scheme>

²⁸ <https://ministers.education.gov.au/tehan/future-australian-universities-focuses-achievement>

4.5.2 研究活動へのブロックグラント

研究活動へのブロックグラントについては、2017年以前は多数の項目に分けた算定がなされていたが、2017年より以下の2つの部分による算定というシンプルな方法が採用された²⁹。

① Research Support Program (RSP)：獲得研究費で比例配分（間接経費に相当する）

② Research Training Program (RTP)：博士・修士学生の訓練のための資金。修了率や獲得研究費で配分。

オーストラリアでは大学の研究評価である Excellence Research for Australia (ERA) を2010年（労働党政権下）より定期的に実施しており、2017年の配分まではその評価結果を一指標として活用していた。しかし、評価結果による影響額が小さかったこともあり、2017年の新たなシンプルな配分方式においてはERAの結果は活用されていない。

また、現在のモリソン政権（自由党）ではERAによる学術的な質の評価よりも、新たに2018年より導入された Engagement and Impact Assessment という研究の社会的効果の評価について関心が強く、その結果のブロックグラント配分への活用についても検討されている³⁰。

4.5.3 大学の教育・研究評価

(1) TEQSA による教育評価

大学等の高等教育機関の教育評価は、オーストラリア高等教育質・基準機構（TEQSA）による高等教育機関の全国登録簿への登録や更新として行われており、リスクベースアプローチによる規制の負担軽減を図っていることが特徴である³¹。

オーストラリアでは学位や修了証明等の資格を授与する高等教育機関は、TEQSAの登録簿に登録されなければならない、7年に1回以内に更新をしなければならない。また、高等教育機関のうち40校の全ての「大学」は自己認証(self-accrediting)権限を有する機関となっているが、それ以外で自己認証権限のない高等教育機関はTEQSAによるコース（教育プログラム）ごとのアクレディテーションも受ける必要がある。

TEQSAによる質保証や規制の目的は、設定した基準や質枠組みを適応することにより、学生の利益や高等教育セクターの評判を保護し強化することにある。そのため、上記の登録や更新においては、教育担当大臣により策定されている「高等教育基準枠組み（最低基準）2015」³²を満たしていることが求められる。また、高等教育機関が自己認証権限を持つため

²⁹ <https://www.education.gov.au/research-block-grants>

³⁰ オーストラリア教育・スキル・雇用省へのヒアリングによる(2020年3月5日)

³¹ 『諸外国の高等教育分野における質保証システムの概要 オーストラリア第2版(2015年版)』、独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

³² <https://www.legislation.gov.au/Details/F2015L01639>

には厳格な内部質保証メカニズムを有していることが条件であり、「高等教育基準枠組み」に照らして自らコースの認証やレビューをできる必要がある。

また、TEQSA の質保証は、高等教育機関の多様性やイノベーションを支援するために、リスクベースのアプローチがとられており、毎年リスクアセスメントに基づいて高等教育機関が基準枠組みを遵守しないリスクを分析し、リスク等があるときのみ規制的な関与をし、また、リスクの重大さによって規制的関与の強さも変える³³。毎年リスクアセスメントは「Risk Assessment Framework」に基づいて行われ、標準的な様式とリスク指標（学生数、退学率、卒業数、学生満足度、進路、学生教員比率、財政状況など）を用いて、各機関の背景や特徴を踏まえてリスクを3段階で査定する。

リスクアセスメントの結果により、勧告が行われる場合もあり、また登録簿への更新においても参考にされる。登録簿への最初の登録においては「高等教育基準枠組み」の全ての要件が確認されるが、更新においては「高等教育基準枠組み」のコア基準に関連する最小限の証拠の提出が求められる（ガバナンス、内部質保証、学生の成績、学生の経験）。ただし、リスクアセスメントの結果等を踏まえて、一部の機関はコア基準関連以外の証拠の提出も求められる。

(2) 研究の学術面の評価

大学の研究評価については、現在は①学術面の評価である Excellence Research for Australia(ERA)と、②研究の社会的インパクト面の評価である Engagement and Impact Assessment(EI)の2種類が行われている。

ERA はオーストラリアの高等教育機関で行われる研究の卓越性を保証し、卓越した研究を識別し、全ての研究分野において国内・国際的なレベルでの比較を可能とすることを目的に行われている。ERA は2009年に試行が行われた後、2010、2012、2015年と行われ、最近は2018年に行われた。以前はブロックグラントの配分の一指標として評価結果が使われていたが、2017年からは使われておらず、国や大学自身の様々な意思決定への情報を提供するという位置づけである。

評価においては、大学はオーストラリアの分野分類である Australia and New Zealand Standard Research Classification (ANZSRC)の4桁コードごとにデータの提出を行い、それをもとに、4桁コード(157分野)および、それを統合した大分野である2桁コード(22分野)の両方を評価単位(UoE)として、8つの評価委員会にて評価を行う。

ERA は、指標や説明文書に重きをおきながらも、そのデータを評価委員会がみて評価を行う方式をとっている。ERA2018では用いる指標は大きく3つのカテゴリの以下であった。

- ① 研究の質の指標：研究出版物（書籍、書籍の章、ジャーナル論文、会議録、その他）、引用分析（主に自然科学）、ピアレビュー（30%の成果に対する。主に人文・社会科

³³ <https://www.teqsa.gov.au/our-approach-quality-assurance-and-regulation>

学や情報学)、ピアレビューを伴う国内・国際的な研究収集。

②研究活動の指標：研究成果数、研究収入、その他の所属研究者の文脈に基づく項目

③研究の応用の指標：研究の商業化による収入、特許、植物育成者権、登録意匠、保健医療分野のガイドライン、ほか。

ただし、分野ごとに上記の指標のどれを利用するかが決定されている³⁴。また研究成果の測定においては、書籍は論文5編分として計算される。ジャーナル論文については、申請に含むことができるジャーナル(ピアレビューのある学術雑誌)のリストが作成されて公表されている。ERA2010年ではジャーナルや出版社の格付けを行い、情報として利用したが現在は利用していない。

評価結果は、国際水準よりも高いか低いかという視点から5段階で示される。次回は2023年に行われる予定である。

(3) 研究の社会的インパクトの評価

Engagement and Impact Assessment (EI) は2018年より開始された評価であり、研究者が研究のエンドユーザーといかに連携し(engage)、研究を経済、社会、環境、文化、その他のインパクトへと変換しているかを評価する。EIは、2015年に連邦政府が発表したNational Innovation and Science Agenda (NISA)における政策手段の一つとして「大学の研究実績を評価する際に、非学術的なインパクトや産業との連携を明確で透明な形で測定する方法を導入する」に対応したものである。2017年に試行が行われ、2018年に本格実施された。

EIは現時点では直接資金配分には活用されておらず、大学の研究活動への公的投資が学術界を超えた具体的な便益にいかにつながっているかを政府や社会に明確に伝えることや、現状を把握してインパクト形成への支援を促進することが目的とされている。

EIでは、各大学が22の分野の評価単位(UoA)ごとに、書類を提出してパネル(評価委員会)により評価が行われる。各UoAは、①engagement、②impact、③impactへのアプローチの3つの観点について各3段階(high, medium, low)で評価される。①、及び②と③の提出書類は以下である。

1) Engagement：エンゲージメント活動の記述説明(研究者と研究のエンドユーザーの間での知識・技術・方法・資源などの相互に便益をもたらす移転に関する説明)、少数の指標群(4つの共通指標：研究のエンドユーザーからの資金的援助、FTEあたりの研究収入、政府競争的資金のうち特定の資金の額・件数の割合、研究の商業化による収入、および最大4つの独自指標)、指標の説明。

2) Impact Studies：インパクト、そのインパクトに関連する研究、インパクトへのアプローチ(UoAがケースのインパクトを促進した組織的アプローチ)を説明する定性的なケーススタディ。

³⁴ https://www.arc.gov.au/file/3821/download?token=4LgUt_jl

評価結果については、国全体のレポートが形成されて³⁵、engagement や impact の類型や評価の高かった内容がまとめられており、評価が高かった(high)事例はデータベースとして公表されている³⁶。次回は2024年に行われる。

4.5.3 連邦政府と大学の契約 (Mission based compact)

オーストラリアでは Mission based compact と呼ばれる大学と連邦政府との間の一種の契約の締結が、2006年に構想され、2009年からの中間的契約を経て、2012年から本格実施されている。

各大学は独自に戦略文書を有しているが、その内容を踏まえて国と大学が Mission based compact を結ぶ。2003年高等教育支援法 (Higher Education Support Act 2003) の19-110項には、Mission based compact に含む内容として以下が記載されている。それ以外も含むことは可能である。

- (a) 高等教育機関のミッションの記述
- (b) 教育についての高等教育機関のミッションの戦略の記述
- (c) 以下についての高等教育機関の戦略の記述
 - (i) 研究実施
 - (ii) 研究訓練 (博士課程学生など)
 - (iii) イノベーション

実際の compact の様式は政権によって変化している。2014-16年は、3年間の契約として、連邦政府の課題に対して、大学が独自戦略を踏まえて、どのように貢献するかを記載するかたちであった。2017年以降はより簡素な内容となる代わりに毎年の契約になっている。

Compact の意義は、連邦政府が大学の戦略を把握し、方向性を共有することにある。教育・スキル・雇用省のサイトにおいても³⁷、「Compact は連邦政府と大学が、質の高い学修経験・成果を学生に提供し、研究とイノベーションの能力と国際競争力を得るための共有された(shared)相互の義務 (commitment) を有すること示す」と述べられており、大学が国に一方的に義務を有するものではない。大学が連邦政府から補助金を得るための前提条件とはなっているが、契約の内容によって配分がなされるものではなく、日本の中期目標・計画のように事後に達成度を評価することも行われていない。

オーストラリア

- ・ 基盤的経費は教育向けと研究向けで別に存在。
- ・ 教育向け経費は補助対象の学生数に応じた配分であるが、2017年より上限が設定され、

³⁵ <https://dataportal.arc.gov.au/EI/NationalReport/2018/>

³⁶ <https://dataportal.arc.gov.au/EI/Web/Engagement/Engagement> および <https://dataportal.arc.gov.au/EI/Web/impact/ImpactStudies>

³⁷ <https://www.education.gov.au/mission-based-compacts>

4つの実績指標で閾値を超えれば増額が可能。

- 研究への配分は、研究費収入による比例配分（間接経費に相当）と修士・博士学生の研究訓練のための資金の2項目で配分。
- 教育評価は高等教育機関登録のために行われ、登録更新においてはリスクベースアプローチにより、リスクが少ない限り、最小限のエビデンスによる評価が行われる。
- 研究評価は、学術面の評価と社会的インパクトの評価の二つが行われている。前者は様々な指標をもとに委員会が評価を行う。後者はエンゲージメント（大学外との連携）と研究によるインパクト創出の視点から、事例説明が評価される。結果はデータベース化されており、研究への公的投資の社会的効果を社会が確認できる。
- Mission based compact と呼ばれる大学と連邦政府との間の一種の契約が締結され、方向性の共有がなされている。達成状況进行评估することは行わない。

4.6 米国

4.6.1 州立大学への資金配分

全米の約7割の学生が通う州立大学では、2017年度の州立大学全体の教育収入のうち約54%が州政府補助金となっており、総額では970億ドル以上の税金が州立大学に投入されている。また近年の授業料上昇に伴う家計支出や学生負債の増大、標準年限卒業率の低迷等を背景に、州立大学はその役割や効率性について社会的な説明を求められるようになってきている。さらに、2015年に連邦政府の大学格付けシステム“College Scorecard”が改正されたことに伴い、入学後の学修成果や卒業後の平均収入、債務状況といった詳細なデータが集約・公開されるようになった。高等教育機関からCollege Scorecardへの情報提供は、連邦政府最大の学生支援プログラムであるPell Grantの支給要件ともなっており、教育の質や学修成果の可視化が求められるようになってきている。州立大学は従来、一般的に入学者数に基づく補助金を州政府から調達してきたが、上記のような理由を背景として、各州でより効率的で透明性の高い資金配分モデルが模索されるようになり、近年、実績に基づく資金配分(Performance Based Funding: PBF)を取り入れる動きが活発化している。

実績に基づく配分の仕組は1979年にテネシー州が導入したのが始まりとされている。その後コネチカット州(1985)やミズーリ州(1991)等いくつかの州で取り入れられた。ただし、初期の指標は強制的なものではなく、州の目指す幅広いトピックや目標に対して一般財源に付加される小さなボーナスのようなものであった。こうした指標は設計が曖昧で測定が難しく、また配分における一貫性もなかったため概ね2-4年程度で廃止する州も多かった。2008年の景気後退後、州財政の縮小を受けて伝統的な配分方法を見直す動きが広まったことをきっかけに再び実績に基づく配分を取り入れる州が増加している(図9)。

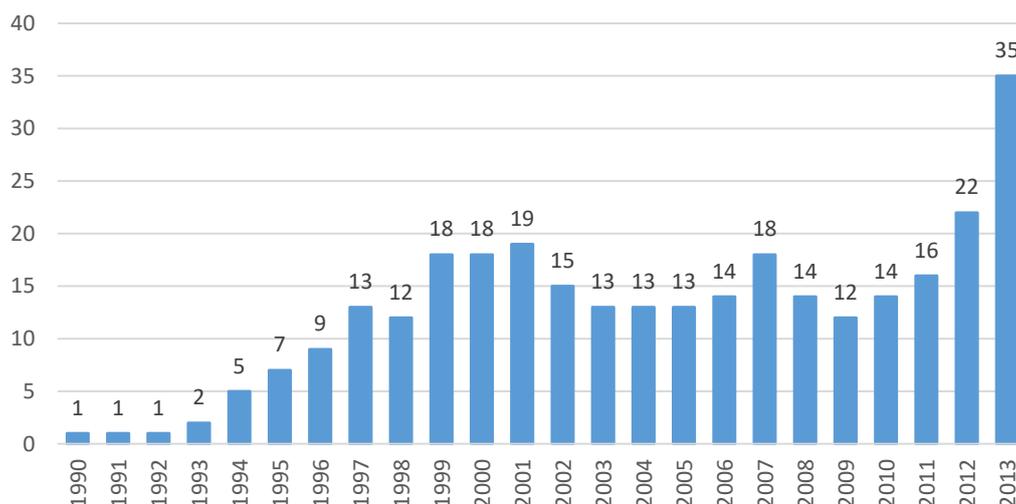


図9 資源配分にパフォーマンス指標を取り入れている州の推移(1990-2013)

(出典: The Politics of Performance Funding for Higher Education を元に作成)

2020年1月現在では、29州が実績に基づく配分を導入しており、高等教育機関は学生の成果指標等に基づいた州補助金を受給している。このほかアイダホ州とミズーリ州では実績の測定や評価は行われているが、評価と結びついた資金配分は実施されていない。またペンシルバニア州は現在制度設計を見直しており、実績に基づく配分を一時停止している。

実績に基づく配分を導入する州の増加と共に、その効果や問題点についても様々な研究が進められている。実績に基づく配分は、上記に挙げた初期の設計上の欠陥に関する批判に加えて、指標のインフレ化や機関本来のコアミッションとの乖離等、目標の歪み(mission distortion)と呼ばれる問題点も指摘されている。また、学位取得率等一部の指標は、マイノリティーや低所得等学生の社会的背景による影響が大きいとして、公平性や教育の質の観点から批判する意見もある。このため、近年では指標や評価の設計を見直し、アウトプット・アウトカム指標に重点を置いた配分方法として、「アウトカムベースファンディング(Outcome Based Funding: OBF)」という呼称も使用されるようになってきている。コンサルティングファームのHCM Strategistsでは、アウトカムベースファンディングの一般的な指標について以下の表8のようにまとめている。

表8 米国におけるアウトカムベースファンディング・モデルの指標例

指標タイプ	例
コース修了	単位取得学生、二重学位修了者
成果	水準に達した学生、留学生、初級コース修了者
学位取得	証明書取得者、学位取得者
転入・転出	転入学生、転入学生定着率
効果	卒業/修了率、歩留率、FTE 当たり学位取得、標準年限卒業率
職業教育	継続教育、卒業生給与、実習、免許・証明書
研究・公共サービス	研究費、公共サービス支出
コスト	教員・管理者給与、学生当たりコスト、卒業生負債額
優先分野	学位数におけるSTEM分野比率、高需要分野
優先学生	マイノリティー、低所得、第1世代学生、退役軍人、成人学生
その他	教員多様性、満足度調査、プログラム評価、オンライン教育

(出典：Driving Better Outcomes 2019 Table3 を元に作成)

アウトカムベースファンディングの指標には、単位や学位取得、卒業率等学修成果に関する要素のほかに、卒業生給与等就職に関する要素、州や機関の定める目標や優先事項等政策的な要素も含まれている。アウトカムベースを導入している州の中には、2年制のコミュニティカレッジのみで導入している州(アリゾナ、カリフォルニア、イリノイ等)や、4年制大学のみで導入している州(メイン、オレゴン等)もある。またコミュニティカレッジと4年制大学では学生の留年、卒業率や転入・転出率、機関目標等が異なるため、2年制と4年制で異なる指標を設定している州もある。4年制の州立大学でアウトカムベースファンディングを導入している州は、2019年現在22存在しており、州によって使用する指標や予算配分割合は大きく異なっている(表9)。

表 9 4年制州立大学で OBF を導入している州の指標内訳および導入率（2019）

州	コース 修了	進歩	学位	転入 転出	効果	研究・ 公サハヒス	職業 教育	コスト	優先 分野	優先 学生	その他	導入率
アーカンソー		○	○	○	○	○		○	○	○		低
コロラド	○	○	○		○				○	○		高
フロリダ			△		○		○	○	○	△	○	中
ハワイ			○	○	○				△	○		低
インディアナ		○	○		○				○	○		中
カンザス	△		△		○	△			△	△	○	低
ケンタッキー	○	○	○		○				○	○		高
ルイジアナ	○	○	○	○	○	○	○		○	○		高
メイン		○	○	○		△		○	○	○		高
ミシガン			○		○	○		○	○			低
モンタナ	△		○		○					○		中
ノースダコタ	○											高
ニューメキシコ	○	△	○			△			○	○		低
ネバダ	○	△	○	○	○	△			○	○		中
オハイオ	○		○			○			○	○		高
オレゴン	○		○						○	○		高
ペンシルバニア					○				△	○	○	中
ロードアイランド			△		○	△			○	○	○	中
テネシー		○	○		○	○				○	○	高
ユタ			○		○	△			○	○		低
バージニア									○			低
ワイスコンシン		○	○	○	○	○		○	○	○	○	低

（出典：Driving Better Outcomes 2019 Table4 を元に作成。導入率は低=5%未満、中=5～25%、高=25～100%）

OBFによる資金配分割合は、2020年予算ではアーカンソー州で3%、ネバダ州では20%、ケンタッキー州で70%と州によって異なるが、これは導入時期と関係している場合もある。例えばネバダ州では、実施初年度（2015年）には5%、翌年には10%を連動させ、3年目には15%、それ以降は20%を連動させる予定となっている。また2020年からコミュニティカレッジでの導入を発表したカリフォルニア州では、初年度10%、将来的には20%まで実績配分を引き上げる計画を立てている。このほかケンタッキー州では、導入直後にベースファンドの1～2%を超える予算削減が発生しないようにするため、ストップロス条項や無害化条項を策定している。

アメリカの州立大学における予算配分は多様であるが、多くの州では新制度の導入にあたり、同程度のピア大学との比較や自州の従来配分方式の効果検証等を実施している。また同時に財務情報を含めた大量の機関データが集約、公開され外部からの効果検証を可能にしている点等は、日本にも大いに参考になる点であると思われる。

(1) テネシー州の例

テネシー州は 1979 年から実績に基づく予算配分を実施している。しかし、2010 年までは全予算の 85%が各機関の学生数に基づく配分であり、残りの 15%のみが卒業率や就職率等州の目標とリンクした指標であった。2010 年にテネシーカレッジ包括法(Complete College Tennessee Act: CCTA)が策定され、州の資金配分方法は大きく変化した。

2018 年度予算では 85%がアウトカムベース指標に従って配分され、残りの 15%は固定費および質保証スコア（学位プログラム、組織満足度調査、資格試験合格率、卒業生のテネシー州就職率等）によって配分されている。また、個々の項目は機関のミッション（研究重視、教育重視等）により異なる重み付けがされており、25 歳以上の成人学生や連邦政府給付金であるペルグラントを受給している学生(at risk student)の学位取得等は 40%のプレミアムが付加される。

表 10 テネシー州の州立大学アウトカムベース資金配分指標（2015－2020）

	4 年制大学	コミュニティカレッジ
成果	30/60/90 時間の単位を取得した学生数	二重入学者数、12/24/36 時間の単位を取得した学生数、職業訓練時間数、12 単位以上取得した転入者数
修了率	準学士、学士、修士、博士、教育専門学位、法学位取得数、100FTE 当学位数、6 年以内卒業率	準学士、証明書取得数、100FTE 当授与数、就職率
生産性	研究、サービス、委託業務獲得額	
特定分野	成人学生、低所得学生	成人学生、低所得学生、低学力学生

出典：Implementation and Impact of Outcomes-Based Funding in Tennessee Table 1 に基づき、筆者和訳

(2) フロリダ州の例

フロリダ州では 2014 年から実績に基づく配分が取り入れられている。フロリダ州の予算配分は、経常的な予算であるベースファンドに加えて、毎年実績分が追加される形式となっている。実績指標は 10 の指標各 10 点、100 点満点で評価して配分額を決定している。10 の指標のうち全大学共通のものは 7 項目で、残り 3 つは各機関の理事会による選択項目、評議会による選択項目、新設大学/既設大学で異なる項目となっている³⁸。

指標は 2 つの方法で使われている。一つは Institutional Base Funding Allocation であり、経常的な予算から一部を削減し、指標 100 点満点のうち 51 点以上(2019 年の場合)であればそれが全額戻される。50 点以下の場合には改善計画の提出が求められる。もう一つは State Investment Funding Allocation であり、スコアに応じた追加配分が行われる。ただし、配分のためには、合計点が前年あるいは前々年を下回った場合には、student success plan を提出しなければ配分されない。結果的に、各大学の総収入に占める PBF 配分割合は 12～15%である。ただし、PBF 配分の金額は大学によって数千億ドルの開きがある。

³⁸ <https://www.flbog.edu/finance/performance-based-funding/>

表 11 フロリダ州の実績指標

	項目
1	学部卒業生の就職率（\$25,000 以上の職）/進学
2	フルタイム雇用の学部卒業生の平均給与
3	学生一人あたりの平均コスト（120 単位時間あたり実質授業料）
4	4 年卒業率（フルタイム換算数）
5	進級率（GPA2.0 以上の 2 年次歩留率）
6	戦略的優先分野の学位授与率
7	大学進学率（学部学生に占めるペルグラント受給者割合）
8	既設：戦略的優先分野の大学院学位授与率 新設：新入生に占める高校の成績トップ 10% 学生の割合（NCF のみ）
9	理事会による選択指標
10	評議会による選択指標

出典：Board of Governors Performance Funding Overview に基づき、筆者和訳

4.6.2 大学評価

米国では、合衆国憲法修正第 10 条に基づき高等教育に関する権限は州政府に属するとされており、また連邦教育省が直接教育機関に干渉することは教育省組織法により制限されているため、国家レベルでの大学評価は行われていない。しかし連邦政府は経済支援等を通じて毎年高等教育機関に 1200 億ドル以上の財政支援を行っている。公的支援の適正使用や質保証の観点から、政府は連邦教育省またはアクレディテーション協議会(CHEA)に認定されたアクレディテーション団体によって認証を受けた高等教育機関や学生に対して助成金や学資援助を実施するという審査方式を通じて間接的に質保証を監督している。この連邦教育省、アクレディテーション団体に加え、各州の教育要件や消費認定者保護法遵守を監督する州の認可機関(state authorizing agency)の 3 機関が米国高等教育の質保証を監督する triad(三位一体)と呼ばれている。しかし、近年の授業料高騰や学生負債の増加、営利教育機関の破綻等を背景に学生・納税者保護や監督機能の観点からアクレディテーション団体への信頼性が低下したことを受け、2019 年にはアクレディテーション規則の改正が行われた。改正規則ではプロセスの透明化や学生の達成度指標の収集、開示、大学の訴訟事案の報告等が新たに義務づけられている。

また連邦政府は、進学先を検討する学生や家族に比較可能な情報を提供する総合的な情報パッケージとして 2015 年から大学スコアカード (College Scorecard) の公表を行っている。大学スコアカードでは、授業料、学生数、卒業率といった基本的なデータに加え、卒業後の学科別平均収入、債務状況といったデータが集約・公開されている。このデータは、米国教育統計センター(NCES)の統合高等教育データシステム (IPEDS) に加え、米国学生ローンデータシステム (NSLDS) および財務省の税記録を反映したものとなっており、より大学の実態に近い情報を学生や大学関係者に提供することに寄与している。アメリカでは

2005年のスプリングス報告以降、大学の学修成果の可視化を求める動きが高まっており、連邦政府のこうした動きと連動して各州レベルでも評価の透明性や社会的な説明責任に重点を置いた政策がとられるようになってきている。

アメリカ

- ・ 州補助金の減少とアカウントビリティに対する圧力を背景にパフォーマンスベースファンディングを取り入れる州が増加（2020年1月現在32州）
- ・ 初期のパフォーマンスベースファンディングモデルは指標のインフレ化や機関ミッションとの乖離等問題点も多く指摘された
- ・ パフォーマンス実績に基づく配分割合や指標は州の財務規模や地域性により異なる
- ・ モデル導入に当たっては複数年度予算や実績配分の漸増、ストップロス条項の策定等激変緩和措置を含む包括的な制度設計が行われている

4.7 まとめ

以上のように取り上げた国の多くでは、運営費交付金の全体あるいは多くの部分に対して算定式による配分を用いており、その算定に用いる指標の一部をアウトプット・アウトカムに相当する実績指標とする傾向がある。

実績指標を含む算定式や契約による配分への移行の利点は、先行議論を踏まえれば次のように整理できる。配分方法の透明性を確保し、公的資金利用の説明責任を果たしやすい。大学に実績向上へのインセンティブを提供し、政策が求める方向へのステアリングを可能とする。シンプルな競争枠組みにより大学の対応負担が大きくなるとともに、算定式に基づく予算配分であるために将来の配分額の予見可能性が高く、大学側は安定した経営が可能となる。設定された指標の中で大学自身が自己をプロファイリングして戦略形成や機能分化などの対応が可能となる、といった点である。

日本は前述のように、運営費交付金の8割にあたる基幹経費を前年度額を基にしている。これは、図4の整理でいえば、最も右側の歴史的配分にあたる。インプットや実績（アウトカム）に基づかないため、現時点での教育研究活動の規模や分野・活動ごとの必要経費を反映できる形でなく、削減の是非を論理的に議論しうる根拠もないため、1%削減などの包括的削減の対象になりやすい。

表12には2014年時点の欧州の状況を整理した表（Pruvot et al. 2015）に日本、米国、オーストラリアを追記した。多くの国が算定式を用い、アウトプット指標を第一、あるいは第二の方法として用いている状況になりつつある。日本は資金配分の第一の方法が前年度踏襲であり、第二の方法として「機能強化経費」による配分や管理運営面の改革を中心とする改革実績による「実績契約」が該当すると考えられる。

表 12 各国の資金配分方法（Pruvot et al. 2015 を和訳し追記修正）

	算定式		実績契約	交渉、歴史的配分 (前年度踏襲)
	インプット指標中心	アウトプット指標中心		
第一の方法	ブランデンブルク（ドイツ）、カタロニア（スペイン）、チェコ共和国、ベルギーのフランス語圏コミュニティ、ヘッセン（ドイツ）、ハンガリー、アイルランド、アイスランド、ラトビア、オランダ、ポーランド ^a 、ポルトガル、ルーマニア ^a 、スウェーデン ^a 、オーストラリア ^a	デンマーク ^a 、イングランド（英国）、フィンランド、フランダース（ベルギー）、アイルランド ^b 、ポーランド ^b 、オーストラリア ^b 、テネシー州（米国）	オーストリア	デンマーク ^b 、エストニア、フランス、イタリア、ノルトライン-ヴェストファリア（ドイツ）、ノルウェー、スイス、 日本
第二の方法		エストニア、フランス、イタリア、ノルトラインヴェストファーレン州（ドイツ）、ノルウェー、スウェーデン ^b 、オーストラリア ^a	ブランデンブルク（ドイツ）、イングランド（英国）、フランス、ヘッセン（ドイツ）、アイルランド、ラトビア、オランダ、ポルトガル、 日本	オーストリア、カタルーニャ、チェコ共和国、ヘッセン（ドイツ）、ハンガリー、ポーランド、スウェーデン

a:教育のみ、b:研究のみ

また、前節までに紹介した各国の事例をまとめると以下の表 13 ようになる。

表 13 各国の特徴のまとめ

	配分方式の概略	国と大学の契約の有無
英国(イングランド)	<ul style="list-style-type: none"> 教育向けは、学生数×単価などの算定式と特定目的の算定でほぼ配分。 研究向けは研究評価（ピアレビュー）を実施して実績配分。 それ以外 20%が施設設備費など 	無し
オーストラリア	<ul style="list-style-type: none"> 教育向けは、学生数×単価で配分。実績指標により上限を超える学生数分も配分可能。 研究向けは研究費獲得額と博士号授与数で実績配分。 	有り (資金配分を得る前提条件だが、配分額には影響せず)
ドイツ	<ul style="list-style-type: none"> 各州で異なる。主に教育向けの資金であり 10-20%が実績配分。 ニーダーザクセン州は、10%を実績配分。残りは交渉による。 チューリングン州は 80%は学生数等で配分。14.5%を実績配分。5.5%を契約や計画等への配分。 	有り (チューリングン州ではわずかの部分を契約を踏まえた交渉で配分)
フランス	<ul style="list-style-type: none"> 学生数をベースとする配分が中心。15-20%が実績配分。 	有り (資金配分には直接は影響せず)
フィンランド	<ul style="list-style-type: none"> 算定式で全て配分(学生数のインプット指標も含む。研究業績は研究出版物ポイント) 	有り (数%が契約に基づく交渉で配分)
米国	<ul style="list-style-type: none"> 各州で異なる。主に教育向けの資金であり、30 州以上が実績配分を導入。割合は数%~100%まで。 テネシー州は実績配分が 85%。残りは固定費算定式と、別の実績配分による追加予算。 フロリダ州は 15%程度を 10 の指標のスコアに基づいて配分(基盤経費の一部配分の必要条件+スコアによる追加配分) 	無し 無し

各国ごとに、配分方式、算定やその中の実績指標の配分割合も異なる。ただし、運営費交付金に相当する基盤的資金を教育向けを中心としているドイツや米国を除けば、教育向けと研究向けを区分して配分している、あるいは指標を設定することにより自然と教育分と研究分が区分されている。

・資金配分

世界的には、前年度額や非公式の交渉に基づく配分から、必要コスト(学生数等)や実績指標を用いた算定方式や、実績契約に基づく配分へと次第に変化。

大学評価については、主に教育を中心とする質保証に関する評価と、上記のように教育研

究等の実績を把握して資源配分等の意思決定に用いる評価（ここには指標による判断も含む）の2つに分けられる。

質保証に関しては、内部質保証を重視する傾向が国際的にみられる。特に欧州では、「欧州高等教育圏における質保証の基準とガイドライン(ESG)」において、欧州における高等教育の質保証は内部質保証を重視する方向を示しており、各国はそれに即した国内の質保証制度を作っている。内部質保証重視の理念のもとでは、大学内部で質保証がしっかりとおこなわれていれば、外部からの確認はそのようなシステムが機能しているかという簡素なものになる。

英国ではこれまでも「クオリティ・コード」として内部質保証に必要な事項を定めてその運用を外から評価してきたし、ドイツは「システムア krediteーション」として内部質保証システムの外部チェックを重視してきた。さらに、英国やオーストラリア等の「リスクベースアプローチ」に見られるように、一度、大学としての要件を遵守していることが認められ、内部質保証が十分に機能していると認められれば、大学の状況に大きな変化がない限り、外部質保証は極めて簡素なものにすることができ、質保証に問題があるとみられる大学のみを外部から厳しく評価する方法もとられるようになってきている。ただし、英国では古くから外部試験員制度があり、豪州では研究大学グループ(Go8)にて相互に学生のレポートを確認して研究大学としての水準をみたしているかを確認する取り組みがあるなど、大学セクターとして相互に外部の目を入れる仕組みが別に存在する。また、専門職につながるプログラムについては、専門職団体より、資格認定等につながる教育が行われているかという視点からの外部質保証はしっかりと行われているという側面がある。

一方で、資源配分を有効に行うための情報を生むことを目的としたため評価や測定は別に行われている。以下の表 14 には欧州大学協会の調査において、各国の算定式で用いられていた典型的な指標を示す。本章で取り上げた国でも同様の指標が多く用いられていた。

表 14 算定式における典型的な指標

	インプット	スループット	アウトプット	他
教育	<ul style="list-style-type: none"> ・学士・修士学生 ・教育学生比率 	<ul style="list-style-type: none"> ・試験を受けた学生 ・単位取得数 ・試験合格者数 ・進級 	<ul style="list-style-type: none"> ・学士号・修士号授与数 ・標準修業年限内学位所得 	<ul style="list-style-type: none"> ・就職率 ・修了による付加価値 ・海外留学生
研究	<ul style="list-style-type: none"> ・博士学生数、博士論文提出資格者 	<ul style="list-style-type: none"> ・特許出願 	<ul style="list-style-type: none"> ・博士号取得 ・研究評価 ・特許取得 ・外部研究費 ・研究活動 ・受託研究費 ・論文数、引用数 ・技術移転収入 ・論文を公表している研究者数 	
他	<ul style="list-style-type: none"> ・教職員 ・施設面積 		<ul style="list-style-type: none"> ・外部資金取得 ・国際的資金取得 ・大学ランキング結果 	<ul style="list-style-type: none"> ・海外からの教職員 ・人的多様性指標 ・地域へのアウトリーチ ・戦略計画の評価 ・教職員の構成・質

(Pruvot et al. 2015 に基づき、筆者和訳)

教育活動については、ピアによる定性的な評価結果を係数等の形で直接的に用いて資源配分を行うような活用は行われていない。ただし、英国では、TEF において優れた評価結果を得た大学には上限を超える授業料の設定を認めている。一方で、インプット指標に加えて、学位授与数、卒業数・率、就職数・率などのアウトプット・アウトカム指標を測定して資金配分に影響させる方法は多くの国で用いられている。その中では英国や豪州など、全国学生調査として学生の学習経験や満足度を比較可能な標準的な方法で実施し、その結果を指標として活用している国もある。しかしながら、このような資金配分と結びついた測定を導入することによって、大学の教育活動が指標を高める行為に誘導されるなどの影響も米国等では見られている。

研究活動への資金については、ピアレビューによる評価結果を行っている国と指標による測定のみを行っている国に分かれる。ピアレビューを行っている国は、英国やフランス（ただし 2017 年からは予算配分に用いられていない）であり、豪州やイタリアは人文社会分野などには実施している。一方、ピアレビューを行わずに指標のみを用いている国も多い。図 10 は欧州諸国において交付金をどのような指標で配分しているかについて、研究面に焦点をおいて分析したものである³⁹。ピアレビューを行わない場合には論文数、博士学位授与

³⁹ Zacharewicz, T., Lepori, B., Reale, E., Jonkers, K., 2019. Performance-based research funding in EU Member States — a comparative assessment. *Sci. Public Policy* 46, 105–115.

数、外部研究資金の3つの指標が多く用いられている指標である。ただし、論文数を単に測定することは、質の低い論文を量産することにつながるため、ジャーナルの質などを考慮した測定を北欧諸国などでは行っている。

ピアレビューにおいても指標においても、新たな傾向としてあげられるのは、学術界を超えた社会や産業との関連性やインパクトを測定する動きがでてきていることである。英国のREFにおけるインパクト基準、豪州の新たな Engagement and Impact Assessment、オランダにおける評価プロトコル (SEP) の中の relevance 基準など、質的な評価において社会との連携やインパクトを評価する動きがある。また、指標においても産業界からの外部資金などの指標により間接的に、社会・産業との関係性を把握している国がある⁴⁰。

Country	No RPBF											Limited RPBF			Quantitative formula with bibliometric assessment										Peer review							
	BG ^a	CH	CY	EL	ES	HU ^b	IE	LU ^c	LV ^d	MT	RO ^e	SI	AT	GE ^f	NL	BE (FI)	BE (WA) ^g	CZ ^h	DK	EE ⁱ	FI	HR	NO	PL ^j	SE	SK	FR	IT	LT	PT	UK	
Education metrics	X	X			X	X	X	X			X		X	X	X	X	X		X	X	X		X									
Historical	X	X	X	X	X	X			X	X	X	X						X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
Bibliometrics	X																															
Publications	X																															
Journal impact based	X																															
Citation	X					X																										
PhD graduates						X	X	X					X		X				X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
Patents							X	X										X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
Project funding													X					X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	X	
Business funding						X	X																									
Gender/diversity													X			X																
Internationalisation													X			X																
Peer review																																
Performance													X		X				X	X	X											
Contracts																																

図 10 欧州における大学の研究評価での指標・ピアレビューの活用状況

・大学評価

質保証では、大学内部の評価である**内部質保証**を厳しく実施することにより、外部からは簡素に評価可能。

法人評価のような実績評価は、**実績の定量的・定性的測定**（教育面では、学生満足度調査や卒業率・雇用状況等。研究面では、研究成果の学術的質や社会的効果に対する評価者による**研究評価**を活用する国も）

評価に関連して、日本の中期目標・計画のように国と大学との契約を行い、資金配分や達成度評価の対象としている例としては、豪州では大学と国とが契約を結ぶ mission based compact がある。しかし、大学は compact とは別に自身の戦略を形成しており、その戦略のうちの一部として国の政策課題に係わるものについて国と契約を結ぶ形となっており、compact が大学のすべての活動を規定するものではない。また、達成度評価やそれに基づく

⁴⁰ Zacharewicz, T., Lepori, B., Reale, E., & Jonkers, K. (2018). Performance-based research funding in EU Member States—a comparative assessment. Science and Public Policy, (June), 1–11.

資金配分は行われていない。フィンランドでは 4 年間の契約を結び、数%がその契約交渉に基づいて配分がなされる。また、フランスでは戦略的経営対話において、政府の設定する優先課題のうち各大学が自己の戦略に基づいて選択した事項について指標測定を行い、資金を追加配分する方法をとっている。

・大学の戦略に基づく契約

いくつかの国では、国と大学との契約として、国の政策課題と大学の戦略とを調整して**方向性を共有**。ただし、計画「達成度」を厳密な形で評価を行ったり、不達成にペナルティを与えることはせず、次期の契約へ反映。

5. 日本における新たな大学評価と運営費交付金算定のありかた（提言）

5.1 公的投資の対象としての大学活動

国立大学の運営費交付金および、それに資する大学評価の検討は、国の財政が厳しい中、なぜ国立大学に対して公的投資を行うのかという視点から考えられなければならない。大学は、基本的には自律的な存在であり、それゆえに多様な資金源から運営の費用を獲得することが可能である。ただし、そのうちの運営費交付金のような公的資金については、配分側は、公的投資の目的を改めて検討し、その目的から、いかにして大学に配分するか、その配分のための参考情報に大学評価を使う場合はどのような観点から評価を行うべきかについて定める必要がある。

法人化時点と比べてもこの15年の間に、我が国の労働人口の減少は進み、高度な知を用いた高付加価値のサービスや製品を提供することで、生産性を向上させていくことは、我が国が先進国としての地位を維持し続けるための喫緊の課題である。また、感染症によって明確に顕在化したように社会の安全保障や、SDGsに代表される人間中心の公共的価値を揺る社会像の実現も、具体的に存在する課題となっている。このように、これまでとは異なる新たな内容を含めた、高度な知が求められる社会において、必要となる人材の育成、科学技術・イノベーションの実現、それらを通じた地域創生および日本の国力の持続的発展のためには、社会の中で高度な知を有する大学への投資が不可欠となっている。

運営費交付金のような公的投資は、単に大学に対して安定的財源を提供するという趣旨ではなく、上記のような、次世代人材への投資、次代の研究のための基盤への投資といった、国としての高次の視点を持つことが必要となる。

一方で、国立大学は、どのような機能を中心的に果たすことが期待されるのかという観点から、その目的や個性を社会にわかりやすい形で明示して、支持を得ることが必要となる。たとえば、国立大学の有する最先端の知識・科学を用いてイノベーションを推進することや、グローバルに活躍できる高度人材を長期的な視野に立って安定的に供給することにより、大学と社会とが協働した発展のエコシステムを構築することが求められる。国は、個々の大学の個性や自律性を尊重しつつも、大学セクターへの公共投資の目的を明確化することによって、大学間での機能分担を促進し、有効性と効率性を高めることが必要である。

このような公的目的に基づく資金配分が有効に機能するには、大学が国や社会との相互信頼に基づく契約関係を構築・発展させ、大学の教育・研究実績を的確に把握・公開し、大学の活性化や貢献拡大が促される環境を形成していく必要がある。

- ・ 国の財政状況が厳しい中でも、高度人材の育成、科学技術イノベーションや地域創生を通じた日本の国力の持続的発展のためには、大学への投資が不可欠。
- ・ 国は、個々の大学の個性や自律性を尊重しつつも、大学セクターへの公共投資の目的

を明確化し、大学間での機能分担を促進し、公共投資の有効性と効率性を高める必要。

- ・ 大学の教育・研究実績を的確に把握・公開し、大学の活性化や貢献拡大が促される環境を形成する必要。

5.2 安定的かつ透明でインセンティブを有する運営費交付金のあり方

現在の基幹経費は、配分の論理がなく不透明であるために削減の対象になりやすく、また、教育研究の実績を向上させるインセンティブが大学には生じない。他方で、第三期中期目標期間から導入された競争的配分の部分は改革実施度合いや業績の「率」による序列化を基にする配分のため、安定性を欠いている。このような状況を今後も延々と継続していくことは、大学の安定的経営を阻害するものであり、法人化から15年以上が経過した現在、抜本的見直しを進める必要がある。

上記の問題を解消するためには、運営費交付金の全体あるいは、少なくとも部分を透明性ある算定式の方法によって配分する仕組みを改めて形成する必要がある。そこでは、大学の活動を、教育、研究、社会貢献の機能にわけて、算定においてはそれぞれについて、指標や評価を用いて、交付金に反映させることが望ましい。

海外の事例を踏まえれば、運営費交付金の配分には以下の3つの要素を考えることができる。

①学生数などのインプット指標に基づくコストを保証する基盤的部分、

②博士号授与数や論文・特許数、教育研究の質的な評価結果などの教育・研究・社会貢献の実績を測定してインセンティブを付与する部分、

③国の政策・社会課題への貢献や自律的な大学改革など、個々の大学の経営指針を反映した個別の「契約」に基づく部分

これらが何らかの割合のもとに設定されれば、教育研究の実施に必要なコストは①の指標によって算定され安定的に配分される。②では教育研究の実績が指標では測定しづらい場合には、定性的な大学評価の結果なども活用して実績を測定し、大学に期待される機能が実現されていれば、その取り組みが継続され拡大していくことを支援する配分を行う。③それらに加えて、国の政策課題のような特定の課題に対して大学が貢献をするという契約に基づく配分である。

このような方式の導入や運用には様々な選択肢がある。たとえば、このような3区分ではなく、たとえば卒業生数は①と②の双方を反映することが可能であることなどから、①と②をあわせた算定式として検討することも可能である。③の契約の一部として学生数や社会人学生などの種類別の学生数を定めることも可能である。

また、このような新たな算定式を運営費交付金の全体あるいは部分に導入するかにかかわらず、その導入は現在の配分額からの乖離を生むことになる。そのため、長期にわたる移

行期を設定するなどして、激変を緩和する措置をとり、大学の対応を可能とすることも考えられる。

加えて、大学の種別や分野に配慮した、指標の構成や測定方法の検討も行うことが考えられる。大学の種別の扱いについては二つの考え方がある。一つは、日本では既に「3つの重点枠組み」にて大学を3類型に区分してきたため、このような類型ごとに指標の構成や重みを変化する方法が考えられる。たとえば、世界レベルの教育研究拠点を目指す大学においては、実績の測定（評価）において、海外の同様の大学をベンチマークとして測定をするような方法である。別の考えは、運営費交付金を教育・研究部分に明確に区分すれば、類型化をおこなわずとも、大学の特徴を反映した配分がなされるというものである。定量的指標を用いる限りは、教育を重視する大学は教育向けの交付金を多く獲得し、研究を重視する大学は研究向けの交付金を獲得する。運営費交付金の全体構成と合わせた検討が必要である。

実際に指標を用いる場面においては、分野によってその指標の値は大きく異なる。それぞれの分野ごとに標準化値を用いるなどの方法も考えられる。

このような配分において、注意すべきことは、大学による長期的な視野に立つ自律的経営を可能とする資金配分とすることである。大学の教育・研究活動は成果に結びつくまでに長い期間を要することである。そのため、短期的な指標によって毎年の予算配分を大きく変えるのではなく、持続的・安定的な環境が不可欠となる。たとえば指標については、指標群の構成を短期的に大きく変えることはせず、また、複数年に渡る平均値を用いることが考えられる。また、中期目標期間が6年であることから6年に一度の定性的な大学評価を行い、その結果を6年間に渡り用いることも考えられる。これらを通じて、安定的な配分を行うこと、あるいは算定式を透明とすることで期間中の増減が予め把握可能な資金配分を行うことにより、大学が長期的な視野を持って経営できるようにする必要がある。

また、このように算定では教育、研究、社会貢献に関する指標等を用いたとしても、その配分後の用途は大学の裁量に委ねる方式を堅持する必要がある。それによって大学の自律的な経営が可能となる。

○大学の教育・研究・社会貢献の機能ごとに、コストや実績の測定や評価を行い、交付金に反映させる透明な算定方式へ移行

たとえば運営費交付金を、

- ①学生数などのインプット指標に基づくコストを保証する基盤的部分、
- ②博士号授与数や論文・特許数、教育研究の質的な評価結果などの教育・研究・社会貢献の実績を測定してインセンティブを付与する部分、
- ③国の政策・社会課題への貢献や自律的な大学改革など大学の経営指針を反映した「契

約」に基づく部分

などで構成。

大学の種別や分野に配慮した、指標の構成や測定方法を検討する。

○大学による長期的な視野に立つ自律的経営を可能とする資金配分へ

大学の教育・研究活動は成果に結びつくまでに長期間かかり、持続的・安定的な環境が不可欠。6-7年に一度の定性的な大学評価の結果や複数年に渡る指標を活用した、安定的、あるいは期間中の増減が予め把握可能な資金配分を行い、大学が自律的経営ができるようにする必要。

算定には指標を用いても、交付後の使途は大学の裁量に委ねる方式を堅持。

5.3 大学評価の見直し

国立大学法人評価は、その主たる実施目的として、教育研究の実績を評価し、運営費交付金へ反映させることがあることを明確にすべきである。そうでなければ、何のために評価が行われているのかが不明瞭なままである。そのうえで、どのような評価を行うべきか検討することが可能となる。

運営費交付金の配分には、大きく分けて、指標のみで行うのか、評価者による評価結果を一指標として用いて行うのかの選択肢がある。イギリス等少数の国を除き多くの国では、運営費交付金の配分には定量的指標のみが使われている。しかし、日本の教育・研究の課題をかえりみれば、それらは量だけでなく質に関するものが多い。

たとえば、新規学卒一括採用の慣習が根強く残る日本では、学士課程や修士課程において、一定程度の入学者選抜が機能している国立大学ではどの大学でも標準修業年限内での卒業・修了率が一般的に高い。そのため、他の国で頻繁に活用されている標準修業年限内での卒業生数・率が、教育の質の違いを表す重要な指標とはならない。したがって、教育の質を確認しようとするれば、単に定量的な指標だけでなく、卒業の質保証が十分に行われているかや、学修成果や卒業後の進路が適切であるかなどを、評価者が総合的に判断することが必要となる。

また研究についても、英語圏とは異なり論文データベースの活用にも限界があり、また、フィンランドやノルウェーのように国内で独自の研究成果データベースを有し、出版チャンネルの質の評価を行っているわけでもない。そのため、仮に研究の質を考慮しようとするのであれば、現状ではピアレビューによる判断が必要となる。

このように、日本では定性的な大学評価結果を資金配分の一指標として用いる必要性が他の国よりも高い。

ただし、これまでの国立大学法人評価のように、定性的評価といえども設定された中期目

標・計画の達成度を評価するだけでは、教育研究の実績や質を確認する目的には適さない。たとえば、現在、国立大学法人評価の一部として行われている、学部・研究科ごとの教育・研究水準の評価（現況分析）に類するような、教育・研究の実績の評価について、評価基準をより明確にしたり、オーストラリアのように指標を踏まえて評価者が判断をする方法を用いるなどして、大学の負担が少ない方法で実施することが必要である。

さらに、教育・研究についての評価者による評価が、単なる大学人の仲間内による評価にと見られることなく、社会からの信頼を得るためには、大学外からの視点、たとえば卒業生を雇用する産業や専門職業団体の視点、研究成果を活用する社会や産業の視点など、を積極的に評価基準に入れることができる体制を構築する必要がある。

たとえば、教育活動については、大学が将来の日本に必要な人材としてどのような人材像を考えているのか、海外における教育方法と比べても遜色がなく、付加価値の高い教育が行われているかという視点で、評価を行う必要がある。また、実際に大学で学んで卒業する学習者や、社会における人材を雇用する側の視点を反映した基準に基づく評価を行うことが必要である。そこでは全国共通学生調査の結果などのデータを今後は活用していくことが望まれる。

研究活動については、学術的な質を評価するとともに、研究活動への投資が社会、経済、文化、環境など学术界を超える範囲にどのようなインパクトをもたらしているかを把握し、そこにつながる取組を促進していく必要がある。英国のインパクト評価や、オーストラリアの「エンゲージメント」と「インパクト」の評価などを参考にすることが必要である。

このように、教育・研究活動とその成果を大学外からの要請や国際的なベンチマークの視点も意識しながら行うとすれば、大学単位でなく、分野ごとの評価や測定は必要不可欠である。現在も国立大学法人評価では分野（学系）ごとに、教育研究水準の評価（現況分析）が行われているが、さらに、各分野における教育研究に対する学術的・社会的期待がどのようなものであるかを明確にして基準化し、評価を行っていくことが必要となる。

また、評価結果を理解しやすい形で提示し、学習者や産業界など幅広いユーザーへの有効な情報提供と資金配分の説明責任を果たす必要がある。たとえば、研究のインパクトの評価結果が英国のようにデータベースとして蓄積公表されることにより、社会に対して研究活動には幅広いインパクトがあることを明確に示すことが可能となる。評価には相応のコストがかかることから、実施する評価に得られる情報が、国以外の利害関係者との関係性の強化のためにも有効に活用できるようにすべきである。

一方で、認証評価については、現在行われているように国立大学法人評価との間で記載内容やデータ等の様式を統一するなどの技術的な対応ではほとんど意味をなさない。3 順目で既に方向性が示されているように内部質保証を重視し、内部質保証に問題がある大学のみを詳細に評価するリスクベースのアプローチをとるなど、少なくとも国立大学に関しては国立大学法人評価等との評価の重複を解消するよう、最適な評価の枠組みについての検討

すべきである。

○国立大学法人評価は、教育研究の実績を評価し、運営費交付金へ反映させるために実施。

学習者や社会のユーザーの視点を反映した基準に基づく評価を行い、評価結果を理解しやすい形で提示し、学習者や産業界など幅広いユーザーへの有効な情報提供と資金配分の説明責任を果たす必要。

日本の教育・研究の課題は、量だけでなく質に関するものが多い。そのため、指標だけでなく、評価者による評価が必要。

○認証評価は、内部質保証が機能していれば大幅に簡素化（リスクベース・アプローチ）。

さらに、上記のように運営費交付金や大学評価の在り方が変わる場合には、中期目標・計画はどうあるべきかの検討も必要である。達成が期待される中期目標を記載するという方法とは異なる方法が必要である。

大学は本来、自律的な存在であることを前提とすれば、大学はその中長期の戦略を、「達成が評価される文書」ではなく、大学自身が進むべき方向性を規定する文書として作成し、自らがその文書のオーナーとなる必要がある。そのため、中期目標・計画は自律的な大学と国とが対等な立場で締結する契約文書として定義し直し、その内容を包括する大学の戦略文書を作成することを求めるべきである。

中期目標・計画は其中で、国が提示する高等教育政策や科学技術イノベーション政策における課題に対して、自己の独自の戦略の中から貢献できる内容を抽出する形で作成し、国と契約する形が考えられる。それを直接的に交付金配分に用いるか否かは検討が必要である。

- 各大学が**独自の「戦略計画」の策定**を行い、それを踏まえて、国との間で中期目標・計画を策定して契約する。その際には、国がまず大学に期待される政策的な目的や課題を提示し、大学が自身の戦略計画を踏まえて計画を提案する方法も考えられる。

資料編

1. 英国（イングランド）

林隆之（政策研究大学院大学）

1.1 概要

英国（連合王国）は、構成する4ヶ国（イングランド、ウェールズ、スコットランド、北アイルランド）の政府が各国に所在する高等教育機関への資金配分を行っており、その配分方式は異なっている。以下では英国という標記を用いるが、主にはイングランドの方式について言及する。

英国では運営費交付金に相当する経常的補助金（recurrent grant）は、教育と研究に明確に分けて算定されている。2017年まではイングランド高等教育資金配分会議（HEFCE）が教育と研究の両方を対象に、ただし個別に配分を行っていた。2017年高等教育研究法（Higher Education and Research Act）により、2018年からは研究活動への配分機能は新設のUK Research and Innovation（UKRI）の中のResearch Englandに、教育活動への配分機能は新設のOffice for Studentsに分割された。そのため、現在は研究と教育は別組織により配分される形になっている。

表1にはHEFCEが存続した最後の配分年に相当する、2017-18年の経常的補助金の予算総額35億ポンドの内訳を示している。研究向けが15億95百万ポンド、教育向けが13億20百万ポンドであり、それに加えて産学官連携などの知識交換(knowledge exchange)活動への資金1億60百万ポンド、施設費3億53百万ポンド、国立施設への資金1億7百万ポンドがある。Research EnglandとOffice for Studentsに分かれた後の、資金配分の詳細を以下の節で分けて説明する。

表1 イングランドにおける経常的補助金の内訳（2017-18年）

要素	予算額（2017-18年）	割合
研究	15億95百万ポンド	45%
教育	13億20百万ポンド	37%
知識交換(knowledge exchange)	1億60百万ポンド	5%
小計	30億76百万ポンド	87%
国立施設への資金	1億7百万ポンド	3%
施設費	3億53百万ポンド	10%
合計	35億36百万ポンド	100%

出典：HEFCE(2017),

【参考資料】

HEFCE(2017), Guide to funding 2017-18: How HEFCE allocates its funds.

1.2 研究活動への経常的補助金

英国における研究活動への公的資金配分は「デュアルサポート」システムと呼ばれる考え方を基本としている。大学の研究活動の経常的経費のための「ブロックグラント」（あるいはコアファンディングと呼ばれる）と、UKRI のリサーチカウンシルにより配分される個々のプロジェクト資金の二つの枠組みによって支出される。なお、医歯学分野において病院等で行われる研究に必要な施設設備の経費は別途 National Health Service により配分されている。

イングランドでは、現在は Research England が研究ならびに知識交換活動に対するコアファンディングを配分している。2020-21 年の配分総額は以下の表 2 のようになっており、22 億 39 百万ポンドである。配分は、表の上部に示されている、算定式によって毎年安定的に配分される経常的資金 (recurrent funding) 18 億 59 百万ポンドと、特定目的のために都度配分される非経常的資金 (non-recurrent funding) に区分される。これらが配分される要件として、Office for Students (OfS) により資格ある高等教育機関として認められている必要がある。

表 2 Research England による研究活動への資金配分

配分項目	金額 (百万ポンド)
質を考慮した研究資金 (Quality-related research (QR) funding。Global Challenge Research Fund 90 百万ポンドは除く)	1,629
質を考慮した主たる研究資金 (Mainstream quality-related research (QR) funds。ロンドン増加分含む)	1,095
研究学位プログラム指導資金 (QR research degree programme (RDP) supervision funds)	260
慈善団体からの研究支援に伴う資金 (QR charity support fund)	204
企業の研究に関する要素 (QR business research element)	64
国立研究図書館資金 (QR funding for National Research Libraries)	7
高等教育イノベーション資金 (Higher Education Innovation Funding: HEIF)	230
経常的資金 小計	1,859
国立研究施設・イニシアティブ (National facilities and initiatives)	40
戦略優先事項資金 (Strategic Priorities Fund: 政策研究のための資金)	29
QR 追加配分 (英国生産性投資ファンド National Productivity Investment Fund: NRIF による)	107
学事暦(academic year)に基づく配分の合計	2,035
算定式による研究資本配分(Formula-based research capital)	188
国立研究施設・イニシアティブ (National facilities and initiatives)	16
会計年度(funding year)に基づく配分の合計	204
Research England からの補助金 総計	2,239

出典：Research England (2020a)により作成

研究活動向けの経常資金は、質を考慮した研究資金配分 (Quality-related research (QR) funding) として配分され、産学官連携などの知識交換活動向けの経常資金は高等教育イノ

バージョンファンド (HEIF: Higher Education Innovation Fund)として配分される。非経常的資金としては、研究施設・インフラの維持・修繕などの特定目的に使う研究資本ファンドや、大学内の博物館、美術館、Jisc (高等教育機関向け情報サービスを行う組織) の支援のために配分される国立施設・イニシアティブのための資金がある。

さらに、この表に記載されているもの以外にも、申請に基づき競争的かつ時限で配分されている資金がある。たとえば、Global Challenge Research Fund (GCRF)、Connecting Capability Fund、Research England Development Fund、UK Research Partnership and Investment Fund (UK RPIF)等である。

コアファンディングは算定式によって配分される。ただし、高等教育機関は一度配分されれば、その算定式に寄らず、研究向けファンディングの配分については、その総額を、研究や知識交換ならびにその関連取組に関係している限り、自己の優先順位に基づいて使用することができる (Global Challenges Research Fund などの特定目的向けのもの除く)。同様に、知識交換向けのファンディングは、自己の知識交換の戦略に基づいて知識交換活動に使用する。使用は自律的であり、仕様に関する詳細な説明責任の作業は発生しない。ただし、しばしば資金をどのように使うかの戦略を提出するかは、配分要件として求められることがある。

(1)研究のための経常的資金:質を考慮した研究資金(QR: quality-related research funding)

研究活動のためのコアファンディングである「質を考慮した研究費配分」は以下の項目で構成されている。

- a) 質を考慮した主たる研究資金 (Mainstream QR)
- b) 研究学位プログラム指導資金 (QR research degree programme (RDP) supervision funds)
- c) 慈善団体からの研究支援に伴う資金 (QR charity support fund)
- d) 企業の研究に関する要素 (QR business research element)
- e) 国立研究図書館資金 (QR funding for National Research Libraries)
- f) Global Challenge Research Fund

各要素の具体的な配分方法は以下の通りである。

a) 質を考慮した主たる研究資金(Mainstream QR)は、QR の 2/3 を占める主要な部分である。Mainstream QR の配分は、次節で示す大学評価 REF の 4 段階判定の結果、評価に研究業績を提出した教員数(Research Active Staff の FTE)、分野別コスト係数の 3 つのかけ算により行われる。具体的な算定の手順は以下である。

第 1 のステップで、政府により決定された mainstream QR の総額を、大学評価 REF の 3 つの評価項目それぞれの反映部分にわけ、REF2014 を利用している現在の配分においては、「研究成果」項目による配分が 65%、「研究のインパクト」項目による配分が 20%、「研

究環境」項目による配分が 15%である。

第 2 ステップで、各評価項目の配分額を、大分野に相当する 4 つのメインパネル (医学・保健・生命科学、物理・工学・数学、社会科学、人文学) に分割する。そこでは、REF の該当評価項目の評価結果が 4 段階で 3*以上の Research active staff の FTE 合計値×分野別コスト係数、というかけ算に基づいて、配分の割合を決定する。

第 3 のステップで、4 つのメインパネルそれぞれの配分額を、詳細分野である 36 の UoA に分割する。第 4 のステップで各 UoA の総額を個々の高等教育機関に分割する。UoA 内の各高等教育機関への配分額は、Research active staff の FTE 値× (REF の評価結果 3*の割合×評価結果 3*の配分係数+評価結果 4*の割合×評価結果 4*の配分係数) ×分野別コスト係数、というかけ算に基づいて割合が決定される。

さらに、その後にロンドン所在の機関については都市係数が乗算される。インナー・ロンドン (中心部) が 12%、アウター・ロンドン (中心部を囲む特別区) が 8%である。

ステップ 4 で用いられる、REF の評価結果に基づいた配分係数は表 3 の通りである。現在は 4*が係数 4、3*が係数 1、2*以下は係数 0 (配分無し) となっている。4 段階判定を用いるようになった 2009 年からの推移を見ると、次第に係数の傾斜が強くなってきている。

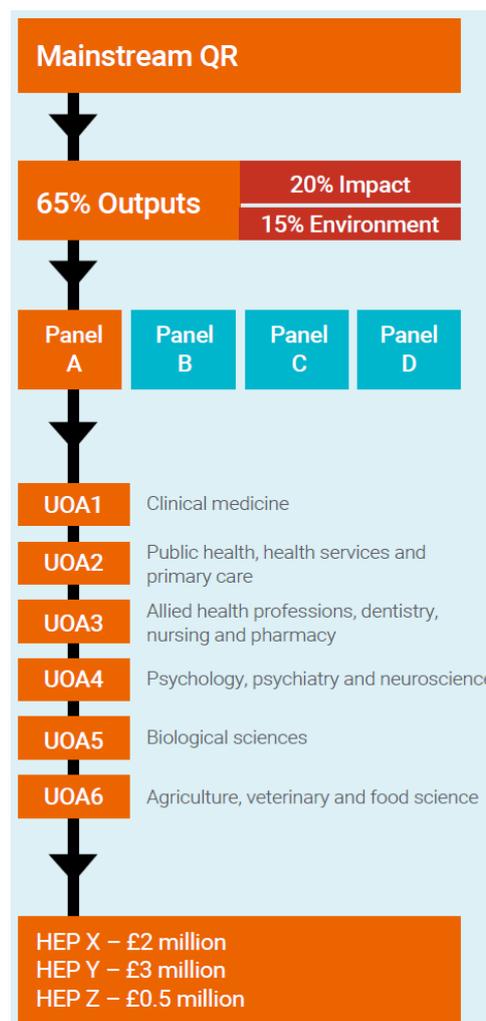


図 1 Mainstream QR の配分の流れ

出典：Research England (2020c)

表 3 REF の評価結果ごとの係数

評価結果	2009-10	2010-11	2011-12	2012-13～ 2014-15	2015-16 以降
4*	7	9	9	3	4
3*	3	3	3	1	1
2*	1	1	0.294	0	0
1*	0	0	0	0	0
unclassified	0	0	0	0	0

出典：HEFCE、Research England の各年の Guide to funding 資料により作成

また、分野別コストについては表 4 のようになっており、実験を行う分野は 1.6 倍となっ

ている。これらの係数は定期的に見直されることになっており、高等教育機関から提出される支出データに基づいて検討がなされる。

表 4 分野単価ウェイト

分野区分	分野単価ウェイト
	2017-18 年
高コストの実験・臨床分野	1.6
中間的コスト分野	1.3
他	1.0

出典：Research England (2020c)

b) 研究学位プログラム指導資金は、教育を中心とした修士課程を除く、研究中心課程の大学院生の指導経費である。研究評価 REF で 3*以上の評価結果があり（割合 0 でなく）Mainstream QR を受領している学科(department)のみが対象である。

具体的な算定は、REF の 3 つの評価項目の結果を重み付け平均した総合評価結果を用いて、研究大学院生数の FTE×分野別コスト係数×REF の結果における 2*以上の結果の内の 3*以上の結果の割合、といった掛け算を行う。さらに、ロンドン所在の大学は都市係数が乗算される。この結果に比例するように、総額が学科ごとに配分される。なお、複数の高等教育機関による共同学位課程の場合には、参加機関に配分される。

c) 慈善団体からの研究支援に伴う資金は、医学分野等においては慈善団体からの研究助成が多くなされているが、それらはフルエコノミックコストに達する額ではなく、間接的にかかる経費を経常的配分から補填しなければならなくなるため、慈善団体からの研究収入額に応じて配分するものである。

具体的には、過去 4 年間に慈善団体から得た研究収入額に比例した配分が行われ、ロンドン所在の大学への都市係数も乗算される。なお、慈善団体からの研究収入は競争的に獲得したものであるため、REF の評価結果の利用などの質に関する閾値は存在しない。

d) 企業の研究に関する要素は、慈善団体の場合と同様に、企業からの研究資金を補助するための資金として、研究収入額に応じて配分される。具体的には、企業や公社からの研究収入に比例した配分がなされ、質に関する閾値は存在しない。

e) 国立研究図書館資金は、国立研究図書館として認定されている 5 つの図書館に対する補助的な配分を行う。

f) グローバルチャレンジ研究ファンド (Global Challenge Research Fund:GCRF) は、OECD の Development Assistance Committee により挙げられた途上国の経済発展・福祉に対する課題解決のための研究資金である。発展途上国の課題に関する研究について、高等教育機関が資金使用に関する 3 カ年の戦略文書を提出し、その認定により配分がなされる。

GCRF は 2015 年にその設立が公表され、英国の ODA の一部を構成するものであり、5 年間で総額 15 億ポンドの予算となっており、2019-20 年に Research England から配分される額は 68 百万ポンドである。

各高等教育機関への配分額の算定は mainstream QR（ロンドンの都市係数含む）に基づく形で行われる。なお、この資金が設定された目的に沿って使われたかのモニタリングも行う。

(2)知識交換活動のための経常的資金

知識交換(knowledge exchange)活動のための経常的資金は Higher Education Innovation Funding (HEIF)により配分される。HEIF は、社会経済的便益を英国に生むために、高等教育機関とそれ以外のセクターとの間に知識に基づく幅広い相互作用を支援・発展させるための資金と位置づけられ、高等教育機関が企業、公的機関、第三セクター、地域コミュニティと協同するためのインセンティブと支援を提供するものである。HEIF の予算の一部は教育省 (Department for Education) に拠るものであり、教育省傘下の Office for Students より Research England に一部の予算が移管されて配分される。

HEIF が配分される要件として、HEIF Policies and Priorities にて設定された方針や優先事項に、高等教育機関による HEIF の使途が合致しているかが確認される。そのために、各機関は今後 5 年間で HEIF をどのように使う予定かを記した HEIF accountability statement を提出する。さらに毎年、Annual Monitoring Statement を提出する。

HEIF の配分は、知識交換に関係する研究収入の指標に基づき算定される。高等教育機関が HESA (高等教育統計機構) に提出した「Business and Community Interaction (HE-BCI) Survey」の中の委託研究、コンサルテーション、設備・備品、地域再生(regeneration)、知的所有権収入、ならびに、HESA「Finance Record」の正規課程外(単位外)のコース収入、Innovate UK の知識交換パートナーシップ収入といった収入額に基づいて算定される。これらのデータは過去 3 年間分のデータが用いられるが、最近のほう为重みが高くなるように 2:3:5 で集計することにより、配分額の安定性とダイナミズムのバランスがとられている。また、中小企業からの収入は 2 倍で集計される。

個々の高等教育機関への配分は、最低配分額の閾値である 25 万ポンド以上に計算額がなれば配分される。また配分額の上限(キャップ)や年次の増減幅の限度も設定されている。2020-21 年からは配分額の上限は 38 億 95 百万ポンドから 42 億 85 百万ポンドへと増額され、年次の増減幅も 10%から 15%へと増加している。

現在、Research England により大学の知識交換活動を主に定量的に把握する Knowledge Exchange Framework (KEF)の開発が進められており、また、高等教育セクターは知識交換に関するミッション設定や改善・評価の方法に関する原則をまとめた Knowledge Exchange Concordat を作り高等教育機関から署名を得ている。これらの取組が次期の HEIF 配分方法では考慮されることが検討されている。

(3)国立研究施設・イニシアティブ

大学の博物館、美術館、コレクションを含め、国立の研究施設・イニシアティブについて別資金では配分されない資金を配分する。研究および知識交換のための経常配分および研究資本配分から、別枠で配分される。

(4)算定式による研究資本配分 (Formula-based research capital allocations)

研究資本配分は、研究活動を支え研究環境を強化するための、施設やインフラの維持・向上のために使われる。使用目的としては、たとえば、研究活動とそのインフラの長期間の財政的持続性のためや、建築物やインフラの改修、スペースの活用、設備の共有の向上のため、高等教育機関と産業界・慈善団体・政府・国民保健サービストラスト（病院）との連携の促進のため、国の優先順位に対応した世界最先端の研究能力の向上のためなどが想定されている。

本資金配分は二つの要素で構成される。一つは HEI Research Capital England であり、過去 2 年間の経常研究資金(QR)とリサーチカウンスル以外からの研究収入に基づいて配分される。もう一つは Higher Education Research Capital (HERC) England であり、過去 2 年間のリサーチカウンスルからの研究収入に基づいて配分される。また、2020 年 7 月に政府がワールドクラスの研究インフラへの 3 億ポンドの投資を公表しており、そのうちの 88 百万ポンドが「UKRI World Class Laboratories Fund」として Covid19 や気候変動等の課題対応を含めた研究設備投資のために 2020 年には配分された。

研究資本補助は年次予算であり、年度内に全てを使い切ることを前提とする特定目的のための資金である。事前支払いや保証金としての利用は認められていない。毎年、どのように予算が使われたのかのレポートを求めている。

(5)その他

上記以外にも主に高等教育機関が申請を行って資金を獲得する競争的な配分が別途ある。

UK Research Partnership Investment Fund (UKRPIF)は、高等教育機関が民間からの資金を獲得することを強化する戦略的パートナーシップを支援する資金であり、申請に基づき競争的に配分されている。マッチングファンド形式であり、UKRPIF からの資金と非公的資金の割合が 1:2 と設定されている。2012 年創設からこれまで 54 の研究センターや施設に 900 百万ポンドが配分されている。ただし、2021 年に終了予定である。

Connecting Capability Fund (CCF)は商業化の支援のために、高等教育機関の連携や優良事例の共有を促進するものであり、HEIF を補助する役割である。現在は申請に基づき競争的に配分されている。現在運用中のプロジェクトは各 3.5~5 百万ポンドである。

Research England Development (RED) Fund は、政府や UKRI の優先事項に即した研究・知識交換の取組を支援するプロジェクト経費である。現在の優先事項は、研究・知識交換に

おける平等・多様性・包摂性、高等教育機関間の戦略的研究連携、知識交換を通じた新たな産業戦略、国際共同の強化・新規開発である。随時申請を受け付け、評価に基づいて配分される。上限は年間27百万ポンドである。

【参考文献】

Research England (2020a), Research and knowledge exchange funding for 2020-21: Recurrent grants and formula capital allocations, RE-P-2020-05.

Research England (2020b), Terms and conditions of Research England Grant: Terms and conditions of UK Research and Innovation funding administered through Research England.

Research England (2020c), Research England: how we fund higher education providers - Supporting healthy and dynamic research and knowledge exchange in HEPs

Research England, Office for Students (2020), HEIF policies and priorities: Accountability Statements 2020-21 and 2021-22 to 2024-25, RE-P-2020-03

1.3 研究評価：Research Excellence Framework (REF) 2021

英国では大学の研究評価事業は 1986 年に試行的に始まった。サッチャー政権下における緊縮財政の中で、優れた研究実績を出している大学が継続して研究活動を行うことができるように、大学への研究向けのブロックグラントを選択的に配分する必要性が生じたためである。1989年に“Research Selectivity Exercise”として実施され、1992年には名称を“Research Assessment Exercise”と変えて実施され、さらに 1996年、2001年、2008年と実施されてきた。その後、英国財務省(2006)の *Science and innovation investment framework 2004-2014: next steps*にて RAE の見直しが求められたことを受けて評価方法や基準の見直しが行われ、2014年からは“Research Excellence Framework”(REF)という名称に代わって実施され、今回は 2021年に実施される (Covid-19の影響によりスケジュールは後ろ倒しになり、2021年3月31日が提出〆切り、2022年4月に結果が公表される予定である)。以下では REF2021についてその概要を説明する。

(1)実施目的

英国の大学の研究評価事業は、その結果を研究活動へのブロックグラント配分の傾斜配分に用いることを主目的としている。しかし、付随していくつかの目的を設定しており、それらの目的を全て考慮することで、REF を実施する費用に見合うだけの意義があると考えられている。REF2021の目的は主には以下の3つが設定されている。

- a. 2022-23年からの高等教育機関の研究活動に対するグラントの選択的配分のために、資金配分機関が評価結果を活用する。
- b. 研究への公的投資の説明責任を果たすとともに、投資効果のエビデンスを形成する。
- c. 高等教育セクターが内部で用いるためや情報公表のために、高等教育機関のベンチマーキング情報を提供し、評判の基準を形成する。

これらに加えて以下の3つが追加目的とされている。

- 国の研究優先順位付けに関する戦略的意思決定のために、豊富なエビデンスを提供する。
- 高等教育機関や研究者に対して、実績に対する強いインセンティブを形成する。
- 個々の高等教育機関やその他の機関が資源配分に関する意思決定をするための情報を提供する。

すなわち、国、高等教育セクター、個々の機関、研究者といったそれぞれのレベルに情報提供を行い、意思決定の支援やインセンティブ形成を行うことが目的とされており、それゆえに、評価結果も明確な形で公表される。実際に、REF2014実施後の検証(スターン・レビュー)においても、REFが、大学が質を追求するための推進力となっており、後述のように研究の社会インパクトを評価基準に入れることにより、大学の文化が社会インパクトを重視するようになっていることが示されている。また経常的資金配分だけでなく、リサーチ

カウンスルは博士課程教育への補助金（RCUK Doctoral Training awards）への申請要件に REF で優れた結果をあげていることを求めるなど、意思決定への活用もなされている。

(2) 評価単位

評価は 34 の分野に分かれて実施される。各大学は、各分野の評価単位（Unit of Assessment: UOA）ごとに書類提出を行い、評価単位ごとに評価結果が示される。通常は、一大学は同じ分野には一つの評価単位のみを提出を行う（大学が合併したばかりなどの例外を除く）。

評価実施の体制は、大分野に相当する 4 つのメインパネル（医学・保健・生命科学、物理・工学・数学、社会科学、人文学）のもとに、34 の分野別のサブパネルが形成される。サブパネルが具体的な評価作業を行い、その結果をもとに 4 つのメインパネルで最終的な決定を行う。

(3) 評価項目と提出物の概要

各大学の各評価単位は、以下の表 5 の 3 つの評価項目により評価がなされ、記載しているウエイトで評価結果が重み付け平均されることにより、総合評価結果が算出される。

表 5 REF2021 の評価項目とウエイト

評価項目	ウエイト	概略
a. 研究成果	60%	提出された研究成果の質を、独自性、重要性、厳格さの点から評価する。
b. インパクト	25%	提出する評価単位による卓越した研究がもとになって生まれた経済、社会、文化、公共政策・サービス、保健、環境、生活の質へのインパクトを、範囲(reach)と重要性の点から評価する。
c. 環境	15%	提出する評価単位の研究環境を、活力(vitality)と持続性の観点から評価する。

※本節の図表の出典は参考文献に示す評価の要項による。以下同じ。

REF2014 においても同じ 3 つの評価項目が使われていたが、新たに導入した「インパクト」基準については、REF2014 では試行的な位置づけとしてウエイトが 20%と低くされていたが、REF2021 では 25%となっている。

これらの 3 つの評価項目の評価を行うために、大学は表 6 に示す情報を提出する。

表 6 REF2021 の提出物

提出物	説明
スタッフの詳細 REF1a/b	<ul style="list-style-type: none"> REF1a：カテゴリーA（0.2FTE 以上の雇用関係にあり、研究活動を業務に含むアカデミックスタッフ）に属する提出スタッフの情報（2020年7月31日現在）。 REF1b：提出した研究成果に紐付いた、過去に在籍していたスタッフの情報。
研究成果 REF2	<ul style="list-style-type: none"> 提出した評価単位により対象期間（2014年1月1日～2020年12月31日）に生産された研究成果。提出数は、提出スタッフのFTE数の2.5倍。
インパクトケース スタディ REF3	<ul style="list-style-type: none"> 評価対象期間（2013年8月1日～2020年12月31日）に実現されたインパクトの事例を説明したケーススタディ。その基礎となる卓越した研究は2000年1月1日～2020年12月31日に実施されたもの。
環境のデータ REF4a/b/c	<ul style="list-style-type: none"> REF4a：博士号授与数 REF4b：研究収入 REF4c：研究の現物収入（研究施設の利用）。いずれも2013年8月1日～2020年7月31日。
環境 REF5a/b	<ul style="list-style-type: none"> REF5a：大学レベルの環境（戦略や資源）の説明 REF5b：評価単位レベルの研究とインパクトの環境の説明。いずれも2013年8月1日～2020年7月31日。
提出免除の申請 REF6a/b	<ul style="list-style-type: none"> REF6a：研究成果提出要件（全スタッフが1本以上）を免除する対象となるスタッフの状況についての情報。 REF6b：免除スタッフの人数や大学で判断した根拠説明。

(4)研究成果の評価

REF2014 までは大学側が、研究を実施しているアカデミックスタッフ(research active staff)を選定して、一人4編までの研究成果を提出する方式をとっていた。しかし、REF2014の後の検証(スターン・レビュー)によって、大学が評価結果を高めて配分される資金を最大化するために、提出するスタッフを選定するような計略的(“gaming”)な行為が行われ、選定されなかった教員のモチベーションを下げることや、出産などのライフキャリアイベントがある女性や産業界などからの異動者が不利な立場に置かれるなどの問題があった。そのために、カテゴリーAに対応する(すなわち、0.2FTE以上の雇用であり、研究活動を職務に含むアカデミックスタッフ)は全ての人が1本以上の研究成果を提出することが義務づけられた。

また、提出書類REF2にて提出される評価単位の研究成果については、その提出数はFTEの2.5倍となり、一人のスタッフが最大5本までを提出できるようになった。つまり、大学側が、総数制限の中でスタッフごとに提出する研究成果を1～5本まで設定することができる。

なお、ここでいう研究成果とは、ジャーナル論文や書籍に限らず、REFにおける研究の定義を満たすものであれば、様々な種類の研究成果が認められ、それらは公平に扱われるとされている。

また、REF2021からの特徴として、提出する研究成果のうち、ISSNのついたジャーナル

の論文および国際会議録の予稿であり、出版受理日付が2016年4月1日以降のものは全てオープンアクセスであることが義務づけられた（5%の成果までは非遵守を認める）。これは、公的資金で行われる研究は、広く無償でアクセスできるべきであり、また、それにより、研究プロセスを効率化し、研究成果が経済成長を推進することを可能とし、研究への公衆理解を増すという考えに基づいている。ここで言うオープンアクセスとは、①アウトプットが機関レポジトリ、複数機関の共用のレポジトリサービス（SHERPA等）、分野別のレポジトリに登録されており、②サーチエンジンで検索されることが可能なように、メタデータがつき、③誰もが無料でアクセスし、読め、ダウンロードできるようになっていることである。

なお、評価では、いくつかの分野の委員会（サブパネル）には引用数のデータを提供し、参考にすることができるようにしている。しかし、どのパネルにもジャーナルのインパクトファクターやジャーナルの格付けの情報は提供されない。引用数を参考にしたとしても、評価の主たる方法は専門家による判断により行われる。

それぞれの研究成果は、独自性、重要性、厳格さの視点を総合的に評価し、星4～星1（4*～1*）までの4段階および、対象外（unclassified）を判定する。4つの大分野（メインパネル）ごとに、各段階はどのような状態であるかの簡単な基準説明がなされている。評価単位レベルの評価結果は、各アウトプットの判定結果の分布（パーセンテージ）により示される。

(5)インパクトの評価

英国ではREF2014から、「インパクト」を評価項目として導入し、そのことは国際的にも注目されてきた。REF2021における「インパクト」とは「学术界を超えて、経済、社会、文化、公共政策・サービス、保健、環境、生活の質への効果、変化、便益」を指す。より詳細には、「地方、国、国際などいずれのかの地域における、聴衆、受益者、コミュニティ、顧客、個人、組織の、活動、態度、認識、行為、能力、機会、実績に対する効果、変化、便益」と説明されている。

各評価単位は、「インパクトケーススタディ」書類（REF3）を定められた件数について提出する。提出数は表7の通りであり、160人(FTE)までは10～16人（FTE）に1件程度を提出し、160人以上は50人(FTE)に1件当たりで追加する。そのため各評価単位は優れたインパクトを選定して提出することになる。

表 7 インパクトケーススタディの提出数

カテゴリーAの提出スタッフ数 (FTE)	提出するケーススタディの数
19.99 まで	2
20 ~ 34.99	3
35 ~ 49.99	4
50 ~ 64.99	5
65 ~ 79.99	6
80 ~ 94.99	7
95 ~ 109.99	8
110 ~ 159.99	9
160 以上	10 + 50 FTE ごとに追加 1 件

提出対象となるインパクトは、評価対象(UOA)が行った卓越した研究（研究成果の質評価で星 2 つ以上の質に相当）に基づくものでなければならない。その研究がなければインパクトが発生しなかった、あるいはインパクトが大幅に減少していたものが対象となる。

研究からインパクトが発生するには長期間を要する場合もある。REF2021 では、対象となるインパクトの発生期間は 2013 年 8 月 1 日～2020 年 12 月 31 日であるが、基になった卓越した研究は 2000 年 1 月 1 日～2020 年 12 月 31 日に実施されたものでよく、最長で 21 年のタイムラグが見込まれている。また、インパクトは発生したばかりの段階でも、2013 年以前からのインパクトが継続して成熟段階にあるものでも良いとしている。

また、研究とインパクトの関係も多様なものを受け入れるとしている。研究が直接インパクトを及ぼしているものもあれば、研究が別の主体による研究を誘引し、その結果がインパクトを及ぼすような間接的なものも対象である。また、複数の個人やグループによる複数の研究が長期間行われてインパクトが生まれた場合も、評価対象の研究が貢献している限りは対象である。研究への公衆関与(public engagement)により、市民の認識、態度、理解、行為へインパクトを及ぼしているものも対象である。研究者が審議会委員等に任命されて、卓越した研究に基づく専門的助言の提供を通じてインパクトを及ぼしている場合も対象となる。

インパクトの種類はどのようなものも対象となる。以下の表 8 のような領域例が示されている。REF2021 からは、自機関および他機関の教育や学生へのインパクトも対象となっている。

表 8 REF2021 の要項において示されたインパクト領域の例

インパクトの領域の例
人々の健康と福祉、および動物福祉への影響
創造性、文化、社会への影響
社会福祉への影響
商業や経済への影響
公共政策、法律、サービスへの影響
生産への影響
実務家と専門的サービスの提供、実績の向上、倫理的な実践への影響
環境への影響
理解、学習、参加への影響

大学はインパクトについての記述説明をする「インパクトケーススタディ」書類 (REF3) を提出する。そこには、以下の表 9 のような情報を記載する。セクション A にはケーススタディの基本事項を記載し、セクション B でその説明文書を記載する。

表 9 インパクトケーススタディの記載事項 (REF3)

インパクトケーススタディの記載事項
<p>セクション A</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関名 ・ 評価対象ユニット名 ・ ケーススタディのタイトル ・ 基になる研究が行われた期間 ・ 基になる研究を行ったスタッフの詳細 (氏名、職位、雇用期間) ・ インパクトが発生した期間 ・ 2014 年提出のケーススタディの継続であるか否か
<p>セクション B</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. インパクトの概要 (100 語まで) 2. 基になる研究の説明 (500 語まで) 3. 研究成果の参照情報 (6 件まで) 著者、タイトル、出版年、成果の様式、DOI などのアクセス可能な情報。適切な場合には研究の質に関するエビデンス。 4. インパクトの詳細説明 (750 語まで) いかに研究がインパクトを産んだかの説明、インパクトのうち評価対象による研究による貢献、受益者の詳細説明、インパクトの性質の説明、インパクトの大きさのエビデンスや指標、インパクトが発生した時期。 5. インパクトを実証する情報源 (10 件まで) ケーススタディでの主張を実証することができる外部の情報源のリスト。たとえば、報告書、評価、ウェブリンクなどの公共の文書、部外秘の報告書、ユーザーや受益者のコンタクト可能な情報、ユーザーや受益者から提出された事実説明。

評価においては、評価者は提出されたケーススタディを、インパクトの範囲 (reach) と重要性の点から、総合的に評価し、星 4～星 1 (4*～1*) までの 4 段階および、対象外 (unclassified) を判定する。評価単位レベルの評価結果は、各ケーススタディの判定結果の

分布（パーセンテージ）により示される。

(6)研究環境の評価

研究環境は、高等教育機関単位、および分野毎の評価単位で、研究およびインパクトを実現するための研究戦略や研究資源について、テンプレートを高等教育機関が埋めて提出する。評価者はそこに記載された内容をもとに評価を行う。

高等教育機関単位では以下の表 10 のような情報のテンプレートへの記載を求める。通常、一高等教育機関に複数の評価対象があるが、この機関単位の内容は同一となる。

表 10 高等教育機関単位での研究環境の情報のテンプレート

機関名
文脈とミッション 高等教育機関の規模、組織構造、ミッション
戦略 対象期間およびその後 5 年間における、高等教育機関の研究及びインパクトを可能にし実現するための戦略（インテグリティ、オープンサイエンス、学際研究の支援構造を含む）
人材 高等教育機関の人事戦略、博士課程学生の支援と訓練、ならびに、機関の実践規範（code of practice）における情報に基づいて研究のキャリアの平等と多様性がいかに支援され促進されているかについての証拠。
収入、施設、設備 研究及びインパクトを可能にし実現することを支援するための高等教育機関レベルの資源や設備。

また、評価単位ごとには以下の表 11 に示す情報を提出する。

表 11 研究評価単位での研究環境の情報のテンプレート

機関名
評価単位名
セクション 1 評価単位の文脈、研究およびインパクトの戦略 提出した評価単位が研究とインパクトに関する戦略的目標を達成した証拠、および将来の研究とインパクトに関する戦略と目標の詳細。それらが組織構造にいかに関連しているか。それらがどのように進められるか。
セクション 2 人材 提出した評価単位の人事戦略と育成に関する証拠。博士課程学生のための支援構造、訓練と監督の証拠。平等と多様性をいかに支援し促進しているかの証拠。
セクション 3 収入、施設、設備 提出した評価単位の研究とインパクトに関連する収入、施設、設備に関する情報。
セクション 4 研究基盤、経済、社会への協力と貢献 提出した評価単位の共同研究、ネットワーク、連携に関する情報。そこには、主要な研究ユーザー、受益者、または聴衆との関係を含む。研究基盤、経済、社会への幅広い活動と貢献。

これらの記述説明に加えて、REF4a/b/c として博士号授与数、研究収入、研究の現物収入

(研究施設の利用)のデータがサブパネルには提供される。これらのデータは各評価単位のみならず、各分野内の全ての評価単位のデータがサブパネルには提供される。

評価では、サブパネルは REF5b の 4 つのセクションである、文脈・戦略、人材、収集・施設・設備、研究基盤・経済・社会への協力と貢献を、REF4a/b/c および REF5a などの情報を用いつつ、活力 (Vitality) と持続性 (Sustainability) の点から総合的に評価し、星 4～星 1 (4*～1*) までの 4 段階および、対象外 (unclassified) を判定する。REF5b に示す 4 つのセクションについてのウエイトはメインパネル A、B では 25% ずつ、メインパネル C、D では人材が 30%、収入、施設、設備が 20%、残りが 25% となっている。

(7) 評価結果

3 つの評価項目ごとに作成された評価結果 (星 1 つ～星 4 つと対象外の割合) は、評価項目の重み付け平均を計算することにより、「全体の質のプロフィール」と呼ばれる最終評価結果が形成される (図 2)。

評価結果は、全体および各評価項目ごとにも公表される。また、提出された研究成果のリストも公表される。加えて、提出されたインパクトケーススタディもデータベース化される。

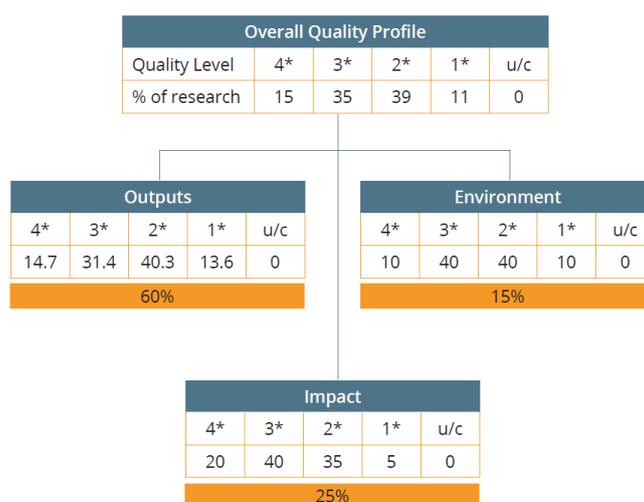


図 2 質のプロフィールの構成

過去 4 回分の評価結果の分布は表 12 となっている。1996 年と 2001 年は 7 段階であり、2008 年からは 4 段階の質のプロフィールとなっている。最も評価の高い評点の割合は増加している状況になっている。

表 12 評価結果の分布

	RAE1996	REF2001		RAE2008	REF2014
5*	6%	11%	4*	17%	30%
5	14%	28%	3*	37%	46%
4	23%	26%	2*	33%	20%
3a	18%	19%	1*	11%	3%
3b	15%	11%	Unclassified	2%	1%
2	16%	5%			
1	8%	1%			

研究活動への経常的経費（質を考慮した基幹経費）は、この4段階判定の結果と、評価に研究業績などの資料を提出した教員数、ならびに分野別コスト係数（多額の実験経費を要する研究分野など）の3つをシンプルに掛け合わせた数字により傾斜配分がなされる。

【参考文献】

Department for the Economy, HEFCW, Research England, Scottish Funding Council (2019a),
Guidance on submissions, REF 2019/01

Department for the Economy, HEFCW, Research England, Scottish Funding Council
(2019b), Panel criteria and working methods, REF2019/02

1.4 知識交換活動の分析：Knowledge Exchange Framework

2017年に政府の産業戦略白書(Industrial Strategy White Paper)にて Knowledge Exchange Framework と呼ばれる、大学の知識交換活動をベンチマークする仕組みの開発が必要とされた。これは研究評価である REF および、教育評価である TEF に加えて、大学の第三のミッションとされる知識交換についてもその活動を可視化できるようにすることを目的としている。2019年にコンサルテーションを出し、21の高等教育機関が参加してパイロット実施が行われた。それを踏まえて2020年に作成された第一回の実施要領には、以下のような方法が示されている。

KEF は政府や関連機関が既に収集している指標を中心として評価を行う方法であり、補足的に説明文書(ナラティブ)が高等教育機関より提出される。そのため、機関の負担は小さい。

対象は当該年に知識交換に向けた経常的資金である Research England Higher Education Innovation Fund (HEIF) を受領している機関である。HEIF を受領していれば、指標が自動的に公開される。また、HEIF を受領していない機関については、指標値はセクターの集計や平均の計算には用いられるが、個々の機関単位の指標値は公開されない。ただし、説明文書を提出するなどして、公開の意向を示せば公開される。2020-21年には、KEF への参加(説明文書の提出)が Research England から資金を得る条件とされることも検討されている。

KEF では指標をもとに比較を行うため、まず全大学を7つのグループにクラスタリングして、ベンチマークに用いる。7つのうち5つのグループは一般クラスタ(総合大学)であり、大学の規模、学部生・大学院生比率や、医学の有無によって分けられる。残りの2つは科学技術医学専門大学と、芸術専門大学である。

KEF で用いる指標群は7つのパースペクティブで構成されており、表13のような指標が使われる。多くの指標は、各高等教育機関の総収入により標準化される。また、指標は3年移動平均を用いる。

表 13 KEF で用いられる指標群

KEF パースペクティブ	指標
研究協力	公的資金全体のうち共同研究（金額）の割合
	全研究成果数のうち学術界以外との共著の割合
企業との協働	研究収入のうち、Innovate UK からの収入（知識交換パートナーシップ KTP および補助金）
	中小企業以外の企業からの委託研究収入（高等教育機関の総収入により標準化）
	中小企業からの委託研究収入（高等教育機関の総収入により標準化）
	中小企業以外の企業からのコンサルティングや施設収入（高等教育機関の総収入により標準化）
公的セクター、第三セクターとの協同	中小企業からのコンサルティングや施設収入（高等教育機関の総収入により標準化）
	公的・第三セクターからの委託研究収入（高等教育機関の総収入により標準化）
スキル、起業	公的・第三セクターからのコンサルティングや施設収入（高等教育機関の総収入により標準化）
	継続専門能力開発(CPD)や継続教育(CE)収入（高等教育機関の総収入により標準化）
	継続専門能力開発(CPD)や継続教育(CE)での学習者人日（高等教育機関の総収入により標準化）
地域の成長・再生	卒業生による起業率（学生 FTE 当たり）
	地域再生・開発に関する全ての資金源からの収入（高等教育機関の総収入により標準化）
知的所有権と商業化	追加の説明文書・文脈情報
	現存のスピンアウト企業あたりの売上高推定値
	スピンアウト企業あたりの外部からの投資額平均値
一般市民や地域コミュニティとの連携	研究収入のうちライセンスや IP の収入
	National Co-ordinating Centre for Public Engagement (NCCPE)により開発された自己評価の暫定スコア。2020年2月のナラティブのテンプレートの一部として Research England に任意で提出する。
	追加の説明文書・文脈情報

※本節の図表の出典は参考文献に示す評価の要項による。以下同じ。

各指標はセクター全体分布の中で 0-1 の値に変換される。指標 x の変換は、 $(x - x_{\text{最小}}) / (x_{\text{最大}} - x_{\text{最小}})$ により行う。さらに、その変換された値を 7 つのパースペクティブごとにまとめ、10 分位にランクする（1～10 の値にする）。7 つのクラスターごとにこの 10 分位の値（1～10）の平均値をとってベンチマークとする。

パースペクティブ「地域の成長・再生」および「一般市民や地域コミュニティとの連携」では使用可能な指標が限定的であるために、説明文書（narrative statements）をテンプレートに基づいて、過去 3 年間の具体的な活動に焦点をおいて作成し、高等教育機関が提出する。説明文書（narrative statements）は以下の 3 つの項目で構成される。

- a. 高等教育機関の文脈（1 頁まで）：各機関の地理的、経済的、社会的文脈を簡単に記述

する。

- b. 地域の成長・再生(全体で 2000 語)：1)「戦略」として、機関が対象とする地理的エリアや地域の成長・再生のニーズの把握方法、2)「活動」として、そのニーズに応えるためのアプローチや活動、およびいかにそれらがニーズに適合しているかを把握するか、3)「結果」として、活動によるアウトカムやインパクトを説明する。
- c. 一般市民や地域コミュニティとの連携（エンゲージメント）：このパースペクティブには適切な指標がないため、5 項目に対する 5 段階の自己評価判定結果を指標として用いる。一般市民との連携の定義は、National Co-ordinating Centre for Public Engagement (NCCPE)による定義を基に、「高等教育と研究の活動と利益が、一般市民[およびコミュニティ]と共有されるような多数の方法のことである。エンゲージメントとは、相互利益を生み出すことを目的とした、相互作用や聞き取りなどの双方向のプロセスと定義される」としている。

5つの項目は 1)「戦略」として、ニーズを把握し活動を行うための戦略、計画プロセス、資金配分、2)「支援」として、エンゲージメントの支援、3)「活動」として、アプローチや具体的な活動の例、4)「結果」として、活動によるアウトカムやインパクト、5)「結果に基づく活動」として、戦略目標を達成するためにアウトカムに基づく活動、である。

自己評価は、以下の 5 段階を標準的な段階説明として判定する。

- 1：計画段階であり、まだ実施していない
- 2：萌芽的であり、開発の初期段階である
- 3：開発途上であり、実施が行われている
- 4：全てではないが多くの領域で完全に開発され実施されており、アウトカムやインパクトが現れている。
- 5：完全に開発されて機関全体根付いており優良例となるレベルである。継続して改善される文化があり、アウトカムやインパクトの良いエビデンスが得られている。

得られた結果は、他の指標と同様に 1～10 点になるように変換される。

【参考文献】

Research England (2020d), Knowledge Exchange Framework: Decisions for the first iteration, RE-P-2020-01.

Research England (2020e), Knowledge Exchange Framework: Clustering and narrative templates, RE-P-2020-02.

1.5 教育活動への経常的補助金

教育のための経常的資金配分については、英国では2013年より大学への国からの機関単位の補助を段階的に廃止し、学生の支払う授業料を3倍(現在9000ポンドが上限)にした。その一方で、学生への奨学金(ローン)を拡充し、学生が卒業して一定の給与を得るようになった後に、返済を行うという仕組みに切り替えた。そのため、現在でも大学へ配分されている経常的補助金は、授業料で教育コストをまかなうことが難しい高コスト分野(医学などの実験・実習を含む分野)や、恵まれない環境にあるなどの追加的支援が必要な学生がいる場合の支援、地理的に追加的資金が必要となる場合などを対象とした補助が中心である。

なお、学生への奨学金と経常的資金のほかにも、研究活動を中心とする大学院生への指導経費やインフラ整備は研究のための経常的資金としてResearch Englandより配分される。また、学校教員養成については別にDepartment for Educationが支援を行っており、保健医療人材の養成についてはHealth Education EnglandやNHSが教育研究に必要な臨床施設への資金を拠出し、Department of Health and Social Careも学生補助を行っている。

学生局(Office for Students)から高等教育機関への資金は2020-21会計年度では以下の表14のようになっている。なお、学事暦は会計年度と異なるため、大学には二つの会計年度をまたいで、一学事年度の予算が配分されることになる。表中の経常的教育補助金13億29百万ポンドのうち、12億76百万ポンドが2020-21会計年度から2020-21学事年度への予算にあたる。

表 14 学生局からの資金配分

2020-21 会計年度の予算要素	合計 (百万£)
経常的教育補助金 (Recurrent teaching grant)	1,329
資本への教育補助金 (Capital teaching grant)	150
全教育資金	1,479

出典：Office for Students (2020b)

この12億76百万ポンドの内訳を示したのが表15である。高コストの教育コースへの資金が8億95百万ポンドと大きく、その内部も細かく要素が設定され、それぞれについて配分方式が定められている。また、退学リスクが高い学生や障がいのある学生への支援が3億16百万ポンドである。

表 15 経常的教育補助金の内訳

経常的教育補助金の要素	百万£
高コストの教育コースへの資金	895
高コスト分野への資金	690
看護、助産、コメディカル分野への追加資金	23
極めて高コストの科学技術数学分野の追加資金（化学、物理、化学工学、材料工学）	24
エラスムス+および留学プログラム	28
教育中心の大学院への追加資金	8
長期集中型（インテンシブコース）の大学院教育への追加資金	33
早期修了（加速型）フルタイム学部教育への追加資金	3
ロンドン所在の教育コースへ参加する学生補助	64
臨床医師の給与不足分	16
シニアのアカデミック GP(教育研究と臨床を行う)教員の給与不足分	1
NHS 年金制度の補償	5
学生のアクセスや成功のための資金	316
退学リスクの高い学生（年齢、成績、環境等）の支援に関する追加資金（フルタイム学生）	150
退学リスクの高い学生の支援に関する追加資金（パートタイム学生）	66
障がいのある学生に関する追加資金	40
Uni Connect（進学率の低い地域における高大連携活動）	60
国際的に優れた教育を行っているなどの特別な機関への資金	43
経常的資金配分 小計	1,255
国立施設や規制取組への資金	21
総計	1,276

出典：Office for Students (2020b)

(1)高コストの教育コースへの資金

もっとも算定額が大きい、高コスト分野への資金は、以下のような算定式で行われる。

高コスト分野への配分額 = 学生数（フルタイム換算）× セクター全体で設定した分野別単価（Sector-wide funding rates）× 総額調整係数（予算総額を超えないための調整係数。2020-21 年は 0.972）

このうち、分野別単価は5つのグループに分かれており、表 16 のようになっている。単価グループ C1 以上のコストがかかる分野では配分があるが、人文社会科学などの分野には配分がなされない。

表 16 英国の教育費配分における分野別単価

単価グループ	説明	単価
単価グループ A	医学・歯学・獣医学分野の臨床実習の年。	£ 10,000
単価グループ B	実験を行う科学・工学分野や助産学などの医療従事者の登録前コース	£ 1,500
単価グループ C1	中間的なコストの分野。考古学、デザイン・芸術、情報技術、システムサイエンス、ソフトウェアエンジニアリング、メディア研究、看護師登録前コース	£ 250
単価グループ C2	その他の実験室、スタジオ、フィールドでの教育を含む中間的なコストの分野。数学、言語、心理学、サンドイッチコースの職場体験年。	0
単価グループ D	教室での授業中心の分野。人文学、ビジネス、社会科学。	0

出典：Office for Students (2020b)

これ以外にもいくつかの要素がある。たとえば、看護、助産、コメディカル分野への追加資金は、これらの分野では上記の高コスト分野への資金でも不足するために、学生数と詳細な分野ごとの単価の掛け算により配分が行われる。極めて高コストの科学技術数学分野の追加資金は、化学、物理、化学工学、材料工学など上記の単価グループ B では不足する分野への追加資金であり、入学者数の低下によって分野の維持が影響を受けないように、学生数による配分でなく、前年度額から 5%減の額となっている。エラスムス+および留学プログラムへの資金は、学生あたり 2,315 ポンドの単価で参加学生数をかけて配分される。

このように教育向けの経常的補助金の算定には、学生数の指標は使われても、教育のアウトカム（学修成果）に関する指標を直接は用いていない。

(2) 学生のアクセスや成功のための資金

学生数に基づく配分のほかに、特定目的の配分として、政策的必要性を踏まえた個々の大学の活動への配分がなされる。たとえば、年齢や入学時の成績などから退学リスクが高い学生を継続させる支援のための経費、障がいのある学生への追加配分、単価グループ A から C2 までの教育中心課程の大学院生の追加配分などである。これらは、それぞれの活動ごとに算定式などの配分方法が定められている。

【参考文献】

Office for Students (2020a), Recurrent funding for 2020-21.

Office for Students (2020b), Guide to funding 2020-21: How the Office for Students allocates money to higher education providers.

1.6 教育の質保証

英国では大学の教育評価として、外部質保証（日本の認証評価に相当）が行われている。英国では教育評価を 1992 年より開始し、1997 年に専門の評価機関である高等教育質保証機構（QAA）を設立して、教育評価を委託して実施するようになった。英国（連合王国）では構成する 4 カ国ごとに質保証の仕組みは若干異なるが、これまでは QAA が外部質保証の実務を担ってきた。

しかしイングランドでは、2017 年の高等教育・研究法に基づき 2018 年 4 月から高等教育機関登録制度を開始した。高等教育機関が政府からの公的資金を受けたり、学生ローンを学生が受給するためには、その機関が登録簿に登録されていることが必要となった。そして、質保証は 2018 年より「リスクベースアプローチ」がとられ、質保証の作業が大幅に簡素化された。リスクベースアプローチは、新規登録時点では詳細な評価を行うが、一度登録されて大きな変更の無い高等教育機関はその後は簡素なモニタリングを行うというものである。

新規登録を希望する高等教育機関は、学生局（Office for Students:OfS）に申請書とエビデンスを提出して、登録要件を満たしているかを審査される。登録要件は A～G の 7 要件あり、各要件にはさらに詳細要件が設定されている。表 17 には特に教育の質に関わる要件 B については詳細要件も示している。

表 17 登録の要件

A: 様々なバックグラウンドを持つ学生に向けた高等教育への進学及び学習機会の提供	
B: すべての学生に向けた教育の質、信頼できる基準、高い学習成果	
	<p>B1 高等教育機関は、すべての学生に質の高い学術的経験を提供するとともに、学生の学習成果が信頼できる方法で測定できるように入念に設計されたコースを提供しなければならない。</p> <p>B2 高等教育機関は、すべての学生が、入学から修了までを通して、高等教育で成功を収めその恩恵を享受できるよう、必要な支援を提供しなければならない。</p> <p>B3 高等教育機関は、全ての学生に対して、卒業後の雇用者による認識・評価や進学実績などの点から、成功した成果を生まなければならない。</p> <p>B4 高等教育機関は、学生に授与した資格が、授与時点及び授与後も継続的に、高等教育業界で認められた基準に沿った価値を有することを確保しなければならない。</p> <p>B5 高等教育機関は、高等教育資格枠組のレベル 4 以上に示される学術基準を満たすコースを提供しなければならない。</p> <p>B6 全ての高等教育機関は、Teaching Excellence and Student Outcomes Framework(TEF)に参加しなければならない。</p>
C: すべての学生の利益保護	
D: 財政的な持続可能性	
E: 良好なガバナンス	
F: 学生への情報提供	
G: 授業料及び資金調達に関する説明責任	

出典：Office for Students (2018) より作成

この教育の質に関する要件の確認のために、学生局は QAA に「質・基準レビュー (Quality and Standards Review)」の実施を依頼する。質・基準レビューでは、QAA は各高等教育機関が、QAA が作成している内部質保証基準である「クオリティ・コード」の中核的活動 (コアプラクティス) に適合しているか否かを判断する。学生局はその評価結果をもとに高等教育機関登録制度の登録要件を満たしているかどうかを判断する。

クオリティ・コードは教育の「水準」と「質」という二つの視点に対して、期待事項、中核的活動、共通的活動を定めている。ここで「水準」とは学習内容や成果のレベルに関するものであり、高等教育機関が単位や学位を与えるために設定された閾値のことである。「質」とは教育を提供するプロセス面に関するものであり、学生が学位を取得するために学習機会が使えるようになっているかを示すものである。

中核的活動についてはそれぞれの項目に関して、それを満たしている状況と満たしていない状況、それを実証するために提出することが期待される根拠資料が設定されている。

表 18 水準(standards)に関する期待事項

<p>【期待事項】 コースの学術水準が、関連する国の資格枠組の要件を満たす。 学生に授与される資格 (注：学位等) の価値が、資格授与時及びその後も継続的に、高等教育業界で認められた水準に対応している。</p>
<p>【中核的活動】 S1. 高等教育機関は、資格の最低要件が、関連する国の資格枠組に合致したものになるよう保証する。 S2. 高等教育機関は、資格が授与される学生に対して、最低水準を超えた水準に達する機会を保証する。その水準は英国の他の高等教育機関で達成される水準に匹敵するものである。 S3. 高等教育機関が他機関と連携する場合、コースを提供する場所、方法、提供者を問わず、その授与する資格の水準が信頼、安心できるものであると保証するために有効な取組を実施する。 S4. 高等教育機関は、信頼でき公正で透明性のある外部の専門家の意見や成績評価及びグレードを利用する。</p>
<p>【共通的活動】 高等教育機関は、水準に関する中核的活動を定期的にレビューし、その結果に基づいて、改善向上を図る。</p>

出典：QAA(2019) より作成

表 19 質(quality)に関する期待事項

<p>【期待事項】 コースは入念に設計され、すべての学生に質の高い学術的経験を提供し、学生の成果が信頼できる方法により測定できるようになっている。 すべての学生が、高等教育で成功をおさめ高等教育の恩恵を受けるために必要な支援を入学から卒業・修了まで受けている。</p>
<p>【中核的活動】 Q1 高等教育機関は、信頼でき、かつ公正で包括的な入学者選抜システムを有する。 Q2 高等教育機関は、質の高いコースを設計及び/または提供する。 Q3 高等教育機関は、質の高い学術的経験を提供するために適切な資質及び技能を有する教員を十分な人数、有している。</p>

Q4 高等教育機関は、質の高い学術的経験を提供するために適切かつ十分な施設、学習教材及び学生支援サービスを有する。

Q5 高等教育機関は、学生の教育経験の質に関して、個別または集合的に、学生と積極的に連携する。

Q6 高等教育機関は、不平及び不服申立てに対処するための公正かつ透明性のある手順を有し、すべての学生が利用できるようにする。

Q7 研究学位の授与を行う場合、高等教育機関は、適切かつ支援が整った研究環境の下で、研究学位課程を提供する。

Q8 高等教育機関が他機関と連携する場合、コースを提供する場所、方法、提供者を問わず、質の高い学術的経験を確保するための有効な取組を実施する。

Q9 高等教育機関は、学術的かつ専門的に高い成果を達成できるようすべての学生を支援する。

【共通的活動】

高等教育機関は、質に関する中核的活動を定期的にレビューし、その結果に基づいて、改善・向上を図る。

高等教育機関の質管理の手法は、外部の専門的意見を考慮したものとする。

高等教育機関は、学生の教育体験の質の発展、保証および向上に関して、個別または集合的に、学生の参加を促す。

出典：QAA(2019) より作成

このような評価を経て一度登録されたすべての高等教育機関は、その後は、一般要件（学生局からの指摘事項があった場合にはその個別要件も含む）を継続して満たしているかのモニタリングを受ける。モニタリングでは、学生数、入学者数、卒業率、進路状況などの「リード指標（Lead indicators）」等が確認され、指標に大きな変化があった場合には、高等教育機関の環境や活動に変化が生じたとして、今後、登録要件に抵触するリスクが高まった可能性があるために詳細な調査を行い、リスクがあると認識された場合には一般要件を超える個別要件をモニタリングに課すなどする。また、要件を満たさないことが確認されれば、罰金や登録削除を科す。また、Office for Students は5%程度の高等教育機関をランダムに選んで詳細な分析を行う。

【参考文献】

Office for Students (2018), Securing student success: Regulatory framework for higher education in England.

QAA(2019), Quality and Standards Review for Providers Applying to Register with the Office for Students: Guidance for Providers

1.7 教育卓越性の評価：Teaching Excellence and Student Outcomes Framework

大学として登録されるための質保証に加えて、別の教育評価として、教育が卓越した機関を評価する「教育卓越性と学生成果枠組（Teaching Excellence and Student Outcomes Framework：TEF）」が2016年から導入されている。これは研究の卓越性がREFにより評価されているのと同様に、教育についても卓越した機関に報奨するものである。TEFの目的としては、質の高い教育を行っている機関の情報を学生に提供し、進路選択の情報に役立ててもらおうとともに、それにより競争市場を形成するものである。英国では入学生数管理は2015年に撤廃されているため、TEFでよい結果が得られた大学はその評判によって学生を多く獲得できることが期待される。さらに、評価結果が良い大学には、授業料の上限を物価上昇率に応じて増額できるというインセンティブが提供される（現在はTEFで「銅」以上だと£9000→£9250）。

2019年までは参加は任意となっているが、今後は、学生数500人以上の全ての高等教育機関がTEFを受けることを求めている。

TEFにおける評価は①教育の質、②学習環境、③学生のアウトカムや学習の効果の3つの観点から行われる。各観点について2つずつの計6つのコア指標が設定されている。

教育の質については、全国学生調査(NSS)から、学生が受講したコースの教育内容に関する満足度、および、成績及び評価とそのフィードバックに関する満足度である。

学習環境については、同様に全国学生調査(NSS)から教育・研究における学生支援に関する満足度と、高等教育統計局(HESA)による統計から在籍継続率である。

学生の成果及び学習の効果については、高等教育統計局(HESA)の卒業後調査から、卒業後6ヶ月での就職あるいは継続学習率、ならびに、高技能職への就職あるいは継続学習率である。

これらの主要指標に加え、機関が提出する15頁以内の申請書をもとに評価委員会で総合的に判断する。さらに、追加指標として高等教育データと納税データをリンクさせたLongitudinal Education Outcomes datasetより、卒業3年後の雇用継続あるいは継続学習率や、25-29歳平均給与以上の給与率などの指標を試行的に用いており、これにより大学教育の付加価値を給与という指標から分析をしようとしている。

表 20 TEF における指標

質の観点 教育及び学 習の質の領 域	教育の質 (Teaching quality)	学習環境 (Learning environment)	学生の成果及び学習の効 果 (Student outcomes and learning gain)
基準	教育の質に係る基準	学習環境に係る基準	学生の成果及び学習の効 果に係る基準
根拠	●6つのコア指標 (※提出する表では同種大学群の値ベンチマーク指標としてその差も 記入する)		
	・学生が受講したコースの教 育内容に関する満足度 (NSS) ・成績及び評価とそのフィ ードバックに関する満足度 (NSS)	・教育・研究における学 生支援に関する満足度 (NSS) ・在籍継続率(HESA)	・就職あるいは継続学習 率 (HESA 卒後6ヶ月調 査) ・高技能職への就職ある いは継続学習率 (HESA 卒後6ヶ月調査)
	スプリット指標 (コア指標を学年別、学位別、性別、社会的不利益グループ別などで分割 集計)		
	●追加資料 (高等教育機関が提出する実績などの説明文書。15 ページ以内) ●追加指標 ・成績評価のインフレ (10 年前の成績分布との比較) ・3 年後雇用継続あるいは継続学習率※ ・25-29 歳平均給与以上の給与率※ ※上記 2 つは高等教育データと納税データをリンクさせた Longitudinal Education Outcomes dataset より算出。 ●基礎指標 (学生数のフルタイムパートタイム別、学位別、分野別、年齢別などの集計値)		
所見	優れた点を含め、評定の理由説明		
全体の成果 TEF の格 付け	格付けの付与		

出典：Department for Education (2017)より作成

これらの指標群をもとに評価パネルが判定(初期判定)を行う。評価パネルは教員、学生、有識者で構成されている。6つのコア指標のうち、3つ以上の指標で高評価を得ていて低評価の指標がない機関を「金」、少なくとも2つの指標で低評価を得ている機関を「銅」、このどちらにも当てはまらないものを全て「銀」に暫定的に格付けをする。その後、コア指標の内訳となるスプリット指標(学生の性別、人種等)を考慮する。最終的に、追加の根拠資料等(detailed statement from each university or college)に基づいて修正を加える。表 21 には各判定の定義と 2017-19 年の間の判定数を示している。

金を獲得した高等教育機関の例としては、The University of Lancaster では高品質の資産(デジタル資産も含む)が学生によって積極的に活用されていること、The University of Essex では卓越的な教育を促進し、それを評価して、見返りを与える文化が大学内に組み込まれていること、University of Dundee では雇用者に高く評価される技能や知識を、学生がプログラムの中で身につけることができること、The Arts University Bournemouth では少

人数制のクラスで学習者に対して刺激や課題を与えたり、チューターからの支援が手厚いなど、質の高い教育を提供しているが指摘されている。これまでの判定結果は2021年まで有効となっている。

表 21 評価の基準と、2017-19年に実施した評価結果

		2017-19 の結果 (機関数)
金	あらゆる背景の学生に対し、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、極めて優れた成果等を常に上げている高等教育機関。	77
銀	あらゆる背景の学生に対し、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、優れた成果等を上げている高等教育機関。	136
銅	多くの学生は良い成果を上げているものの、とりわけ、高レベルの知識や技能を身につけさせるとともに、高い技能を有する職への就職や卒業後の学習の継続に関して、1つないし2つの領域で著しく他機関と比較して下回っている成果を有する高等教育機関。	61
暫定評価	国の質保証の要求事項は満たしているが、十分なデータがない高等教育機関。	16

出典：Office for Students ホームページより作成

またこれまで、分野別での TEF の試行もおこなわれた。2017-18 年には 2 つの方法案を提案して比較を行った。一つ目の案は、大学単位の結果と異なると想定される分野のみを実施する方法であり、二つ目の案はすべての分野の評価を行い、その結果を、大学単位の判定にも活用する方法である。2018-19 年には分野別と機関別の両方を実施する方式を試行。2021 年春からは、分野別・機関別を組み合わせた方式を実施する計画となっている。

【参考文献】

- Department for Education (2017), Teaching Excellence and Student Outcomes Framework Specification.
- Office for Students (2018), Teaching Excellence and Student Outcomes Framework: Year Four procedural guidance

2. オーストラリア

林隆之（政策研究大学院大学）

オーストラリアにおいては、連邦政府より教育活動向けの補助金である Commonwealth Grant Scheme（2019年には71億豪州ドル）と、研究向けのブロックグラント（2020年には19.2億豪州ドル）がそれぞれ分けて配分されている。以下ではそれらの配分方式と大学評価の概要について説明する。

2.1 教育向けの経常的資金：Commonwealth Grant Scheme

豪州では教育向けの補助金は Commonwealth Grant Scheme (CGS)¹によって配分される。連邦政府は、Higher Education Support Act 2003 (HESA)に基づき、HESAに記載された大学（Table A providers と呼ばれる大学と、それに入らないが Commonwealth Grant Scheme Guidelines 2012に記載された大学）に、Commonwealth supported places（CSPs：連邦政府支援枠）と呼ばれる、授業料負担補助を行うフルタイム換算学生数（full-time student load: EFTSL）への補助金を、CGSを通じて提供する。2019年のCGSの総額は71億豪州ドルであり、それに対して学生納付金は53億豪州ドルであった。

2012～2017年まで Table A の大学は「demand driven system」と呼ばれた方式のもと、指定外コース（non-designated course。医学部以外の学士課程に相当）の入学者受入数を自由に決めることができ、連邦資金（CGS）と学生が納付する学生貢献額（student contribution：授業料に該当する学生負担分）を受領することができた。一方で医学部、教育中心の大学院、Table A 以外の大学の課程は、指定コース（designated course）と呼ばれ、学生数について大学と政府とで合意を結び、その学生数のCGSを受領した。なお、学生には高等教育ローンプログラム（Higher Education Loan Program: HELP）と呼ばれる奨学金（ローン）制度があり、それを利用すれば、卒業後に一定の収入を得た後に学生貢献額のローンを返済する。

しかし2017年に新たな仕組み（MYEFO 2017-18）が導入され、連邦政府の補助を受けられる学生数に上限が設定された。CGSが2009年から2016年の間に71%増加しており、GDPの伸び率の2倍以上の増加となっており、持続可能性が危惧されていたためである²。

この仕組みでは、指定外コースのCSPsの補助金総額は、分野別のクラスター単価×CSPsの合計か、各大学の指定外コースの基礎的補助金の最大量（non-designated maximum basic grant amounts: MBGA）のどちらかの低いほうとなり、MBGAは2018と2019年に関しては2017年のクラスター単価×CSPsと同額に定められた。つまり、2017年の学生数以上の

¹ <https://www.education.gov.au/performance-based-funding-commonwealth-grant-scheme>

² <https://qaupdates.niad.ac.jp/2017/06/20/higher-education-reform/>

学生を受け入れても、その上限以上の学生数の補助金は連邦から得られず、大学の収入は学生負担分だけになる。このことは各大学に学生数のキャップを実質的には定めることになる。

分野ごとの単価は、8つの分野別のファンディングクラスターにより設定されている。

表 22 資金配分クラスターごとの連邦政府支援額と学生負担額 (2019 年)

資金配分クラスター	資金配分クラスターの細分類	Commonwealth contribution (連邦政府支援額)	Maximum student contribution (学生負担分上限)
資金配分クラスター1 法学、会計学、商学、経済学、 行政学	—	\$2,160	\$10,958
資金配分クラスター2 人文学		\$6,008	\$6,566
資金配分クラスター3 数学、統計学、行動科学、社会学、 コンピュータ、建造環境、 その他の健康科学	数学、統計学、コンピュータ、 建造環境、その他の健康科学	\$10,630	\$9,359
	行動科学、社会学	\$10,630	\$6,566
資金配分クラスター4 教育学		\$11,061	\$6,566
資金配分クラスター5 臨床心理学、コメディカル、外国語、 視覚芸術および舞台芸術 臨床心理学、外国語、または視 覚芸術および舞台芸術	臨床心理学、外国語、または視 覚芸術および舞台芸術	\$13,073	\$6,566
	コメディカル		\$9,359
資金配分クラスター6 看護学		\$14,596	\$6,566
資金配分クラスター7 工学、科学、測量学		\$18,586	\$9,359
資金配分クラスター8 歯学、医学、獣医学、農学	歯学、医学または獣医学	\$23,590	\$10,958
	農学		\$9,359

出典：Wellings et al.(2019)

このような算定に加えて、特定地域、医学部、大学進学準備コース(enabling course)には追加の資金が配分される。

このような CGS に 2020 年より新たに実績に基づく配分 (performance based funding) が導入された。それに先立ち、2018 年 12 月に教育大臣 Hon Dan Tehan MP は、配分方式の改革のため University of Wollongong の Vice Chancellor である Professor Paul Wellings CBE を議長とするコンサルテーション専門家会合を設置し、2019 年 6 月に最終レポート "Performance-Based Funding for the Commonwealth Grant Scheme" (Wellings et al. 2019)

が公表された。その内容を踏まえて、実績に基づく配分の導入が 2019 年 10 月に発表された³。

実績に基づく配分については、オーストラリアでは過去 2005-2009 年に「Learning and Teaching Performance Fund (LTPF)」として 38 機関に 4 年間で 3 億 24 百豪州ドルを配分する取組がなされたことがある。これは CGS との関係づけはないが、CGS の 2%相当の金額であった。申請要件として大学が教育に対する戦略説明を提出した上で、中核的な指標群と大学の文脈に関する定性情報に基づいて評価パネルが評価するものであった。指標は、「学生満足度」として学生調査に基づく全体的満足度、ジェネリックスキル、質の高い教育、「卒業成果」として就職率、進学率、「学生の成功」として、進級率、退学率が用いられた。この取組は、教育に関する大学の関心を増すことは出来たが、結果的に資金豊富な大学が良い結果となったことや、大学のリーグテーブルとなり、悪影響もあった。

今回の新たな枠組みでは、設定された 4 つの指標について、閾値を超えれば、学生数上限を超えて 18-64 歳人口の増加率（2020 年では 1.36%）に応じた補助金増額を受けることができるように定めた（2020 年の総額 8,000 万豪州ドル）。ただし、2021 年以降に地方や州ごとに分けた人口増加率を使うかは検討が必要とされている。一部の州では、増加率が低いために増加分がなくなってしまい、また、州を超えて学生を集めている大学もあるためである。

また、指標が閾値を満たしていない大学については、最終レポートでは PBF 分を改善ファンドとして配分するのが良いという提案になっていた。結果、指標が閾値より低く 2020 年に実績に基づく配分を受領できない大学は、値が低い理由の説明や今後の改善計画を記した定性的な提出書類を提出することが求められ、教育省はそれに基づいて、将来に実績を改善するための補助金を配分することを大学と協議する仕組みになっている。実際に、卒業生の就職結果の指標については、2030 年までに 31 億豪州ドル相当が改善のために配分されると試算されている。このように、目標に達しなかった大学も罰則を受けるのではなく、改善支援を受けるというオーストラリアのモデルは、国としての優先事項と高等教育の状況の双方の調整を行うものとされている。

4 つの主要指標は以下のものである。

- ・ 卒業生の就職成果 graduate employment outcomes：専門職の変化や求職の多様性などの複雑な雇用状況のなかで就職率をみることを目的。個々の大学の改善を閾値に設定。
- ・ 学生経験 student experience：学生の教育の質に対する満足度をみる。個々の大学の改善を閾値に設定。
- ・ 学生卒業率 (student success)：学生の退学率で測定する。大学の学生構成や分野構成を加味して閾値を設定。
- ・ 多様な学生の就学の公平性（先住民、低い社会経済ステータス、地方や遠隔の学生）

³ <https://ministers.education.gov.au/tehan/future-australian-universities-focuses-achievement>

participation of Indigenous, low socio-economic status, and regional and remote students) : 大学セクター全体の閾値を設定。

オーストラリアでは Quality Indicators for Learning and Teaching (QILT) という、毎年のサーベイ調査を実施しており、学生経験、卒業生の就職状況、卒業生の満足度、雇用者の満足度の各調査を行っている。上記 4 指標の上 2 つは QILT から得られる。

4 つの指標については、政府方針である、就職準備ができた(job-ready)卒業生を輩出し、国全体の生産性を高めることを反映し。卒業生の就職結果の指標のウェイトを 40%として、それ以外の 3 つの指標を 20%ずつとしている。

CGS の他にも特定目的のための政府からの配分は別途なされている。たとえば、障がいのある学生の入学改善のための資金である Disability Support Program (DSP)、アボリジニとトレス海峡諸島民の学生の支援のための Indigenous Support Program、大学が環境変化のもとで統合や協力、組織やキャンパスの変更を行うことを支援する Structural Adjustment Fund、進学率が低いグループの進学を促進するための Higher Education Participation and Partnership Program (HEPPP)、質の高い教育への資金である Promotion of Excellence in Learning and Teaching in Higher Education、数学・科学教育のために大学と学校が連携する Australian Maths and Science Partnerships Program (AMSPP)、国立施設のための資金や、年金の補助の資金などである。

【参考文献】

Wellings, P. , R.Black, G.Craven, D.Freshwater, and S.Harding . 2019. Performance-Based Funding for the Commonwealth Grant Scheme. Commonwealth, Australia: Report for the Minister of Education, Australian Government.

Commonwealth Grant Scheme Guidelines 2012.

Higher Education Support Act 2003.

2.2 研究活動へのブロックグラント

研究活動へのブロックグラントについては、教育・スキル・雇用省が「Research Block Grants」として配分している。以下に説明するような算定方式に基づく配分であるが、配分された資金を何に用いるかは大学に委ねられている。

2017年以前は表23に示すように、多数の項目に分けた算定がなされていた。その中でも「研究卓越性の持続」として、オーストラリアで2010年より実施している大学研究評価 Excellence Research for Australia (ERA) を配分の一指標として活用していた。

表 23 2017年以前の研究活動へのブロックグラントの配分

項目		2015年額	配分方法・指標	
奨学金 (大学が配分)	豪州出身の大学院生への奨学金	\$280M	新規採用数を以下の指標で決定。 ・博士課程修了率(50%)	
	国際的な大学院生への研究奨学金	\$22M	・研究収入総計(40%) ・研究出版物(10%)	
研究支援	研究訓練資金	\$678M	過去3年間の配分額と以下の指標に基づく。 ・博士課程修了率(50%) ・研究収入総計(40%) ・研究出版物(10%)	
	共同研究	\$353M \$4M	以下の指標に基づき、前年から5%以上変動しないように調整。 ・企業等からの研究収入(60%) ・博士学生数(30%) ・研究出版物(10%)	
	研究インフラ	\$240M	連邦政府からの競争的資金(100%)に比例	
	研究卓越性の持続	基盤	\$39M	連邦政府からの競争的資金(100%)に比例
		閾値1	\$25M	連邦政府からの競争的資金(\$2.5Mを上限に計算)に比例
	閾値2	\$129M	・間接経費分(40%):連邦政府からの競争的資金、その研究のための教員のエフォート(FTE)で計算 ・評価分(60%):連邦政府からの競争的資金額を大学研究評価 ERA の評価結果で重み付け	
計		\$1,770M		

しかし、この方式が複雑であったことから、2017年より以下の2つの部分による算定というシンプルな方法が採用された。

- (1) Research Support Program (RSP) : 研究のための間接的な経費として、施設設備や支援スタッフの給与などに使用されることを想定。獲得研究費で比例配分。
- (2) Research Training Program (RTP) : 博士・修士学生の訓練支援のための資金。授業料免除や奨学金、学位研究の研究関連コストに使用されることを想定。修了率や獲得研究

表 24 学生種別による重み

学生種類			係数
先住民以外	高コスト分野	博士	4.7
		修士	2.35
	低コスト分野	博士	2.0
		修士	1.0
先住民	高コスト分野	博士	9.4
		修士	4.7
	低コスト分野	博士	4.0
		修士	2.0

出典：教育・スキル・訓練省ホームページより作成

COMPETITIVE 比例分と ENGAGEMENT 比例分については、これら二つの各占有率に比例するように、それぞれ各大学への配分額を決める。これらの合計額を各大学の暫定的な配分額とする。

$$BGA_i = (0.5 \times C \times COMPLETIONS_i) + (0.25 \times C \times COMPETITIVE_i) + (0.25 \times C \times ENGAGEMENT_i)$$

ステップ 2 として、2017 年～2021 年の間は前年度配分額から大きな変更が無いように調整する。配分額の 75%は前年度の配分額同等に代える。そのため、前年度の RTP 配分の占有率を計算し、本年度の政府 RTP 総額の 75%にこの占有率をかけた配分額を計算する。また、ステップ 1 での暫定配分額に 25%をかけた配分額を計算する。この 2 つの合計を当該大学の配分額とする。

ステップ 3 として端数の金額がまるめられて最終的な配分額が決定する。

以上のように、大学研究評価である ERA の結果は、2017 年までの配分方式においても影響額が小さかったこともあり、新たなシンプルな配分方式においては利用されていない。ただし、現在のモリソン政権（自由党）では ERA による学術的な質の評価よりも、新たに 2018 年より導入された Engagement and Impact Assessment という研究の社会的効果の評価について関心が強く、その結果のブロックグラント配分への活用についても検討されている⁴。

【参考文献】

Commonwealth Scholarships Guidelines (Research) 2017

教育・スキル・訓練省ホームページ <https://www.dese.gov.au/research-block-grants>

⁴ オーストラリア教育・スキル・雇用省へのヒアリングによる(2020 年 3 月 5 日)

2.3 研究の評価①：Excellence Research for Australia

大学の研究評価については、現在は①学術面を中心とした（応用面も含む）評価である Excellence Research for Australia(ERA)と、②研究の社会的インパクトや連携に焦点をおいた評価である Engagement and Impact Assessment(EI)の 2 種類が Australian Research Council により行われている。

ERA は 2009 年に試行が行われた後、2010、2012、2015 年と行われ、最近では 2018 年に行われた。次回は 2023 年に行われる予定である。

以前はブロックグラントの配分の一指標として評価結果が使われていたが、2017 年からは使われていない。そのため、現在は国や大学の様々な意思決定への情報を提供するために実施するという位置づけになっている。

「評価ハンドブック」によれば、ERA の実施の目的は以下のように記述されている。

1. オーストラリアの高等教育機関で行われた研究の卓越性を、政府、産業界、企業、幅広いコミュニティに対して保証するための、評価枠組みを継続して開発し維持する。
2. 高い研究力を有する研究領域や、オーストラリアの高等教育機関において発展する機会があるような研究領域について、研究分野レベル (discipline) での全国的な調査結果を提供する。
3. 全ての側面を通じた研究実績の卓越性を明らかにする。
4. 新興研究領域や今後さらに発展する機会について明らかにする。
5. すべての研究領域について、オーストラリアにおける研究を、国内および国際的に比較できるようにする。

ERA の評価においては、大学はオーストラリアの学問分野分類である Australia and New Zealand Standard Research Classification (ANZSRC)に基づいて、4 桁コードの研究分野 (FoR。157 分野) ごとにデータの提出を行う。その資料をもとに、4 桁コードおよび、それらを統合した大分野である 2 桁コード (22 分野) の両方を評価単位(UoE)として、8 つの研究評価委員会(REC)が評価を行う。ただし、設定した研究成果数に満たない小規模の評価単位は評価対象外となる。

ERA は、指標や説明文書に重きをおきながらも、そのデータを評価委員会が確認して評価を行う方式をとっている。指標によって自動的に評価結果が決まるものではなく、指標による情報提供を受けた専門家による評価 (expert review informed by indicators) を原則としていることに特徴がある。

提出されたデータは、8 つの研究評価委員会 (REC) によって評価される。ERA 2018 では、REC はオーストラリアおよび海外からの 150 人の研究者により構成されている。提出された各 UoE に対して、少なくとも 3 人の評価委員が割り当てられて評価作業を行う。加えて、人文社会科学や情報科学などのピアレビューを行う分野では、6 桁の FoR コードに

基づいて追加の外部ピアレビューアーを割り当てる。各評価者はオンラインで評価を行い、他の評価者による評価結果もみながら調整を行う。その上で最終段階として対面の研究評価委員会を開催し、最終的な評価結果を決定する。

(1) 指標群の概要

ERA2018 では指標群は図 3 のようなものである。①研究の質に関する指標として、自然科学では引用分析、人文・社会科学や情報学ではピアレビューを行った結果が使われる。また、②研究活動の指標として、下部の左・中央にあるように、研究成果の種類ごとの数や、所属研究者数、研究収入などが設定されている。さらに、③研究の応用の指標として、研究の商業化収入や特許、植物育成者権、登録意匠、保健医療分野のガイドラインが使われる。ただし、分野ごとに上記の指標のどれを利用するかが決定されている⁵。評価対象となるデータの期間は、研究成果のデータについては過去 6 年間、研究収入や応用面のデータについては過去 3 年間である。

指標に加えて、上述のように評価者が判断を行う際の参照にするために、指標が異常値に

説明文書 (2 桁コード分野ごと)			
<p style="text-align: center;">引用分析</p> <ul style="list-style-type: none"> 相対被引用度 (RCI) 世界全体の論文の中での引用数パーセンタイルによる分布 (引用数上位 1%、5%、10%、25%、50%) および、そのオーストラリアの高等教育機関平均との比較 相対被引用度によるグループごとの論文数分布 リストにあるジャーナル論文のみが対象 50 論文以上ある評価単位が対象 		<p style="text-align: center;">ピアレビュー</p> <ul style="list-style-type: none"> 評価単位から提出された全ての種類の研究成果が対象 (ジャーナル論文、書籍、書籍の章、その他の非伝統的な研究成果) 非伝統的な研究成果については、内容説明を提出する。 高等教育機関は、全研究成果のうち 30% をピアレビュー対象として指定する。 50 件以上の成果がある評価単位が対象 (書籍 1 冊は 5 件と数える) 	
<p style="text-align: center;">規模と活動</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究成果の量 (複数の分野の研究成果は按分) 職位グループごとの研究者数 (FTE) 研究成果の量の経年変化 対象となる研究者は指定の調査日に雇用されていること。 	<p style="text-align: center;">研究成果のプロフィール (ジャーナルや出版社による分布)</p> <ul style="list-style-type: none"> 書籍 書籍の章 ジャーナル論文 学会予稿 	<p style="text-align: center;">研究収入</p> <ul style="list-style-type: none"> HERDC カテゴリー 1 ~ 4 各研究収入は関連する 4 桁分野に按分される HERDC カテゴリー 1 についての件数 HERDC カテゴリー 3 の区分ごとの収入 (オーストラリア内、国際 A、国際 B) いくつかの指標では FTE 当たりを計算 	<p style="text-align: center;">応用の指標</p> <ul style="list-style-type: none"> 特許、登録意匠 研究の商業化による収入 植物育成者権 NHMRC のガイドライン 応用の指標は最大で 3 つの分野で按分。研究商業化収入には上限はない。 応用の指標は機関か研究者個人と紐付け

図 3 ERA の指標・情報群

⁵ https://www.arc.gov.au/file/3821/download?token=4LgUt_jl

見える場合の説明や、評価単位の文脈を説明する文章 (Explanatory statements) を提出する。

評価者には様々なデータの集計値などが提示される。まずは多様な指標群の概要表として以下のものが提示される。

表 25 評価者に提示される評価単位 (UoE) の指標の概要の例

規模と活動	書籍	10.0	書籍の章	51.7	ジャーナル論文	64.4	学会予稿	2.2	外部組織向けの研究報告	4.0
	研究者数	24.9	研究者数 (FTE)	20.1						
ピアレビュー	対象件数	39								
研究収入	カテゴリ 1	\$473,764	カテゴリ 2	\$11,971	カテゴリ 3	\$14,909	カテゴリ 4	\$0		
応用	特許	0	商業化収入	\$0	登録意匠	2.3	植物育成者権	0	NHMRC ガイドライン	0

(2) 研究成果の測定・プロフィール

研究成果については、書籍、書籍の章、ジャーナル論文、学会予稿といった「伝統的な研究成果」に加えて、それ以外の「非伝統的な研究成果」を評価対象とするかは分野毎に設定されている。

ジャーナル論文については、申請に含むことができるジャーナルは、ピアレビューのあるジャーナルであり、ARC が大学セクターへのコンサルテーションを行って申請可能なジャーナルのリストを作成し公表している。また、書籍や出版社や国際会議については、申請を支援するために ID を振ったリストが公表されている。なお、2010 年の ERA では、ジャーナルおよび出版社について格付けを行い、評価のための情報として利用していたが、現在はそれらは利用されておらず、引用数やピアレビューによって質を評価している。

研究成果については、評価単位ごとの総数だけでなく、出版物のプロファイルとして、ジャーナル論文はジャーナル名ごとの件数と割合、書籍や書籍の章は出版社ごとの件数と割合、学会予稿は学会ごとの件数と割合が、リスト化される。評価者は「評価対象の研究に適したジャーナルとなっているか」や、研究の地域的特徴や応用面での特徴を確認する。

(3) 引用数

引用数については 3 種類の指標群を用いている。

① 相対引用度 (RCI) に関する指標群: 評価対象の論文数 (複数の分野の論文は分数計算)、世界全体の論文に対する相対引用度の平均、オーストラリア高等教育機関の論文に対する相対引用度の平均、クラリベイトアナリティクスによる索引に含まれる (つまり WoS に含

まれる) ジャーナル論文の割合、オーストラリア高等教育機関の全論文の中での占有率、オーストラリア高等教育機関の全論文の引用数の中での占有率。

②世界全体の論文の中での引用数パーセンタイルによる分布に関する指標群：引用数上位 1%、5%、10%、25%、50%以内グループごとの論文数、その割合、オーストラリア高等教育機関の平均値、オーストラリア高等教育機関のグループごと全論文数の中での占有率、クラリベイトアナリティクスによる索引に含まれるジャーナルの論文の割合、引用数 0 件の論文数。

③RCI グループごとの論文分布に関する指標群：評価対象の RCI 値グループごとの論文数(複数の分野の論文は分数計算)、その割合、オーストラリア高等教育機関の割合の平均、オーストラリア高等教育機関の RCI 値グループごと全論文の中での占有率、クラス 0 と I (RCI が 0~0.79) の論文数、クラスIV~VI (RCI2.00~) の論文数、上記 2 つの指標の比率。

(4)ピアレビュー

ピアレビューを実施する分野では、研究評価委員会(REC)3名と、それ以外のピアレビューアーが少なくとも2人が、各評価単位に割り当てられる。大学はピアレビューのために、評価単位を代表する成果を、各研究成果の種類ごとに30%をサンプルとして指定し、リポジットを通じて利用できるようにする。研究評価委員会およびピアレビューアーはそれらにアクセスして評価を行う。

ピアレビューの対象となる研究成果の種類には、伝統的な成果(書籍、章、ジャーナル論文、学会予稿)に加えて、各分野における非伝統的な研究成果を含む。具体的には以下のようである。

- ・書籍
- ・書籍の章
- ・ジャーナル論文
- ・学会予稿
- ・オリジナルな創造的作品
- ・創造的作品の実演
- ・記録や表示された創造的作品
- ・監督や実施された公開展示会やイベント
- ・外部機関への研究報告書
- ・ポートフォリオ(一連の研究成果のかたまり)

非伝統的成果の場合には、研究の説明書を2000文字(約250語相当)以内で提出する。そこには研究背景(研究分野、文脈、研究目標)、研究の貢献(イノベーション、新しい知識)、研究の重要性(卓越性の証拠)を記す。

(5)研究収入

研究収入については、高等教育研究データ収集(Higher Education Research Data Collection: HERDC)のカテゴリごとにデータを得る。カテゴリ1 はオーストラリア政府の競争的資金、カテゴリ2 はその他の公的セクターの研究収入、カテゴリ3 は産業界やその他の研究収入であり、国内、国際 A (競争的でピアレビューがある)、国際 B (その他の国際的収入) に分かれる。カテゴリ4 は共同研究センター (Cooperative Research Centre: CRC) の研究収入である。

(6)評価基準

評価者は全ての指標・提出書類をみて以下の5段階で評点付けを行う。評価結果は、国際水準よりも高いか低いかという視点から段階設定されている。

表 26 評価基準

評点	説明
5	評価単位は、評価に用いられた指標群により、 世界標準をはるかに超える 優れた実績を有していることが、証拠によって示されている。
4	評価単位は、評価に用いられた指標群により、 世界標準を超える 実績を有していることが、証拠によって示されている。
3	評価単位は、評価に用いられた指標群により、 世界標準 の平均的な実績を有していることが、証拠によって示されている。
2	評価単位は、評価に用いられた指標群により、 世界標準を下回る 実績を有していることが、証拠によって示されている。
1	評価単位は、評価に用いられた指標群により、 世界標準をはるかに下回る 実績を有していることが、証拠によって示されている。
該当なし	量が少ないため、評価されていない。研究成果の量が、ERA で評価するしきい値基準を満たしていない。

【参考文献】

Australian Research Council (2017), ERA 2018 Submission Guidelines.

Australian Research Council (2018), ERA 2018 Evaluation Handbook.

2.4 研究の評価②：Engagement and Impact Assessment

Engagement and Impact Assessment (EI) は 2018 年より開始された評価であり、研究者が研究のエンドユーザーといかに連携し(engage)、研究を経済、社会、環境、文化、その他のインパクトへと変換しているかを評価する。EI は、2015 年に連邦政府が発表した National Innovation and Science Agenda (NISA)における政策手段の一つとして「大学の研究実績を評価する際に、非学術的なインパクトや産業との連携を明確で透明な形で測定する方法を導入する」に対応したものである。2017 年に試行が行われ、2018 年に本格実施された。今回は 2024 年に行われる。

EI は現時点では直接資金配分には活用されていない。以下の事項が EI を実施する目的とされている。

- ・政府やオーストラリア国民に対して、大学の研究活動への投資が、学術界を超えた具体的な利益にどのようにつながっているかについて、明確に情報を提供する。
- ・研究の連携(エンゲージメント)を可能にする組織的なプロセスや基盤を明らかにする。
- ・学術界を超えたオーストラリアへの利益のために、高等教育機関内の研究をインパクトに変換することへの更なる支援を促進する。
- ・高等教育機関が、現在、いかにして研究をインパクトへと変換しているかの方法を明らかにする。

研究の「エンゲージメント」(engagement)とは、「研究者と学術界以外の研究のエンドユーザーとの間で、知識、技術、方法、資源を相互に有益な形で移転するための相互作用」を指す。

上記の「研究のエンドユーザー」とは、「研究の結果(output)、成果(outcome)、効果(result)を直接使用する、あるいはそれらから直接利益を得る、学術界以外の個人、コミュニティ、組織を指す。たとえば、政府、企業、非政府組織、コミュニティ、コミュニティの組織などである。

研究の「インパクト(impact)」とは、「学術研究への貢献を超えて、研究が経済、社会、環境、文化にもたらす貢献」を指す。

(1)評価方法の概要

EI では、各大学が 22 の分野の評価単位(UoA)ごとに、書類を提出してパネル(評価委員会)により評価が行われる。分野は、オーストラリアとニュージーランドの標準研究分類(ANZSRC)における 2 桁コードの研究分野(FoR)である。一方、評価パネルは、FoR を大きな区分にまとめて設定されており、社会科学(SS)、科学技術(ST)、芸術・人文(CAH)、健康・ライフサイエンス(HLS)、ならびに、オーストラリアに特有な領域である、アボリジニとトレス海峡諸島民に関する研究(IN)の 5 つのパネルである。各パネルは、議長 1 人

と少なくとも3人のメンバーで構成される。

評価対象は、ERA2018にて150件以上の研究成果（書籍1冊は5件としてカウント）を提出した分野に対応するUoAである。ただし、閾値以下でも大学が評価されることを求め、エビデンスがあれば評価を行う。

評価においては、パネルメンバーがオンラインにて暫定的な評点とその理由を記入する。次に、各パネルメンバーは他のパネルメンバーの評価結果を確認し、必要に応じて暫定的評価を修正し、再び結果を共有する。最後に、対面のパネル会議にて、最終的な評価を決定する。

(2) 評価項目

各UoAは、①エンゲージメント、②インパクト、③インパクトを生むためのアプローチの3つの項目で評価がなされる。それぞれの評価項目について、3段階（high、medium、low）の評価が行われる。

インパクトについては、研究成果の大部分が基礎研究である場合や、その研究領域が大学にとって新たな領域である場合には、大学がインパクト評価を将来に受ける時期や戦略を提出することによって、評価が免除される。ただし、エンゲージメントの評価については、免除はない。

2018年実施のEIの評価対象期間は、エンゲージメントは2014年1月1日～2016年12月31日と直近3年であるが、インパクトは2011年1月1日～2016年12月31日の6年間に実現したインパクトとなっている。また、インパクトを産んだ研究については2002年1月1日～2016年12月31日と過去15年間で対象となっており、最長で15年前の研究成果により最近生まれたインパクトを提出することが可能である。

(3) エンゲージメント

エンゲージメントについては、①エンゲージメント活動の説明文書、②指標群、③指標の説明、の3種類を提出する。

①エンゲージメント活動の説明文書は、以下のテンプレートを埋める。エンゲージメントの目的や、研究者とエンドユーザーの間での相互利益を生むような活動についての説明を記載する。

表 27 エンゲージメントの記述説明

高等教育機関名:
評価単位 (pre populated):
機密情報
・ 商業的機密情報
・ 文化的情報

<p>機密情報に関する説明 (最大 1500 文字):</p>
<p>エンゲージメントの記述説明 (最大 7000 文字)</p> <p>教育機関はこのテンプレートを使用して次のことを説明する:</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高等教育機関の研究者と研究のエンドユーザーの相互利益のために、期間中に評価単位 (UoA) が学術界以外の関係者とどのように関与したか。 ・ エンゲージメントの目的として、エンゲージメントを通じて高等教育機関が達成しようとしたことの説明。 ・ エンゲージメント活動の実施期間と範囲
<p>高等教育機関は追加指標についての情報を提供可能 (最大 4 件まで)</p> <p>エンゲージメントの記述説明に関連し、その説明を支援する特定のデータを有しているような追加定量指標について情報を提供。エンゲージメントの記述説明に書かれているものは除く。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 指標の名前 (100 字) ・ 指標のデータ (200 字) ・ 指標の簡単な説明とその計算方法 (300 字)

※本節の図表の出典は参考文献に示す評価の要項による。以下同じ。

②エンゲージメントの指標群としては、4つの必須指標が設定されている。

1) 研究のエンドユーザーからの資金

- ✓ 高等教育研究データ収集(HERDC)のカテゴリー1 特定部分 (オーストラリア政府の競争的資金助成のうちエンドユーザーとの協力に焦点をおいている助成金による収入)、および HERDC カテゴリー2 (その他の公共部門からの研究収入)、カテゴリー3 (国内・国際の産業界およびその他の研究収入) カテゴリー4 (共同リサーチセンターCRCの研究収入) の収入総額および HERDC 全体の中の割合

2) FTE あたりの HERDC 総収入

- ✓ HERDC カテゴリー1 特定部分、およびカテゴリー2、3 (i, ii, iii)、および4の収入の FTE 当たりの額

3) すべての HERDC カテゴリー1 に対する、カテゴリー1 特定部分の収入額や件数の割合

4) 研究の商業化による収入

- ✓ 高等教育機関が所有する子会社、
- ✓ スピンオフ会社
- ✓ ライセンス、オプション権、譲渡

これらの指標について、その指標値や計算の元になるデータ、ならびに全 UoA の分布状況のグラフが提供される。

③エンゲージメントの指標に関する説明文では、4つの指標の文脈や異常値の理由を説明する。

また、エンゲージメントの説明文書中に記載する追加指標については、様々な分野における事例として以下が例示されている。

表 28 エンゲージメントの説明文書中に記載する追加指標

<ul style="list-style-type: none"> ・ 研究者の流動性（例：学术界以外で雇用されたり就職した研究者、学术界で雇用されたり就職したエンドユーザー） ・ 特許登録、PCT 出願、日米欧全てに登録された特許 ・ 特許における研究成果への引用 ・ インターンシップや就職斡旋に参加した HDR 学生（研究志向の大学院生） ・ HDR 学生の就職先 ・ 産業界との事業継続 ・ スタートアップ企業、スピンアウト企業 ・ 研究エンドユーザーとの共著による研究成果 ・ 研究エンドユーザーとの共同資金提供による研究成果 ・ 研究エンドユーザーからの現物支援 ・ ライセンス契約 ・ 機密保持契約 ・ 研究、コンサルティング、専門家証言、試験の契約数 ・ ライセンス、譲渡、およびオプションの数 ・ 研究ユーザーとの間の形成されたネットワークや関係 ・ しきい値以上の数の契約を持つクライアントの数 ・ 重要な組織的連携のエビデンス（例：シドニーヘルスパートナーズ、国際的な研究コンソーシアム、OECD、世界銀行、世界保健機関、国連、ユネスコ） ・ 研究支援と現物支援を伴う慈善団体との関係 ・ 本の出版数 ・ 外部の諮問委員会への参加 ・ コミュニティグループ、専門家・実務家組織、政府機関へのコンサルテーション ・ 政府へのコンサルテーション、助言 ・ 裁判における専門的証言 ・ 産業界の研究に関連する問題に係る公的調査への貢献・資料提出 ・ 公開講座、セミナー、一般公開日、学校訪問 ・ 専門家コミュニティへのプレゼンテーション ・ 文化施設、セミナー/ワークショップ、インターンシップ、一般市民へのエンゲージメントへのつながり ・ 文化的なイベント/機関の支援（例：文学祭、映画祭、ビビッドシドニー）。 ・ 公演や展示会の共同設計とコラボレーション ・ 外部の研究パートナーのメンタリング ・ ユーザー利害関係者や参加者グループとの協力を含め、研究のすべての段階でのユーザーの巻き込み ・ MOU、協定 ・ 公演やさまざまな種類の公的活動に関して収集されたデータ。公的活動において、研究者が自身の研究をコミュニティに報告したり、コミュニティ組織の活動を促進するために研究能力を利用する。 ・ イベント参加統計（公開講座、文化イベント、展示会など） ・ アウトリーチ活動（公開講座、政策への関与、メディアへの関与、コミュニティイベント）
--

- ・ 展示会や新たな作品のメディア報道
- ・ ギャラリー、アンサンブル、グループ、その他の専門的な実践団体の設立など、芸術における起業家的活動を把握するための。既存のスピンオフ等の商業化指標の変更
- ・ ソーシャルメディア活動を把握するための指標
- ・ その他の指標

上記の指標を踏まえてパネルは3段階の評点 (High、Medium、Low) をつける。3段階の定義は以下となっている。

表 29 エンゲージメントの評価基準

High	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価単位(UoA)は、研究者と学術界以外の研究エンドユーザーとの間で知識、技術、方法、資源が相互に有益な形で移転されるような<u>極めて効果的な相互作用</u>を行っている。 ・ 研究のエンゲージメントは、評価単位 (UoA) 内での研究の立案や実施によく<u>統合</u>されている。
Medium	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価単位(UoA)は、研究者と学術界以外の研究エンドユーザーとの間で知識、技術、方法、資源が相互に有益な形で移転されるような<u>効果的な相互作用</u>を行っている。 ・ 研究のエンゲージメントは、評価単位 (UoA) 内での研究プロセスの関連部分とは<u>統合</u>されており、研究のエンゲージメントは改善しているというエビデンスがある。
Low	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評価単位(UoA)は、研究者と学術界以外の研究エンドユーザーとの間で知識、技術、方法、資源が相互に有益な形で移転されるような<u>効果的な相互作用を全く、あるいはわずかし</u>か行っていない。 ・ 研究のエンゲージメントは、評価単位 (UoA) 内での研究プロセスと統合され、研究のエンゲージメント活動が開発されているというエビデンスが<u>全く、あるいはわずかし</u>かない。

(4)インパクト分析 (インパクトとインパクトへのアプローチ)

EI assessment では、英国 REF とは異なり、一つの評価単位(UoA)が一つのインパクト調査の様式を提出する。そこには評価単位によるインパクトの例を示すのであり、全てのインパクトを記入はしない。

提出様式は PartA としてインパクトの事例を示し、PartB としてインパクトを実現するための支援方策などのアプローチを示す。

表 30 インパクトの提出様式

タイトル:
評価単位: 本インパクト分析の内容全体に関係がある主たる分野 (FoR) コード
補助的な分野 (FoR) コード: 本インパクト分析の内容全体に関係がある、最大二つまでの追加の分野 (FoR)コード

社会経済目標(SEO)コード: 本インパクト分析に関連する二桁の SEO コード:
オーストラリア・ニュージーランド標準産業分類(ANZSIC)コード: 本インパクト分析に関連する二桁の ANZSIC コード
キーワード: Part A に記載するインパクトにかかるキーワード最大 10 件。
機密情報 <ul style="list-style-type: none"> • 商業的機密情報 • 文化的情報
機密情報に関する説明: 評価結果が公表される際に考慮すべき事項 (ARC のスタッフや評価者への指示など)
アボリジニとトレス海峡諸島民の研究に関するフラグ
科学研究優先分野 (Science and Research Priorities) : 政府の科学研究優先分野と関係していれば、それを明記する。
PART A—インパクト
1. インパクトの概要(最大 800 文字) 一般の人々が研究のインパクトを理解できるように、具体的なインパクトを簡単でわかりやすい英語で説明する。
2. 受益者 本インパクト分析に関連する 10 人までの受益者をリストアップする。
3. インパクトが発生した国 インパクトの場所に関わる国を国名リストから選定する。
4. インパクトの詳細 (最大 6000 文字) 研究のインパクトを明確に説明する記述説明 (ナラティブ) を記載する。ナラティブでは、研究とインパクトとの関係を説明する。また、以下のように、学術界を超える貢献を明確にする。 <ul style="list-style-type: none"> • 研究結果から誰あるいは何が便益を受けたか (研究のエンドユーザー、産業界、コミュニティ、政府、一般市民などからの受益者を特定する) • インパクトの性質や種類、研究がいかに社会的、経済的、文化的、環境的インパクトをもたらしたか • インパクトの程度 (費用便益分析、インパクトを受けたものの量、報告された便益などへの参照) • インパクトが発生した日付や期間。 注: ナラティブは、評価対象期間内に発生したインパクトのみを説明し、必要があり、それ以上の主張はしない。
5. 関連する研究 (最大 1500 文字) 評価単位 (UoA) のインパクトにつながった研究を簡単に説明。説明には、何が研究されたか、いつ研究が行われたか、誰が研究を行い高等教育機関との関係は何か、を含む。
6. 関連する研究の分野 (FoR) 関連研究を最も良く説明しうる 2 桁分野(FoR)を最大 3 つまで。
7. 参考文献 (10 件まで。一件あたり 350 文字) インパクトに関連する研究成果を最大 10 件までリストする。
インパクトの追加指標の情報
4 件まで。インパクト分析に関連し、上記までに記載されていない指標の情報を記載。たとえば、投資収益率、雇用創出、質調整生存年 (QALY) の改善。 追加指標は量的指標であり、指標の名称 (100 文字)、指標のデータ (200 文字)、指標の簡単な説明やい

かに計算したか (300 文字)
PART B—インパクトのアプローチ
<p>1. インパクトへのアプローチの要約 (最大 800 文字)</p> <p>パート A で説明したインパクトを達成するために、高等教育機関、カレッジ、学部、グループ、学科、センターによって実施された戦略を要約する。</p>
<p>2. インパクトへのアプローチ (最大 6000 文字)</p> <p>高等教育機関がパート A で説明したインパクトの実現をいかに促進したかの説明を記載する。研究からインパクトまでの期間のものが対象。説明のエビデンスはパート A で説明されたインパクトに関するものであること。例えば以下：</p> <ul style="list-style-type: none"> 研究者が正のインパクトを産むために、機関、学部、カレッジ、グループ、学科、センターによって提供される支援 研究分野ごとにいかに支援が実施されたか 研究者が研究のエンドユーザーや受益者どのように相互作用し連携したか 期間中のインパクトのプロセスと結果をレビューした証拠 翻訳メカニズムがどのように研究活動に統合されたかの証拠 人事方針、イニシアチブ、戦略 インパクトの実現を促進するために利用可能にされた財政的または他の資源 インパクトの実現を支援したその他の戦略。

提出資料で求められる関連研究は、2002 年 1 月 1 日から 2016 年 12 月 31 日以内に行われたものとなっている。評価パネルはこれらの研究の質は評価せず、研究が記述されたインパクトを支えているかを確認する。

上記の指標を踏まえてパネルは 3 段階の評点 (High、Medium、Low) をつける。3 段階の定義は、インパクト、およびインパクトへのアプローチについて以下となっている。

表 31 インパクトの評価基準

High	<ul style="list-style-type: none"> インパクトは学術界を超える<u>極めて重要な貢献</u>を生んでいる。 関連研究とインパクトの間に明確な関係があることが示されている。
Medium	<ul style="list-style-type: none"> インパクトは学術界を超える<u>重要な貢献</u>を生んでいる。 関連研究とインパクトの間に明確な関係があることが示されている。
Low	<ul style="list-style-type: none"> インパクトは学術界を超える貢献を<u>全く、あるいはわずかし</u>か生んでいない。

表 32 インパクトのアプローチの評価基準

High	<ul style="list-style-type: none"> 研究を学術界を超えるインパクトへと翻訳することを促進するメカニズムは、UoA 内で<u>極めて効果的</u>であり、よく統合されている。 研究を翻訳するメカニズムは、記載されたインパクトを促進した。
Medium	<ul style="list-style-type: none"> 研究を学術界を超えるインパクトへと翻訳することを促進するメカニズムは、UoA 内で<u>効果的</u>であり、統合されている。 研究を翻訳するメカニズムは、記載された<u>インパクト</u>を促進した。
Low	<ul style="list-style-type: none"> 研究を学術界を超えるインパクトへと翻訳することを促進するメカニズムは、<u>効果的でなく、統合されていない</u>。 研究を翻訳するメカニズムは、記載された<u>インパクト</u>を促進しなかった。

評価結果については、国全体のレポートが形成されて⁶、engagement や impact の類型や評価の高かった内容がまとめられており、評価が高かった(high)事例はデータベースとして公表されている⁷。

【参考文献】

Australian Research Council (2017a), EI 2018 Framework.

Australian Research Council (2017b), EI 2018 Submission Guidelines.

Australian Research Council (2018), EI 2018 Assessment Handbook.

⁶ <https://dataportal.arc.gov.au/EI/NationalReport/2018/>

⁷ <https://dataportal.arc.gov.au/EI/Web/Engagement/Engagement> および
<https://dataportal.arc.gov.au/EI/Web/impact/ImpactStudies>

3. フランス

川村真理（政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター）

3.1 フランスにおける大学改革の概要

フランスは、ボローニャ・プロセスへの参加や拡大する高等教育人口への対応のため 1990 年代から様々な形で高等教育制度を改革してきた。1989 年には、増大する学生の受け入れを各大学の創意工夫によって適切に実現することを主たる目的として、当時の国民教育省が国と機関との契約政策を導入している。フランスはそれ以前まで国による管理方式 (mode de pilotage) を取っており、伝統的に「国民教育省」と学問領域毎に構成される「教授団」による共同管理が行われていたが、法改正やこうした契約政策の導入により、共同体管理体制が徐々に弱体化し、大学の自己管理能力が向上してきたといわれている (Musselin2001 14-15)。

また 2007 年に発足したサルコジ政権では、大学の一層の自律性拡大に向けた取組が進められることになった。同政権では高等教育・研究システムの国際的な競争力拡大や大学の自律性強化を目標として改革に着手し、2007 年 8 月には、大学に自立性を与え、大学を研究システムの中心に位置づけることを目的とした「大学の自由と責任に関する法律 (Loi n° 2007-1199 du 10 août 2007 relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU)」を制定している。同法は、①大学運営組織改革による意思決定効率化②国立大学の予算・人事における自主裁量権強化③大学評価強化の 3 点を中心に策定され、2013 年までに全ての大学 (83 校) の独立基金を基盤としたより自律的な組織への改革推進のため、5 年間で 50 億ユーロの予算措置が行われた。

フランスの大学の大部分は国立大学であり、その正規職員は国家公務員であるため、従来その人件費は大学予算に含まれていなかった。しかし同法 18 条により、大学は予算法に記載された予算額を上限とした人件費を含む交付金を得ることとなり、教員以外の職員について学内での配置などを自由に決められるようになるなど、機関の裁量権は一定程度拡大した (鈴木 2011)。また大学は独自基金の創設や売買を含む不動産管理等もできるようになった。さらに、大学には従来の教育・研究に加えて社会貢献のミッションが課せられることとなり、この使命に関連する事項は SYMPA (système de répartition des moyens à la performance et à l'activité) 以降の評価指標等に反映されることになる。

また、LRU に基づき 2005 年に公益組合 (groupement d'intérêt public) として設立された国立研究機構 (ANR) は、2006 年に行政的公施設法人 (établissement public à caractère administratif) となり、国家的な優先研究分野 (生命科学、情報通信、エネルギー、ナノテク、SDGS) を中心にプロジェクト型の研究助成を推進している。この時期には競争的資金事業のほか評価制度、大学統合の推進といった新公共経営 (NPM) 的な政策が進められる

ことになり、高等教育機関への予算配分についても、パフォーマンスに基づく競争的資金配分が取り入れられることになった。

2012年にサルコジ政権から社会党オランダ政権に交代すると、翌2013年7月には高等教育研究法が制定され、高等教育と研究に関する法律がはじめて一つの法律に統合された。この法律では、研究戦略会議（CNR）の設置、研究・高等教育評価のための高等審議会（HCERES）設置、大学・研究コミュニティ（COMUE）形成を通じた学術共同体政策の遂行等が定められた。

また、高等教育に関する国家戦略（StraNES）および研究に関する国家戦略（SNR France Europe 2020）が準備され、この2つの戦略を軸に高等教育研究のロードマップが確立されることになった。この法律では高等教育と研究に関する白書を5年ごとに議会に提出することを定めており、2017年に初めて高等教育分野と研究分野を統合した2025年までのフランス高等教育研究戦略が発表されている（CRDS2020）。

2013年の高等教育研究法の目的の一つは、国際的な競争が激化する中、教育・研究機関を連携・統合した学術共同体を形成することにより、公財政を効率的に利用して国・地域の経済、人材育成、雇用、文化政策を推進することであった。大学や研究機関の統合の取組は、これまでも1990年の欧州大学拠点(pôle universitaire européen: PUE)や2006年の研究教育拠点(pole de recherché et d'enseignement supérieur: PRES)等を通じて部分的に進められてきたが、同法により教育活動や研究活動の連携、地域規模での共通戦略の策定等、高等教育・研究に関するより広範な統合が進められることとなった(大場 2015)。機関統合には、高等教育機関と研究機関が特定の分野で契約を結ぶ連盟(Association)とCOMUE(Communautés d'universités et établissements)と呼ばれる法人格を持つコミュニティとなる連合(Federation)の2つの方法があり、2020年現在フランス全土で約30の学術共同体が存在している。フランス政府は「将来への投資プログラム(Programme Investissement d'avenir)」、等の研究助成等を通じ、こうした共同体による研究・教育力向上に力を注いでいる。

3.2 フランスにおける大学評価の概要

COMUE等の学術共同体の誕生に合わせ、大学や研究機関の評価体制も刷新された。2007年から大学評価を実施していた研究・高等教育評価庁(Evaluation Agency for Research and Higher Education, AERES)に代わり、2014年11月には研究・高等教育評価審議会(High Council for the Evaluation of Research and Higher Education, HCERES)が設置された。HCERESでは、従前のように評価機関が直接研究機関を評価するだけでなく、各高等教育・研究機関の設置する評価委員会が実施する自己評価手法に対して評価機関が認証を与え、研究機関と評価機関双方による評価が実施されるプロセスが追加されている(CRDS2020)。

フランスの大学評価は、機関と国との5年の契約締結期間中に、HCERESの実施する評価を通じ、合意された契約内容の実施状況を確認するという手法がとられている。HCERESは欧州高等教育質保証協会（European Association for Quality Assurance in Higher Education, ENQA）の正会員であり、欧州基準ガイドライン（ESGs）に準拠した活動を行う独立した行政機関である。フランス国内のすべての高等教育・研究機関の評価を行うほか、他の機関が策定した評価手順の検証、外国の高等教育機関の評価、科学技術観測所（Observatory of Sciences and Technology, OST）部門の研究を活用した国内外のレベルでの分析や指標の提供を行うなど幅広い活動を行っている。OSTは、1990年に設立され2015年にHCERES傘下に組み込まれた研究機関であり、高等教育や研究のステークホルダーの経営戦略のための情報提供や、公共政策の評価等にも貢献している（OST2019）。

HCERESには①機関別評価部門、②研究評価部門、③教育課程部門、④学術共同体部門の4つの部門が存在し、それぞれ個別に評価を行っているほか、包括的評価として学術共同体評価において総合評価報告書を作成している。この総合評価報告書は他部門との横断チームが参加しており、政府の参考資料となるほか、受審機関の自己評価の際の基礎資料としても活用されており、予算配分にも間接的な影響を及ぼしている。また、2017年以降③の教育課程評価には学生の評価委員制度が導入されており、大学評価における学生の役割が重視されるようになっている。

3.3 フランスの高等教育財政の概要

フランス政府の高等教育機関への財政支出は318億ユーロ（2018年）とGDPの約1.45%であり、OECD平均（1.47%）とほぼ同程度となっている（OECD, 2019）。しかし近年の高等教育改革を通じて高等教育支出額は拡大しており、2010–2018年の8年間では約26億ユーロ（約3千億円）増加している（図4参照）。この理由としては、高等教育改革の進展といった要因もさることながら、直接的には進学する学生数が増加しており、概ね2026年まで高等教育市場全体がゆるやかな拡大基調にあることが挙げられる。

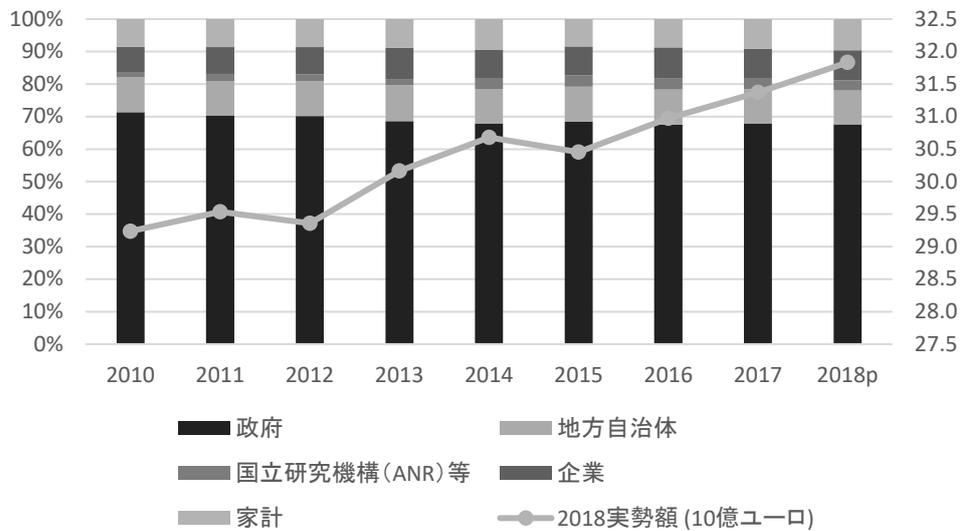


図 4 フランスにおける高等教育¹⁾支出割合推移 (2010-2018)

(出典：Publication annuelle du ministère de l'Éducation nationale 2019)

また、この間州や地方自治体を含む政府直接支出割合が 82.0%→78.0%と若干減少しているのに対し、国立研究機構（ANR）等研究助成機関を通じた資金は 1.7%→3.2%、企業からの資金は 7.8%→9.2%に増加している。すなわち、競争的資金や契約研究といった外部資金による教育・研究活動は拡大傾向にある。なお最大の支出割合を占める政府直接支出、すなわち公的補助金の約 7 割は教職員の人件費となっており、残り 2 割が運営費、1 割弱が不動産保守等を含む支援措置費となっている（図 5 参照）。

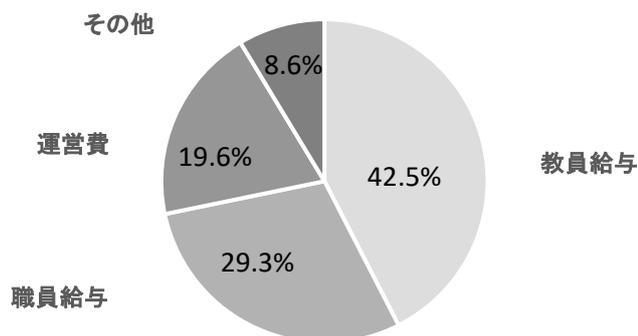


図 5 高等教育機関における公的補助金の支出内訳 (2018)

(出典：MENJ-MESRI-DEPP Compte de l'éducation et OCDE, Regards sur l'Éducation, 2019)

3.4 高等教育機関の収入構造

フランスの高等教育機関の収入に占める公的補助金の割合は全体の約 8 割（表 33 参照）を占めており、公的資金への依存度は日本の国立大学よりも高い。なお 2019 年度の高等教育機関収入内訳は以下のようになっている。

表 33 大学(université)の収入内訳 (2019)

項目	金額	割合
①政府補助金(SCSP)	€10,937,681,471	74.15%
②州、EU,その他からの運営補助金、資産融資	€1,370,932,016	9.29%
補助金計	€12,308,613,487	83.44%
③登録料	€302,016,005	2.05%
④ANR 以外の契約・受託研究	€88,179,747	0.6%
⑤生涯学習、VAE	€403,798,366	2.74%
⑥実習プログラム	€108,496,670	0.74%
⑦その他 (ANR,財団)	€1,539,937,889	10.44%
自己収入計	€2,442,428,677	16.56%
合計	€14,751,042,164	100%

(出典：Direction générale de l'enseignement supérieur et de l'insertion professionnelle)

①の政府補助金(Subvention pour charges de service public: SPSC)は、毎年特定の手続きと調整を経て州から各機関に配分される²⁾。SPSC の約 7 割は高等教育機関で働く教職員の給与であり、残りの 1 割弱が運営費、残りが不動産や投資等の資金となっている。フランスの国立大学の教職員の多くは公務員であるため、給与は基本的に公務員給与について定めたソーヴァデ法 (Sauvadet) に従って職種や職位毎に決められている。

③の登録料は学生が大学に支払う年間登録料であり、2020 年度は学士 170 ユーロ、修士 243 ユーロ、博士 380 ユーロとなっている。なおエンジニアリングスクールでは授業料が徴収されており、2020 年の授業料は 601 ユーロとなっている。また⑦の ANR はフランスの研究助成機関である国立研究機構 (Agence Nationale de la Recherche) である。⑤の VAE は教育機関外で得たコンピテンスを評価し、その能力が学位授与相当と認められた場合に学位授与する制度である職業経験認定制度 (Validation des Acquis de l'Experience) を指しており、生涯学習や VAE プログラムは機関の数少ない自己収入源の一つとなっている。

3.5 フランスにおける高等教育の資源配分

フランスの大学予算は、1980 年代までは GARACES(groupe d'analyse et de recherche sur

les activités et les coûts des enseignements supérieurs)と呼ばれる学生、教員、スタッフの人数等に基づくブロックグラントによって配分されていた(Bornarel 2002)。1989年に契約政策が導入されると、大学は中長期的な計画である全学計画を策定し、その計画に基づいて国との契約(4年)を締結し、契約に基づいた大学運営の予算配分が行われるようになった。また1994年からは、SAN REMO(systeme analytique de répartition des moyens: SAN REMO)と呼ばれる学生数や教職員数等定量的評価基準に基づくグローバルバジェット(総額支払)方式(70~80%)と、A,B,C,D(20~30%)と呼ばれる国との4年毎の契約期間の交渉に基づく方式の組み合わせによる配分方法が採用された(表34参照)。

表 34 SYMPA モデル以前の予算配分方式

~1980年代	1994~2008
100% 学生数、従業員数、教員数等に基づくブロック グラント	70~80% (SAN REMO) 分野別学生数、職位別教職員規模、教育時間 数等に基づくブロックグラント
	20~30% (A,B,C,D) 4年毎の計画、契約に基づく資源配分

(出典: Le financement des universités³⁾)

しかしSAN REMO方式は、定量的な理論値に基づく配分方式であったことから、大学の活動実態とは乖離しているという指摘があった(McKenzie 2009)。例えば、学生数には実際には授業などに出席せず、登録して得られる身分や社会保障制度等を目的とする登録上の人数も含まれていた。また、同方式で想定した専攻分野は43存在したが、これはフランスがボローニャ・プロセスに沿って2003年に導入したLMD(学部、修士、博士)課程に即したものではなかった。このためこのシステムは2005年頃から段階的に廃止されることとなり、2009年からは新たな配分方式であるSYMPA(systeme de répartition des moyens à la performance et à l'activité: SYMPA)が採用されることになった。SYMPA導入の背景として、2006年に施行されたLOLF(予算組織法)が挙げられる。フランスの公財政改革の一環で、歳出カテゴリーではなく政策分野のミッションごとに予算が付けられるようになり、同時に業績評価が導入された。高等教育予算においても、予算間の大幅費目間の流用が認められるようになったため、大学は給与として受け取った資金を運営と投資、教育と研究の間で調整できるようになり、また雇用上限内で職種の割り当てを調整することも可能になった。

SYMPAは、大学の実際の活動に即した資源配分(80%)と、評価による実績配分(20%)を組み合わせた方式で配分方式である(表35参照)。研究の実績については、大学評価機関であるAERES(現在はHCERES)による研究ユニットの評価結果を用いた指標が使われた。

表 35 SYMPA モデルによる配分方式

	教育	研究	合計
活動	60% 試験に出席する学生数	20% 生産活動に従事する研究者数	80%
実績	計算 4% 学位授与数、修士課程修了者数	計算 12% 研究ユニット評価(A~C)で重み付けされた研究者数	16%
	交渉 1% 学士課程進学、卒業、特殊教育	交渉 3% 博士学生の雇用	4%
	65%	35%	100%

(出典：SÉNAT session Ordinaire de 2019-2020)

この方式では、SAN REMO で採用していた単純な学生数等によるインプット指標から、単位や学位取得に係るアウトプット指標を利用した評価が導入されている。SYMPA 方式の導入により、より透明性の高い指標に基づく資金配分が可能になり、また教員の生産性も高まった (Calviac 2016)。2009 年から 2012 年までの間に大学によって +6% から +49%、平均で 16% 交付金が増加することになった。

3.3.6 配分方式に関する議論

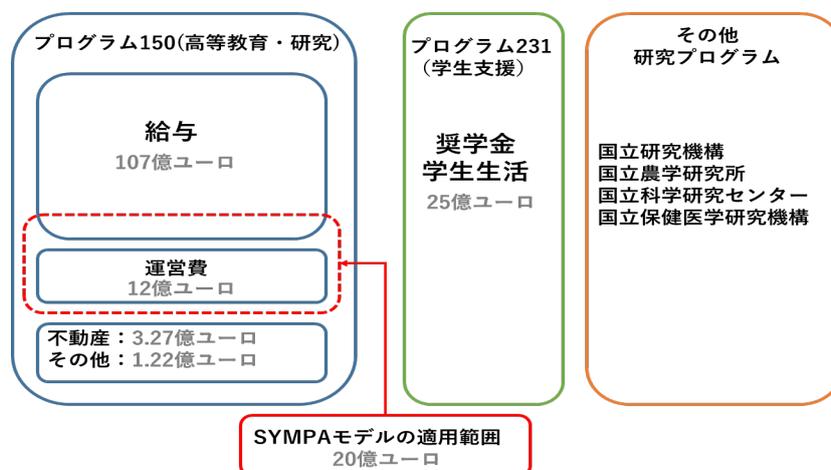


図 6 研究・高等教育ミッション (MIREs) による高等教育資金配分と SYMPA 適用範囲

(出典：L'allocation des moyens des établissements d'enseignement supérieur⁴⁾)

SYMPA モデルでは、評価方式の導入により、大学の自立性を促し、大学間の教育・研究活動が活発化することが期待された。しかし大学側からは、一律指標による評価は機関間を比較することは可能だが、各機関の持つ特異性をどう考慮するのかといった疑問や、評価対象となる生涯教育等の公的活動が優先されることによる機関の自立性の問題点等が指摘された²⁾。また煩雑な手続にもかかわらず反映される割合が小さいといった問題もあり、最終的に 2017 年までに SYMPA モデルは廃止されている。

その後、エンジニアリングスクールでは、2015 年に SYMPA 方式を修正した

MODAL(modèle d' allocation des moyens)と呼ばれる配分方式が採用されることになった。MODAL は欧州大学協会 (European University Association)における各国の資金配分方式の議論を参考に、よりシンプルな原則を用い、教育 (65%)、研究 (35%) 全体で8項目の指標に基づく資金配分を実施した (表 36 参照)。この方式では、SYMPA モデルで批判の大きかった研究者の「生産活動」の有無による重み付けといった要素を修正しているほか、SYMPA にはなかったインセンティブ指標 (欧州研究プロジェクト、国内プロジェクトへの寄与率等) が追加され、大学の能動的な取組について競争的に配分される形式となっている。

表 36 MODAL による資金配分の内訳 (2015)

757M€ (うち活動・実績配分額 €289,617,918)			
教育 (65%) 188,251,647€		研究 (35%) 101,366,272€	
活動 (52%) 学生数(2.4~4) 150,601,318€	実績 (13%) 37,650,329€	活動(28%) 研究者数(1~1.3) 81,093,17€	実績 (7%) 20,273,254€
	学位授与数(10.5%)(1~5) 30,650,329€		博士論文数(3.5%) 10,136,627€
	実習生割合(1.8%) 5,213,123€		欧州研究プロジェクト (PCRD)寄与率(3.0%) 8,688,538€
	生涯教育割合(0.7%) 2,027,325€		国内研究プロジェクト (IUF)寄与率(0.5%)

(出典：前掲⁴⁾)

3.7 戦略的経営対話

エンジニアリングスクールを除く高等教育機関では、SYMPA が段階的に廃止された後、前年度配分をベースとした年次配分が行われていたが、2019 年からは戦略的経営対話 (Le Dialogue stratégique et de gestion, DSG) と呼ばれる新たな方式が 10 機関で試験的に開始され、2020 年現在 80 機関まで拡大されている (IGÉSR 2019)。

戦略的経営対話は、指標による機械的な配分を改め、複数年 (3 年分) の財務、給与実績データ等に基づいて機関、州、省の関係者間で予算対話を実施する複数年契約型配分方式である。戦略的経営対話の目標は、資金配分を明快にし、大学の自律性を高めることとされており、パフォーマンスファンディングの範囲を拡大することによって機関の透明性、戦略性、また効率性を高め、良好な運営努力をしている機関に報いることを奨励するとされている (Adnot 2019)。

戦略的経営対話では、学生数 (一人当たり約 7,500 ユーロ) をベースとするブロックグラントに加え、機関に割り当てられる予算総額の 5%程度について以下 4 つのパフォーマンス指標を使用して配分している。

- a) 政策：政府の設定する優先課題のうち各機関の戦略に基づいて選択したプログラム

b) 卒業率：標準修了年限（3年/4年）卒業率

c) 就職率：卒業後6ヶ月後の就職率

d) 教員・教育の質：学習達成度、学生評価

a)の政策指標については、各大学が自らの戦略や機関目標に基づいて自発的に選択することを重要視しており、2019年には学生受入、学生サービス改善、国際ランキングの向上といったトピックが取り上げられた。また、b)の卒業率については当該年度国内平均値と比較した各機関のゲインとロスで算定している。国内平均値を参考にすることで、機関による影響を加味したデータとなっている。c)の就職率については、大学の3番目の使命である経済発展に関連して、学生と雇用の適切性を図る上で重要な指標であるとされている。d)の教育と研究の質に関しては、学生の授業評価を取り入れる等、教育を中心とした指標に重点が置かれるようになっている。またフランスでは、戦略的経営対話にパフォーマンス指標を取り入れるにあたり、同じヨーロッパのアイランドやオランダの評価方式の事例研究を実施し、その一部を取り入れている。この事例研究から強調されている点として、指標は簡潔で多すぎず、大学が達成可能なものとする事、またパフォーマンスによる配分はペナルティではなく追加的な報酬として配分されることといった点が挙げられており、経営的戦略対話ではこうしたインプリケーションを踏まえた簡潔な指標が採用されている。

注

1) 職業実習プログラム (L'apprentissage) を含む

2) Projet de loi de finances pour 2019 : Recherche et enseignements supérieur

http://www.senat.fr/rap/l18-147-323/l18-147-323_mono.html

3) Le financement des universités : pour un SYstème de répartition des Moyens à l'Activité et à la Performance (SYMPA) <https://www.senat.fr/rap/r07-382/r07-382.html>

4) L'allocation des moyens des établissements d'enseignement supérieur

<https://slideplayer.fr/slide/10167876/>

【参考文献】

Adnot, P. (2019) Rapport d'information N° 130 Senate Session Ordinaire de 2019-2020

Bornarel, J. 2002 Financement de l'enseignement supérieur(Formation et Recherche) CDUS

Calviac, S. (2016) Reshaping the French Higher Education Funding system to improve its efficiency ?, EUA 3rd Funding forum

<http://www.assemblee-nationale.fr/15/budget/plf2019/b1302-tIII-a34.asp>.

T. Agasisti, "Performance-Based Funding of Universities: The Italian Experience," *Int. High. Educ.*, vol. 51, no. 51, pp. 21-22, Mar. 2015.

M. Dobbins and C. Knill, "Higher education governance in France, Germany, and Italy: Change and variation in the impact of transnational soft governance," *Policy Soc.*, vol.

36, no. 1, pp. 67–88, 2017.

- DGESIP (2019) Dialogue stratégique et de gestion Phase1 Guide méthodologique
https://services.dgesip.fr/fichiers/Guide_DSG_phase_1_ORE-Sante_V2.pdf
- IGÉSR (2019) Phase 1 du dialogue stratégique et de gestion Trajectoires financière et
salariale https://services.dgesip.fr/fichiers/Guide_Finances-RH.pdf
- RAPPORT SUR LES POLITIQUES NATIONALES DE RECHERCHE ET DE
FORMATIONS SUPÉRIEURES 2018
- Mattei, P., ed. (2014) University Adaptation in Difficult Economic Times Oxford University
Press
- McKenzie Z. (2009) Higher Education Reform in France –Some lessons from the Australian
Experience- FONDATION pour L'INNOVATION POLITIQUE
- Musselin, C. (2001) *La Longue marche des universités françaises*
- OECD “Education at a Glance 2019” OECD Publishing, 2019
- Science and Technology Observatory (2019) Dynamics of scientific production in the world,
in Europe and in France, 2000-2016 Hceres
- 大場淳 (2015) 「フランスにおける大学・高等教育機関共同体 (communauté d'universités
et établissements: COMUE) の設置 広島大学高等教育研究開発センター戦略的研究プ
ロジェクトシリーズ IX『大学の機能別分化の 現状と課題』広島大学高等教育研究開発
センター
- 大場淳 編 (2014) 「フランスの大学ガバナンス」広島大学高等教育研究開発センター
- 研究開発戦略センター(CRDS) (2020) 「主要国の研究開発戦略 2020年」科学技術振興機
構
- 鈴木尊鉦(2011) 「フランスにおける自由責任法」外国の立法 247
- 柴田治呂 (2008) 「フランスの大学改革 (欧州科学技術・イノベーション動向報告)」科学技
術振興機構研究開発戦略センター

4. アメリカ

川村 真理（政策研究大学院大学 科学技術イノベーション政策研究センター）

4.1 アメリカにおける近年の大学質保証の動向

米国では、合衆国憲法修正第 10 条に基づき高等教育に関する権限は州政府に属するとされており、また連邦教育省が直接教育機関に干渉することは教育省組織法により制限されているため、国家レベルでの大学評価は行われていない¹⁾。しかし連邦政府は経済支援等を通じて毎年高等教育機関に 1200 億ドル以上の財政支援を行っている。公的支援の適正使用や質保証の観点から、政府は連邦教育省またはアクレディテーション協議会(CHEA)に認定されたアクレディテーション団体によって認証を受けた高等教育機関や学生に対して助成金や学資援助を実施するという審査方式を通じて間接的に質保証を監督している(Hegji 2017)。この連邦教育省、アクレディテーション団体に加え、各州の教育要件や消費認定者保護法遵守を監督する州の認可機関(state authorizing agency)の 3 機関が米国高等教育の質保証を監督する triad(三位一体)と呼ばれている。しかし、近年の授業料高騰や学生負債の増加、営利教育機関の破綻等を背景に学生・納税者保護や監督機能の観点からアクレディテーション団体への信頼性が低下したことを受け、2019 年にはアクレディテーション規則改正が行われた。改正規則ではプロセスの透明化や学生の達成度指標の収集、開示、大学の訴訟事案の報告等が新たに義務づけられている²⁾。

また連邦政府は、進学先を検討する学生や家族に比較可能な情報を提供する総合的な情報パッケージとして 2015 年から大学スコアカード (College Score Card) の公表を行っている³⁾。カレッジスコアカードでは、授業料、学生数、卒業率といった基本的なデータに加え、卒業後の学科別平均収入、債務状況といったデータが集約・公開されている。このデータは、米国教育統計センター(NCES)の統合高等教育データシステム (IPEDS) に加え、米国学生ローンデータシステム (NSLDS) および財務省の税記録を反映したものとなっており、より大学の実態に近い情報を学生や大学関係者に提供することに寄与している⁴⁾。アメリカでは 2005 年のスペリングス報告以降、大学の学修成果の可視化を求める動きが高まっており、連邦政府のこうした動きと連動して各州レベルでも評価の透明性や社会的な説明責任に重点を置いた政策がとられるようになってきている。

全米の約 7 割の学生が通う州立大学では、2017 年度の大学全体の収入のうち約平均 21% が州政府補助金、13% が経済支援等を通じた連邦政府補助金となっており、トータルでは 1700 億ドル以上の公的資金が州立大学に投入されている⁵⁾。また近年の授業料上昇に伴う家計支出や学生負債の増大、標準年限卒業率の低迷等を背景に、州立大学はその役割や効率性について社会的な説明を求められるようになってきている。州立大学は従来、一般的に入学者数に基づく補助金を州政府から調達してきたが、近年上記のような理由を背景として各州

でより効率的で透明性の高いファンドモデルが模索されるようになり、活動指標に基づくパフォーマンスベースドファンディング(Performance Based Funding: PBF)を取り入れる動きが活発化している。

4.2 アメリカにおけるパフォーマンスベースドファンディングの概要

米国においては、ベビーブーマーが大学進学人口に達した 1960 年代から 70 年代にかけて、いくつかの州で入学者数に対応した配分モデルを導入したことが州立大学におけるパフォーマンスベースドファンディング(Performance Based Funding: PBF)導入のきっかけとなったとされている (Dougherty and Reddy 2013)。1979 年にテネシー州が導入した後には、コネチカット州 (1985) やミズーリ州 (1991) 等いくつかの州で取り入れられたが、初期の指標は強制的なものではなく、州の目指す幅広いトピックや目標に対して一般財源に付加される小さなボーナスのようなものであった。しかしこうした指標は設計が曖昧で測定が難しく、また配分における一貫性もなかったため、廃止する州も多かった。2008 年の景気後退後、州財政の縮小を受けて高等教育に対するこれまでの伝統的な配分方法を見直す動きが広まったことをきっかけに、再びパフォーマンスベースドファンディングを取り入れる州が増加している (図 7 参照)。

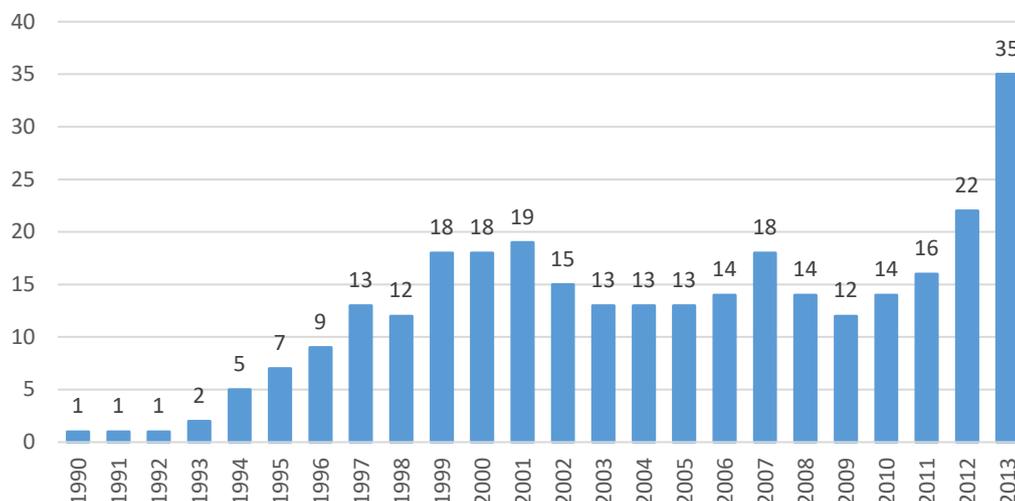


図 7 資源配分にパフォーマンス指標を取り入れている州の推移 (1990-2013)

(出典：The Politics of Performance Funding for Higher Education を元に作成)

InformED States の調査によると、2020 年 1 月現在 29 州でパフォーマンスベースドファンディングが導入されている。また、アイダホ州とミズーリ州ではパフォーマンスベースの評価は実施されているが、評価と結びついた資金配分は実施されていない。またペンシル

バニア州は現在制度設計を見直しており、パフォーマンスベースによる配分を一時停止している⁶⁾。

パフォーマンスベースドファンディングを導入する州の増加と共に、その効果や問題点についても様々な研究が進められている。パフォーマンスベースドファンディングは、上記に挙げた設計上の欠陥に関する批判に加えて、指標のインフレ化や機関のコアミッションとの乖離等、目標の歪み(mission distortion)と呼ばれる問題点が指摘されている(Harnisch, T. 2011)。また、学位取得率等一部の教育指標は、大学の教育機能よりも人種的な要因や低所得といった社会的背景による影響が大きいとして、公平性や教育の質の観点から批判する意見もある。このため、近年では指標や評価の設計を見直し、入学者数等の単純なインプット指標だけではなく、歩留率や修了率等の学習成果(student success)を含むアウトプット指標に重点を置いたハイブリッドな配分方法として、アウトカムベースファンディング(Outcome Based Funding: OBF)という呼称も使用されるようになってきている(Jones, D.P. 2013)。

4.3 アウトカムベースドファンディングモデル

アウトカムベースドファンディングモデルで使用される指標は、学修成果や学位取得だけではなく、州や機関の定める目標や優先事項等様々な要素が含まれている。コンサルティングファームの HCM Strategies では、アウトカムベースの一般的な指標を以下の表 37 のようにまとめている。

表 37 OBF モデルの指標例

指標タイプ	例
コース修了	単位取得学生、二重学位修了者
成果	水準に達した学生、留学生、初級コース修了者
学位取得	証明書取得者、学位取得者
転入・転出	転入学生、転入学生定着率
効果	卒業/修了率、歩留率、FTE 当たり学位取得、標準年限卒業率
職業教育	継続教育、卒業生給与、実習、免許・証明書
研究・公共サービス	研究費、公共サービス支出
コスト	教員・管理者給与、学生当たりコスト、卒業生負債額
優先分野	学位数における STEM 分野比率、高需要分野
優先学生	マイノリティー、低所得、第 1 世代学生、退役軍人、成人学生
その他	教員多様性、満足度調査、プログラム評価、オンライン教育

(出典：Driving Better Outcomes 2019 Table3 を元に作成)

アウトカムベースドファンディングの指標には、単位や学位取得、卒業率といった学修成果に関する要素のほかに、卒業生給与等就職に関する要素、州や機関の定める目標や優先事項等政策的な要素も含まれている。アウトカムベースドファンディングを導入している州の中には、2年制のコミュニティカレッジのみで導入している州（アリゾナ、カリフォルニア、イリノイ等）や、4年制大学のみで導入している州（メイン、オレゴン等）もある。また、コミュニティカレッジと4年制大学では学生の留年、卒業率や転入・転出率、機関目標等が異なるため、2年制と4年制で異なる指標を設定している州もある。4年制の州立大学でアウトカムベースドファンディングを導入している州は、2019年現在22存在しており、州によって使用する指標や予算配分割合は大きく異なっている（表38参照）。

表38 アウトカムベース指標を4年制州立大学で導入している州の指標内訳（2019）

州	コース 修了	進歩	学位	転入 転出	効果	研究・ 公衆サービス	職業 教育	コスト	優先 分野	優先 学生	その他	導入率 (%)
アーカンソー		○	○	○	○	○		○	○	○		～5
コロラド	○	○	○		○				○	○		25～
フロリダ			△		○		○	○	○	△	○	5～24
ハワイ			○	○	○				△	○		～5
インディアナ		○	○		○				○	○		5～24
カンザス	△		△		○	△			△	△	○	～5
ケンタッキー	○	○	○		○				○	○		25～
ルイジアナ	○	○	○	○	○	○	○		○	○		25～
メイン		○	○	○		△		○	○	○		25～
ミシガン			○		○	○		○	○			～5
モンタナ	△		○		○					○		5～24
ノースダコタ	○											25～
ニューメキシコ	○	△	○			△			○	○		～5
ネバダ	○	△	○	○	○	△			○	○		5～24
オハイオ	○		○			○			○	○		25～
オレゴン	○		○						○	○		25～
ペンシルベニア					○				△	○	○	5～24
ロードアイランド			△		○	△			○	○	○	5～24
テネシー		○	○		○	○				○	○	25～
ユタ			○		○	△			○	○		～5
バージニア									○			～5
ウイスコンシン		○	○	○	○	○		○	○	○	○	～5

（出典：HSM Strategies Driving Better outcomes 2019 Table5 を元に作成）

表38を見ると、アウトカムベースドファンディングを取り入れているほとんどの州で学位取得や修了率といった教育に係る指標を取り入れていることが分かる。また、州の優先する分野や特定学生への支援といった政策に関わる指標も8割以上の州で採用されている。しかし、使用する指標が多い場合でも、アウトカムに基づく予算配分率が5%以下に留まる

州（ハワイ、ミシガン、ニューメキシコ等）もあり、逆に高配分率の場合でも必ずしも多様な指標が用いられているわけでもない。あくまでも各州の教育政策と財政状況により、指標も導入率も各々異なる基準が設けられている。パフォーマンス実績に紐づく資金配分割合については、2020年予算ではアーカンソー州で3%、ネバダ州では20%、ケンタッキー州で70%と州によって異なるが、これは導入時期と関係している場合もある。例えばネバダ州では、実施初年度（2015年）には5%、翌年には10%を連動させ、3年目には15%、それ以降は20%を連動させる予定となっている。また2020年からコミュニティカレッジでの導入を発表したカリフォルニア州では、初年度10%、将来的には20%まで実績配分を引き上げる計画を立てている。このほかケンタッキー州では、導入直後にベースファンドの1~2%を超える予算削減が発生しないようにするため、ストップロス条項や無害化条項を策定しており、新たなファンディングモデル導入による激変緩和のための措置が制度設計に組み込まれている。また多くの州では新制度の導入にあたり、同程度のピア大学との比較や自州の従来配分方式についての効果検証等を実施しており、各州の実情に合った資源配分方法が模索されている。

4.4 米国 テネシー州

テネシー州は全米で最も早く1979年からパフォーマンスベースの予算配分を実施している。しかし、2010年までは全予算の85%が各機関の学生数に基づく配分であり、残りの15%のみが卒業率や就職率等州の目標とリンクした指標であったため、学修成果や修了率は必ずしも高くならなかった（Johnson, N& Yanagiura 2016）。

こうした問題を改善するため、2010年にテネシーカレッジ包括法(Complete College Tennessee Act: CCTA)が策定され、州の資金配分方法は大きく変化した。同法では州の調整委員会であるテネシー高等教育委員会(Tennessee Higher Education Commission, THEC)に権限が移譲され、THECがフォーミュラ・レビュー委員会に2年制、4年制大学セクター管理者を招集し、指標や資金調達に関するコンセンサスを得て配分を実施している。またコミュニティカレッジと4年制大学では異なる指標が使用され、この指標は5年ごとに見直されることになっている。2018年度予算では85%がアウトカムベース指標に従って配分され、残りの15%は固定費および質保証プログラム（学位プログラム、組織満足度調査、資格試験合格率、卒業生のテネシー州就職率等）によって配分されている。また、個々の項目は機関のミッション（研究重視、教育重視等）により異なる重み付けがされており、25歳以上の成人学生や連邦政府給付金であるベルグラントを受給している学生(at risk student)の学位取得等は40%のプレミアムが付加される。州立大学における機関収入に占める州補助金割合は、4年制でおよそ4分の1を占めており、各機関にとって重要な資金源となっている⁷⁾。

表 39 テネシー州の州立大学アウトカムベース資金配分指標 (2015-2020)

	4年制大学	コミュニティカレッジ
成果	30/60/90 時間の単位を取得した学生数	二重入学者数、12/24/36 時間の単位を取得した学生数、職業訓練時間数、12 単位以上取得した転入者数
修了率	準学士、学士、修士、博士、教育専門学位、法学位取得数、100FTE 当学位数、6 年以内卒業率	準学士、証明書取得数、100FTE 当授与数、就職率
生産性	研究、サービス、委託業務獲得額	
特定分野	成人学生、低所得学生	成人学生、低所得学生、低学力学生

(出典：Implementation and Impact of Outcomes-Based Funding in Tennessee Table 1)

また、テネシー州における資金配分指標は、2025 年までに州民 55%が大卒資格を得ることを目指す Drive to 55 キャンペーンや、コミュニティカレッジ無償化プログラム Tennessee Promise、州マスタープラン等、州の主導する教育政策目標とも連動しており、キャンペーンに付随する資金調達や政策推進の原動力となっている⁸⁾。

4.5 ミシガン州

ミシガン州は 2012 年度に州内の 4 年制大学に対して初めてパフォーマンスベース配分を導入したが、全体の予算に占める配分割合は 2.8%と極めて低かった (表 40 参照)。

表 40 ミシガン州における予算配分額に占める PBF 割合 (2012-2017)

年度	総予算	PBF 予算	PBF 予算割合
2012	\$ 1,300,994,000	\$36,342,000	2.8%
2013	\$1,328,947,100	\$27,953,100	2.1%
2014	\$1,339,958,200	\$74,637,500	5.6%
2015	\$1,360,557,600	\$20,099,400	1.5%
2016	\$1,400,345,000	\$39,787,400	2.8%
2017	\$1,428,345,000	\$28,000,000	2.0%

これを機関レベルで見ると、ミシガン州アナーバー校のパフォーマンス配分額は 2017 年の機関総収入の 0.07%、ノーザンミシガン大学は 0.78%とさらに小さく、また機関ごとの配分額にもかなりばらつきがある。また、ミシガン州ではパフォーマンスベースの配分を受けるにあたり、①年間授業料増加を \$ 475 または 3.8%以下に抑える、②コミュニティカレッジと少なくとも 3 つの編入協定を結ぶ、③高校で取得した大学の単位にペナルティを課さない、④複数の州レベルの情報ソースにデータ提供する、という 4 つの追加基準をクリアする必要があった。このため大学側からは、州による授業料抑制が目的ではないかとの声もあがっていた (Opoczynski 2016)。さらにパフォーマンス指標とその配分が詳細に定められており、手続きが煩雑なうえに配分額が小さいという大きな特徴があった。

表 41 ミシガン州におけるパフォーマンス指標とその割合 (2017)

項目	PBF 割合
基準年度 (2010) における各大学の運営費シェア	50%
STEM 分野の学士学位取得数	11.1%
研究開発費総額 (研究大学のみ)	5.6%
下記項目に関するカーネギー分類上の同格大学又は 3 年間の向上率 <ul style="list-style-type: none"> ・ 6 年卒業率 ・ 総学位修了数 ・ 基幹支出に占める機関補助 (運営費等) の割合 ・ ペルグラント受給学生割合 	33.3%
合計	100%

PBF の導入された 2012 年と 2015 年を比較して、ミシガン州北部の総修了者数、標準年限 (6 年) 卒業率が低下したこともあり、イースタンミシガン大学とオークランド大学は PBF 受給要件である授業料増加抑制を破り、それぞれ 7.78%、8.48% 授業料を引き上げた。この結果オークランド大学では 120 万ドルの PBF を失うことになったが、学生数は増加している。ミシガン州のモデルは、評価にかかる時間的・金銭的コストが配分にも結果にも現われておらず、また機関側が積極的に制度を受け入れるインセンティブに欠けていたため、こうした機関の離脱が生じたとの指摘がされている (Oberfell, M. 2018)。

4.6 フロリダ州

フロリダ州では 2014 年からパフォーマンスベース配分が取り入れられている。フロリダ州の予算配分は、2013 年を基準としたベースファンドに毎年パフォーマンス分が追加される形式となっており、10 の指標各 10 点、100 点満点で評価して配分額を決定している⁹⁾。配分を受けるためには最低 55 ポイントを獲得する必要がある。これを下回る機関は指定された期間に活動や戦略に関する改善案を提出する必要がある。なお 2021 年以降はこの最低ポイントが 60 ポイントに引き上げられる予定となっている。また、10 の指標のうち全大学共通のものは 7 項目で、残り 3 つは各機関の理事会による選択項目、評議会による選択項目、新設大学/既設大学で異なる項目となっている。

表 42 フロリダ州のパフォーマンス指標

	項目
1	学部卒業生の就職率（\$25,000 以上の職）/進学
2	フルタイム雇用の学部卒業生の平均給与
3	学生一人あたりの平均コスト（120 単位時間あたり実質授業料）
4	4 年卒業率（フルタイム換算数）
5	進級率（GPA2.0 以上の 2 年次歩留率）
6	戦略的優先分野の学位授与率
7	大学進学率（学部学生に占めるペルグラント受給者割合）
8	既設：戦略的優先分野の大学院学位授与率 新設：新入生に占める高校の成績トップ 10% 学生の割合（NCF のみ）
9	理事会による選択指標
10	評議会による選択指標

（出典：Board of Governors Performance Funding Overview）

フロリダ州のパフォーマンス配分には①州大学システムの戦略計画に沿った指標を用いる、②卓越、改善を評価する、③透明性のある少ない指標を用いる、④異なる機関毎の固有のミッションに配慮する、という 4 つの指針があり、この指針に従って評価と配分方式が設計されている。

表 43 フロリダ州立大学における PBF スコア及び配分割合 2019-2020

機関	スコア	ベース ファンド	PBF 配分額	収入総額	PBF 割合
Florida A&M University	70	\$159,270,733	\$29,056,843	\$188,835,183	15.4%
Florida Atlantic University	86	\$283,596,703	\$43,357,774	\$327,924,201	13.2%
Florida State University	88	\$581,155,539	\$88,933,412	\$667,567,952	13.3%
University of Florida	95	\$728,774,945	\$99,916,894	\$830,652,746	12.0%
University of West Florida	94	\$157,632,509	\$22,066,426	\$180,115,615	12.3%

（出典 SUSF 2020-2021 Allocation Summary and Workpapers より作成）

2019 年のパフォーマンススコアを見ると、スコア 70 の Florida A&M University の PBF 配分額が約 2,900 万ドルであるのに対し、スコア 95 の University of Florida は 8,300 万ドルとおよそ 3 倍近い配分額を受け取っていることが分かる（表 43 参照）。いずれの大学も総収入に占める PBF 配分割合で見ると 12~15% とそれほど変わらないように見えるものの、年間にして数十億円単位の予算がパフォーマンスベース配分によって左右されること

になる。また、スコア 60 を切らない場合でも、パフォーマンスが芳しくない場合は評価委員会の監視リスト (watch list) に入ることになるため、各大学はスコア向上のためにしのぎを削っている。2019 年現在、州大学システム (State University System: SUS) 12 校のうち、2012 年に設置されたフロリダポリテクニク (Florida Polytechnic University) を除く 11 校がパフォーマンス配分の対象となっている。フロリダ州は新システム導入以後、卒業率が 5 年間に 9.5% 上昇するなど目覚ましい成果をあげており、U.S. News & World Report の高等教育ベストステートランキングでは 3 年連続で 1 位を獲得している。

注

- 1) U.S. Department of Education, Accreditation in the United States
https://www2.ed.gov/admins/finaid/accred/accreditation_pg2.html
- 2) Council for Higher Education Accreditation, 2019, A Review of U.S. Department of Education Final Accreditation Regulations
<https://www.chea.org/review-us-department-education-final-accreditation-regulations>
- 3) U.S. Department of Education, 2020, College Scorecard
<https://collegescorecard.ed.gov/>
- 4) U.S. Department of Education, 2019, Secretary DeVos Delivers on Promise to Provide Students Relevant, Actionable Information Needed to Make Personalized Education Decisions
<https://www.ed.gov/news/press-releases/secretary-devos-delivers-promise-provide-students-relevant-actionable-information-needed-make-personalized-education-decisions>
- 5) The Charitable Trusts, 2019, Two Decades of Change in Federal and State Higher Education Funding Recent trends across levels of government
<https://www.pewtrusts.org/en/research-and-analysis/issue-briefs/2019/10/two-decades-of-change-in-federal-and-state-higher-education-funding>
- 6) InformED States, 2020, THE LANDSCAPE OF PERFORMANCE-BASED FUNDING IN 2020
https://static1.squarespace.com/static/5d9f9fae6a122515ee074363/t/5e3454ad239e650b8423af24/1580487858341/IS_Brief_LandscapeofPBF-2020.pdf
- 7) The Master Plan for Tennessee Postsecondary Education 2015-2025
https://www.tn.gov/content/dam/tn/thec/bureau/research/other-research/master-plan/MasterPlan2025_0418.pdf
- 8) Tennessee Higher Education Commission Tennessee Higher Education Fact Book 2018-2019
<https://files.eric.ed.gov/fulltext/ED599417.pdf>

- 9) State University of Florida Performance-Based Funding
<https://www.flbog.edu/finance/performance-based-funding/>

【参考文献】

- Boelscher, S., Snyder M. 2019, Driving Better Outcomes fiscal year 2019 state status & typology update HCM Strategist
- Callahan, K.M., Meehan, K., Shaw, K.M., Slaughter, A., Kim, D.Y., Hunter, V.R., Lin, J., Wainstein, L., 2017. Implementation and Impact of Outcomes-Based Funding in Indiana. Research for Action February 2017
- Callahan, K.M., Meehan, K., Shaw, K.M., Slaughter, A., Kim, D.Y., Hunter, V.R., Lin, J., Wainstein, L., 2017. Implementation and Impact of Outcomes-Based Funding in Tennessee. Research for Action January 2017
- Dougherty, K.J., Jones, S.M., Lahr, H., Natow, R.S., Pheatt, L., Reddy, V., 2016. Performance Funding for Higher Education. Johns Hopkins University Press
- Dougherty, K.J., Jones, S.M., Lahr, H., Natow, R.S., Pheatt, L., Reddy, V., 2014. Performance Funding for Higher Education: Forms, Origins, Impacts, and Futures. *Ann. Am. Acad. Pol. Soc. Sci.* 655, 163–184.
- Dougherty, K.J., Reddy, V. 2011 The Impacts of State Performance Funding Systems on Higher Education Institutions: Research Literature Review and Policy Recommendations. CCRC Working Paper No. 37
- Gándara, Denisa and Amanda Rutherford. “Mitigating Unintended Impacts? The Effects of Premiums for Underserved Populations in Performance-Funding Policies for Higher Education.” *Research in Higher Education*. <http://doi.org/10.1007/s11162-017-9483-x>.
- Gándara, D., Rutherford, A., 2018. Mitigating Unintended Impacts? The Effects of Premiums for Underserved Populations in Performance-Funding Policies for Higher Education. *Res. High. Educ.* 59, 681–703.
- Harnisch, T., 2011 Performance-based Funding: A Re-Emerging Strategy in Public Higher Education Financing, A Higher Education Policy Brief June 2011, American Association of State Colleges and Universities
- Hegji, A. 2017 An Overview of Accreditation of Higher Education in the United States Congressional Research Service Report
- Hillman, N., Corral, D., 2017. The Equity Implications of Paying for Performance in Higher Education. *Am. Behav. Sci.* 61, 1757–1772.
- Hillman, Nicholas W., Alisa Hicklin Fryar, and Valerie Crespín-Trujillo. 2018 “Evaluating the Impact of Performance Funding in Ohio and Tennessee.” *American Educational*

- Research Journal 55 (1): 144–170.
- Hillman, N.W., Tandberg, D.A., Fryar, A.H., 2015. Evaluating the Impacts of “New” Performance Funding in Higher Education. *Educ. Eval. Policy Anal.* 37, 501–519.
- Hillman, N.W., Tandberg, D.A., Gross, J.P.K., 2014. Performance Funding in Higher Education: Do Financial Incentives Impact College Completions? *J. Higher Educ.* 85, 826–857.
- Johnson, N., Yanagiura, T. Early Results of Outcome based Funding in Tennessee Lumina Issue Papers Lumina Foundation
- Jones, Dennis P., 2013 Outcomes-Based Funding: The Wave of Implementation National Center for Higher Education Management Systems Complete College America
- Laderman, Sophia and Andrew Carlson. “State Higher Education Finance: FY 2017.” Boulder, CO: State Higher Education Executive Officers Association, 2018
- Li, A.Y., 2018. Lessons Learned: A Case Study of Performance Funding in Higher Education.
- Li, A.Y., 2017. Covet Thy Neighbor or “Reverse Policy Diffusion”? State Adoption of Performance Funding 2.0. *Res. High. Educ.* 58, 746–771.
- Li, A.Y., Kennedy, A.I., 2018. Performance Funding Policy Effects on Community College Outcomes: Are Short-Term Certificates on the Rise?, *Community College Review.*
- M. Kate Callahan, Meehan, K., Shaw, K.M., Slaughter, A., Kim, D.Y., Hunter, V.R., Lin, J., Wainstein, L., 2017. Implementation and Impact of Outcomes-Based Funding in Tennessee.
- Mitchell, M., Leachman, M., Masterson, K., 2017. A lost decade in higher education funding: State cuts have driven up tuition and reduced quality. *State Budg. Tax. Res. Cent. Budg. Policy Priorities* 1–29.
- National Conference of State Legislatures. “Performance-Based Funding for Higher Education.” 2015, <http://www.ncsl.org/research/education/performance-funding.aspx>. Accessed 8 June 2018.
- Obergfell, M. 2018, A Complex Model and Low Allocations: Performance Based Funding in Michigan
- Opoczynski, R. 2016 The Creation of Performance Funding in Michigan: Partnerships, Promotion, and Points education policy analysis archives Volume24 No.122
- Rutherford, A., Rabovsky, T., 2014. Evaluating Impacts of Performance Funding Policies on Student Outcomes in Higher Education. *Ann. Am. Acad. Pol. Soc. Sci.* 655, 185–208.
- Sanford, T., Hunter, J.M., 2011. Impact of Performance-funding on Retention and Graduation Rates Education Policy Analysis Archives. *Educ. Policy Anal. Arch.* 19, 19.
- Schneider, J.W., Aagaard, K., Bloch, C.W., 2016. What happens when national research funding is linked to differentiated publication counts? A comparison of the Australian and Norwegian publication-based funding models. *Res. Eval.* 25, 244–256.
- Shin, J.C., 2010. Impacts of performance-based accountability on institutional performance in

the U.S. High. Educ. 60, 47-68.

Shin, J.C., Milton, S., 2004. The effects of performance budgeting and funding programs on graduation rate in public four-year colleges and universities. *Educ. Policy Anal. Arch.* 12, 1-26



SciREX Center



GRIPS

政策研究大学院大学

NATIONAL GRADUATE INSTITUTE
FOR POLICY STUDIES

科学技術イノベーション政策研究センター

Science for RE-Designing Science, Technology and Innovation Policy Center (SciREX Center)

〒106-8677 東京都港区六本木 7-22-1 / Tel 03-6439-6329 / Fax 03-6439-6260

7-22-1 Roppongi, Minato-Ku, Tokyo 106-8677 JAPAN

Tel +81-(0)3-6439-6329 / Fax +81-(0)3-6439-6260